

# 千代田町 第五次総合計画

平成 23 年 3 月

千代田町



# 千代田町第五次総合計画

人と自然がふれあう 元気で豊かなまち ちよだ

平成 23 年度～32 年度

千代田町



## 『人と自然がふれあう 元気で豊かなまち ちよだ』 ～新たな ふるさとの創生～

静かな中にも脈々とした豊かな水の流れを讃える利根川、昔から変わらぬその景色は、この町に生まれ、育ち、または町にお住みになられた方にとりましても、心の癒されるふるさとの情景です。

利根川堤防上のサイクリングロードや周辺整備が進んだことにより、町民の方々が健康づくりやレジャーなどで利根川に訪れることも多くなったと思います。

また、町外の方々からも愛され、年々来訪者が増えてきているようです。

私は、この豊かな川の自然とともに生まれ、発展を続けてきた千代田町が大好きです。

今、国はもとより、全国的に少子高齢化が進む中、長引く景気の低迷や地方分権の推進など、町の今後の運営には難しい課題が山積しています。

しかし、このような時代の流れの中にあっても、次世代を担う子どもたちの明るい未来のために、町民の皆様とともに、私たち行政をあずかる者が、新しいまちづくりを進めることにより、より一層豊かな千代田町を創生して行かなければならないと考えています。

そこで、今回の第五次総合計画では、町の将来像を「人と自然がふれあう 元気で豊かなまち ちよだ」と位置付け、生活基盤、保健・医療・福祉、教育・文化、産業振興や町民と行政の協働など、様々な事業について真摯に取り組み、着々と一歩ずつではありますが、効果の高い施策を展開することにより、真に元気で豊かな千代田町の創生を目指します。

そのためにも、町民の皆様方と一緒にあって新しいまちづくりを積極的に推進して行きたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、本計画策定にあたり、ご審議をいただきました町議会議員および総合開発計画審議委員会をはじめ、ご協力をいただきました多くの町民の皆様方に心より厚くお礼を申し上げます。



平成 23 年 3 月

千代田町長 大 谷 直 之



## 町民憲章

千代田町は、太陽と水と緑につつまれた美しい町です。郷土の歴史と伝統にささえられ、信頼と協力のもとに「心のふれあう豊かなふるさとづくり」をめざして、ここにこの憲章を定めます。

昭和 57 年 3 月 20 日制定

- 一、自然を愛し、住みよい町をつくります。
- 一、勤労を重んじ、伸びゆく町をつくります。
- 一、人権をまもり、思いやりのある町をつくります。
- 一、教養を高め、文化の香りたかい町をつくります。
- 一、心のふれあう、明るい家庭の町をつくります。

## 人にやさしい 美しいまち 宣言

平成 6 年 9 月 22 日宣言

「一人ひとりがみんな幸せになりたい。」「人間らしく生きたい。」

この願いが私たちの生きがいや生きる喜びにつながります。

かつて私たちの祖先は、ひたすら自然を愛することで、その恵みを受ける農耕の民であったに違いありません。そこにはお互いに助け合うことの尊さと自然への思いやりが息づき、人と人、人と自然との営みが理想的に展開されていたことが想像されます。

私たちは、この人と人、人と自然との信頼関係を大切に、同和問題をはじめとするすべての差別をなくし、人と自然への思いやりに満ちたまちづくりを進めることを誓い、ここに「人にやさしい美しいまち」を宣言します。

- 1 すべての差別をなくし、人権を尊重するまちをつくります。
- 2 福祉をひろめ、思いやりのあるまちをつくります。
- 3 小さな善意を積み重ね、心豊かなまちをつくります。
- 4 健全な青少年をはぐくむ、健康なまちをつくります。
- 5 自然を大切にし、清潔な美しいまちをつくります。

# 目 次

## I 序 論

第1章	計画の策定に当たって .....	1
第1節	計画策定の趣旨と方針.....	1
第2節	計画の概要.....	3
第2章	計画の背景 .....	5
第1節	千代田町の概況 .....	5
第2節	町民のニーズ .....	18
第3節	千代田町をとりまく環境の変化と広域連携の現状.....	29
第3章	まちづくりの課題.....	30
第1節	安全で暮らしやすい都市基盤の形成.....	30
第2節	豊かな自然環境の保全と活用.....	30
第3節	地域産業の活力向上 .....	31
第4節	誰もが安心できる社会への対応.....	31
第5節	心豊かな人づくりの推進.....	31
第6節	まちづくりへの町民参加の促進.....	32
第7節	健全な行財政体制の確立.....	32

## II 基本構想

第1章	計画の基本的方向.....	33
第1節	計画の基本理念 .....	33
第2節	町の将来像.....	34
第2章	将来人口の推計 .....	36
第1節	推計方法 .....	36
第2節	推計結果 .....	36
第3章	施策展開の方向性.....	37
第1節	人と自然にやさしい安全安心のまちづくり（生活基盤） .....	37
第2節	健康で安心して暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉） .....	37
第3節	健やかに子どもが育ち学び続けたいまちづくり（教育・文化） .....	38
第4節	人が訪れたいにぎわいのあるまちづくり（産業振興） .....	38
第5節	心がふれあう町民参加のまちづくり（町民と行政の協働） .....	39
第4章	施策の大綱 .....	40

## Ⅲ 基本計画

第1章	人と自然にやさしい安全安心のまちづくり	41
第1節	安全で安心した生活の確保	41
第2節	快適な生活環境	55
第3節	自然環境との共生	73
第4節	生活利便性の向上	80
第2章	健康で安心して暮らせるまちづくり	87
第1節	保健・医療の充実	87
第2節	安心な暮らしのための福祉	101
第3節	人権	123
第3章	健やかに子どもが育ち学び続けたいくなるまちづくり	129
第1節	学校教育の充実	129
第2節	生涯学習の充実	144
第3節	文化の振興	152
第4章	人が訪れたいくなるにぎわいのあるまちづくり	157
第1節	農林業	157
第2節	商業	164
第3節	工業	166
第4節	観光	168
第5節	勤労者行政の推進	170
第5章	心がふれあう町民参加のまちづくり	173
第1節	情報提供の推進	173
第2節	町民参加の推進	178
第3節	行財政運営	184

## Ⅳ 参考資料

◆用語解説一覧	191
◆千代田町第五次総合計画の策定過程	199
◆総合計画策定の実施体制	200
◆千代田町総合開発計画審議会条例	201
◆総合開発計画審議会委員名簿	203
◆千代田町第五次総合計画策定要綱	204
◆総合計画策定委員名簿	206
◆総合計画策定計画主任名簿	207



# I 序 論

---



# 第 1 章 計画の策定に当たって

## 第 1 節 計画策定の趣旨と方針

### 第 1 項 計画策定の趣旨

本町では、平成 13 年に「自然とふれあう元気でやさしい町」の実現をめざし、『千代田町第四次総合計画』を策定しました。この計画を町政運営の指針とするとともに、本町の豊かな自然、歴史、伝統文化の特性を有効活用しつつ、農業・商業・工業の調和のとれた町を目指して、現在、自主自立の道を歩んでいます。また、行政改革を行政運営の重要課題に位置づけ、事務事業・組織機構の見直しや情報化の推進による行政サービスの向上などの改革を積極的に進めています。

一方、わが国では、地方分権の大きな動きのなかで、少子高齢化、高度情報化、国際化、深刻化する地球環境問題、防犯・防災への住民意識の高揚など、これまでに経験したことのないさまざまな課題に直面しています。

このようななかで、これらの課題に的確に対処し、より豊かな町民生活を実現するため、町民と行政が相互に信頼し協働しながら、長期的なまちづくりの方向性を示すとともに、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、地方自治法の規定による基本構想を定める必要があり、千代田町第五次総合計画を策定するものです。

## 第2項 計画策定の方針

わが国全体が低成長時代に突入するとともに、産業のあらゆる分野で国際競争・地域間競争が激化する今日、豊かな自然や本町の地域特性を活かしつつ、本町の産業を今後も持続的に発展させていくためには、地域の活性化のための計画的な行動指針を作成することが重要です。

また、本町におけるまちづくりの最上位に位置づけられる総合計画では、行政の各種計画や施策の基本となるものであるとともに、町民に対してまちづくりの方向性とその実現のための方針を示す計画とすることが求められます。

そこで、新しい総合計画は、「地域活性化のための行動指針」として、以下の方針により策定します。

### (1) 計画的行政運営の指針

本町の最上位計画として、行政の各種計画や施策の基本となるものであるとともに、町民に対してまちづくりの方向性を示す計画とします。

### (2) まちづくりの方向性と仕組みづくり

本町の豊かな自然環境や地域特性を活かし、目指すべき町の将来像を町民との協働で実現するため、まちづくりの方向性を具体的に示す計画とします。

また、多様化する町民のニーズに、物的・量的・ハード的側面の施策のみではなく、本町に関わるすべての人たちが経済的・精神的に豊かな生活を実感することができる仕組みづくりや質の向上など、ソフト面についても十分考慮した計画とします。

### (3) 実現性と実効性が確保される計画

社会経済情勢や行財政状況の変化、また、町民の要求や需要の多様化を把握し、求められるまちづくりに対応する施策の選択と重点的な施策展開を図ることにより、実現性と実効性の高い計画の策定に努めます。

### (4) 他の計画等との関連性の確保

本町の主体性、独自性を示し、地方分権に対応した自立したまちづくりを進めるとともに、国・県・広域圏などの計画と整合性を図ることとします。

## 第2節 計画の概要

### 第1項 計画の性格

総合計画は、基本構想、基本計画を包括する総称であり、基本構想については、地方自治法第2条第4項で、「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と規定しています。

この総合計画は、本町の目指す方向や施策をまとめた、本町におけるまちづくりの最上位計画に位置づけられる計画であり、まちづくりの目標とその実現方法を示す計画となるものです。

### 第2項 計画の構成

計画の構成は、基本構想（地方自治法第2条第4項）、基本計画（実施計画）で構成します。

#### （1）基本構想

基本構想は、本町の現状とまちづくりの課題を踏まえ、目指すべき町の将来像と、それを実現するための施策の基本的な方向を示すものです。

基本構想の期間は、平成23（2011）年度を初年度とし、平成32（2020）年度までの10年間とします。

#### （2）基本計画

基本計画は、基本構想をもとに、その目標を達成するため、施策の具体的な内容を分野別に体系化したもので、実施計画の基礎となります。

基本計画の期間は、基本構想と同じく平成23（2011）年度を初年度とし、平成32（2020）年度までの10年間とします。また、基本計画は5年間での見直しを基本とし、急激な社会情勢・経済情勢の変化により計画を見直すこともあります。

実施計画は、基本計画で体系化した各施策の実施年度や事業量、実施方法などを具体化した事業で示し、各年度の予算編成の指針となります。また、毎年度事業計画を策定するローリング方式を採用し、実効性の確保に努めます。

### 第3項 計画の期間

計画の期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とします。

なお、環境の変化に柔軟に対応し円滑な進行管理を期するため、基本計画は 5 年間での見直しを基本とし、急激な社会情勢・経済情勢の変化により計画を見直すこともあります。また、実施計画は、毎年度、事業の評価、検証を実施する、ローリング方式により運用を図るものとします。

総合計画の計画期間

西暦(年度)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
平成(年度)	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	31 年	32 年
基本構想	10 年間									
基本計画 (実施計画)	10 年間									
	＊基本計画は 5 年間での見直しを基本とし、急激な社会情勢・経済情勢の変化により計画を見直すこともあります。 ＊実施計画は、基本計画に掲げた施策を計画的、効率的に推進するための事業計画であり、毎年度の予算編成の指針となるものです。									

## 第2章 計画の背景

### 第1節 千代田町の概況

#### 第1項 本町の概要

本町は、群馬県の南東部に位置し、南に雄大な利根川を望み、その左岸に沿って東西に長い人口約12,000人の自然に恵まれた緑豊かな美しい町です。

四季折々に表情を変える本町は、昭和30年の町村合併により当時の千代田村が誕生し、昭和57年4月1日の町制施行により千代田町として現在にいたっています。その間、偉大なる先人たちをはじめ、町民一丸となって幾多の試練を乗り越え、農業・商業・工業の振興、社会福祉の充実や教育文化の向上に懸命の努力が注がれ、大きな成果をあげてきました。

特に、利根川がもたらす豊富な水を利用した、稲作やビール麦などの米麦作を中心とした農業と2つの工業団地を核とするとともに、新たな商業集積を図るなど、農業・商業・工業の調和のとれた町として、発展しています。

また、利根川は、近郊に豊富な水を供給するため、利根大堰によって堰き止められており、最近では、この豊かな水を活用したジェットスキーやウインドサーフィンなどのメッカとして、県内外から多くのレジャー客で賑わいを見せる観光スポットとなっています。

本町では、豊かな自然、歴史、伝統文化の特性を生かしつつ、次代を担う子どもたちの健全育成や町民の方々が安全で安心した生活が送れるよう「人にやさしい美しい町づくり」を目指し、特色ある施策に取り組んでいます。さらに、行政と町民とがお互いの問題意識を共有し、それぞれの役割を担いながらパートナーシップを築き、対等な立場で「まちづくり」を提案・実行していく「協働のまちづくり」を推進しています。

## 第2項 人口・世帯の動向

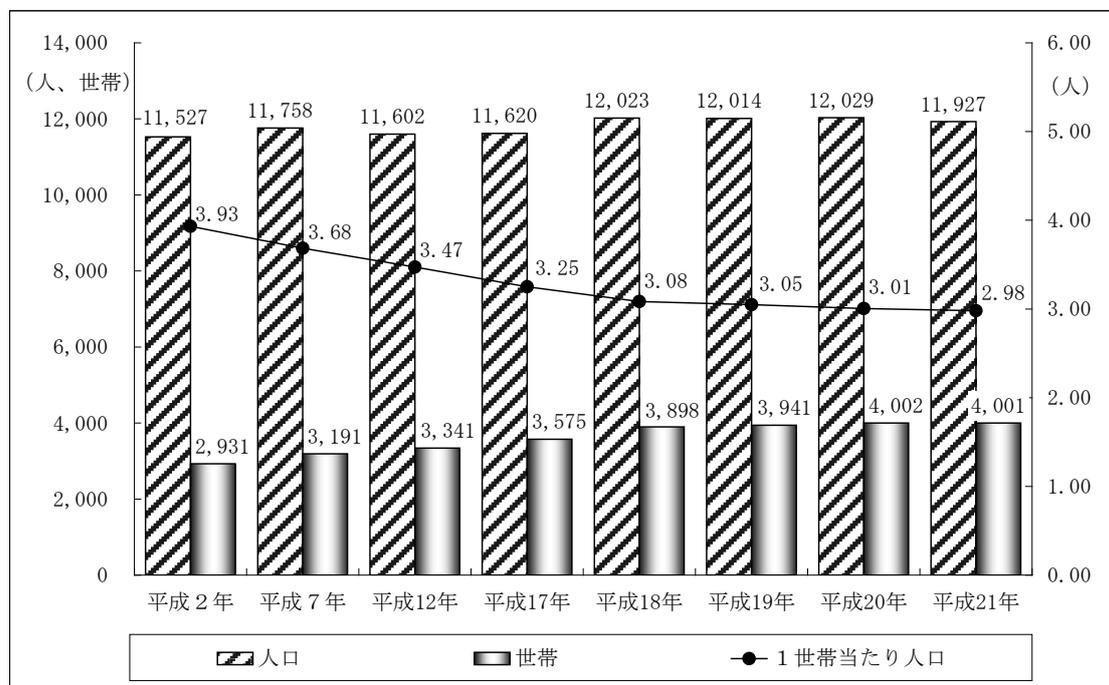
平成18年、わが国では、総人口減少時代がスタートしました。合計特殊出生率は平成17年には1.25と過去最低の数値を更新し、将来にわたって人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。また、昭和60年頃から少子高齢化が急速に進行し、平成17年には、年少人口（0～14歳人口）比率が14%を割るとともに、高齢者人口（65歳以上人口）比率が20%に達しています。

こうしたなかで、本町の人口は、平成19年より緩やかに減少し、少子高齢化も進んでいますが、県平均と比較すると緩やかに進んでいる状況（P. 8グラフ参照）です。以下に人口等の状況について示していきます。

### （1）総人口と世帯数の推移

平成21年の人口は11,927人、世帯数は4,001世帯、1世帯当たりの人口は2.98人です。人口は11,500人から12,100人の間で推移しています。世帯数は、増加傾向にあり、平成2年と平成21年を比べると1,070世帯増加しています。1世帯当たりの人口は、減少傾向にあり、平成2年と平成21年を比べると0.95人減少しています。

人口と世帯数の推移



資料：平成2年～平成17年は国勢調査、平成18年～平成21年は住民基本台帳、外国人登録  
 (注) 住民基本台帳、外国人登録はいずれも10月1日現在

## (2) 人口動態

自然動態では、死亡が出生より多い年が多く、減少傾向にあります。また、社会動態では、平成15年から平成16年、平成18年と平成20年で転入が転出より多くなっています。

人口増減は、年により変化しています。

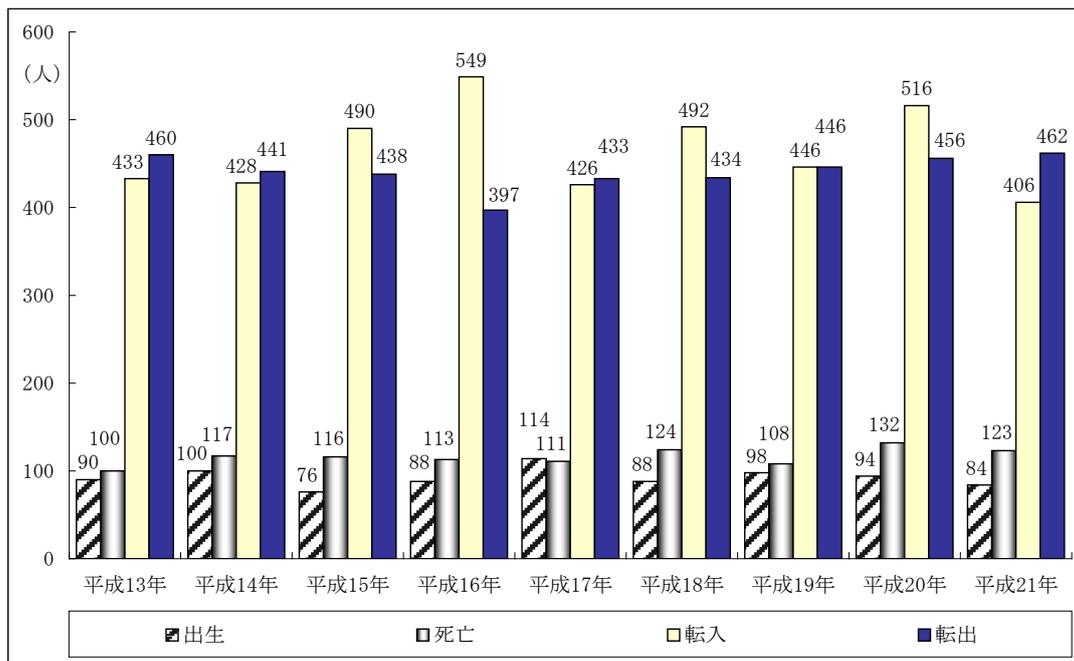
人口動態

(単位：人)

区分 年次	人 口						人口増減
	自然動態			社会動態			
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成13年	90	100	△10	433	460	△27	△37
平成14年	100	117	△17	428	441	△13	△30
平成15年	76	116	△40	490	438	52	12
平成16年	88	113	△25	549	397	152	127
平成17年	114	111	3	426	433	△7	△4
平成18年	88	124	△36	492	434	58	22
平成19年	98	108	△10	446	446	0	△10
平成20年	94	132	△38	516	456	60	22
平成21年	84	123	△39	406	462	△56	△95

(注) 人口動態は年間の人口変動の状況を示しています。自然動態は出生と死亡による人口変動であり、社会変動は町への転入と転出による人口変動となります。

人口動態の推移



資料：人口動態調査

### (3) 年齢構成の推移

年齢3区分別人口の構成比では、15歳未満が、平成7年の16.5%から平成21年の13.5%に減少し、65歳以上は、平成7年の16.5%から平成21年の21.4%に増加しており、少子高齢化が進んでいます。

また、平成21年を県平均と比較すると15歳未満が13.5%で県の14.0%より低く、65歳以上は21.4%で県の23.2%より低くなっています。

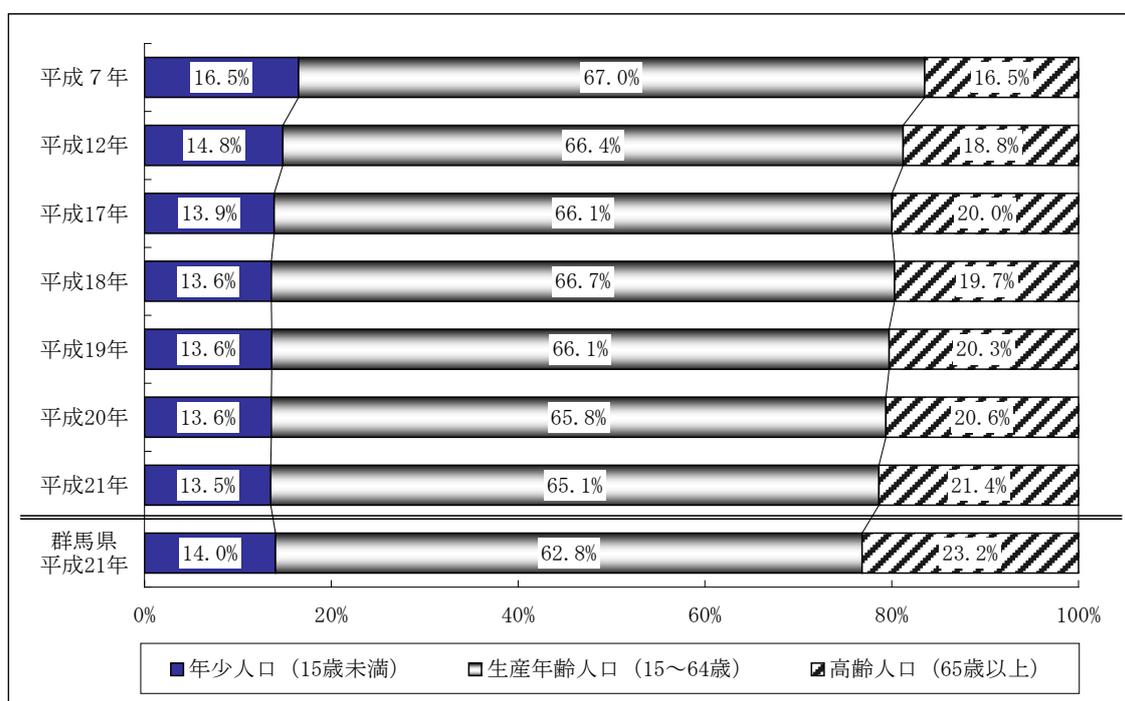
本町では、高齢化よりも少子化が進行しています。

年齢3区分別人口の推移

(単位：人)

区分 年度	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年
人口	11,758	11,602	11,620	12,023	12,014	12,029	11,927
年少人口 (15歳未満)	1,939	1,719	1,614	1,623	1,636	1,634	1,612
生産年齢人口 (15~64歳)	7,882	7,704	7,686	8,023	7,942	7,915	7,766
高齢人口 (65歳以上)	1,937	2,179	2,320	2,368	2,436	2,480	2,549

年齢3区分別人口構成比の推移



資料：平成2年～平成17年は国勢調査、平成18年～平成21年は住民基本台帳、外国人登録  
 (注) 住民基本台帳、外国人登録はいずれも10月1日現在

#### (4) 小・中学校の児童・生徒数

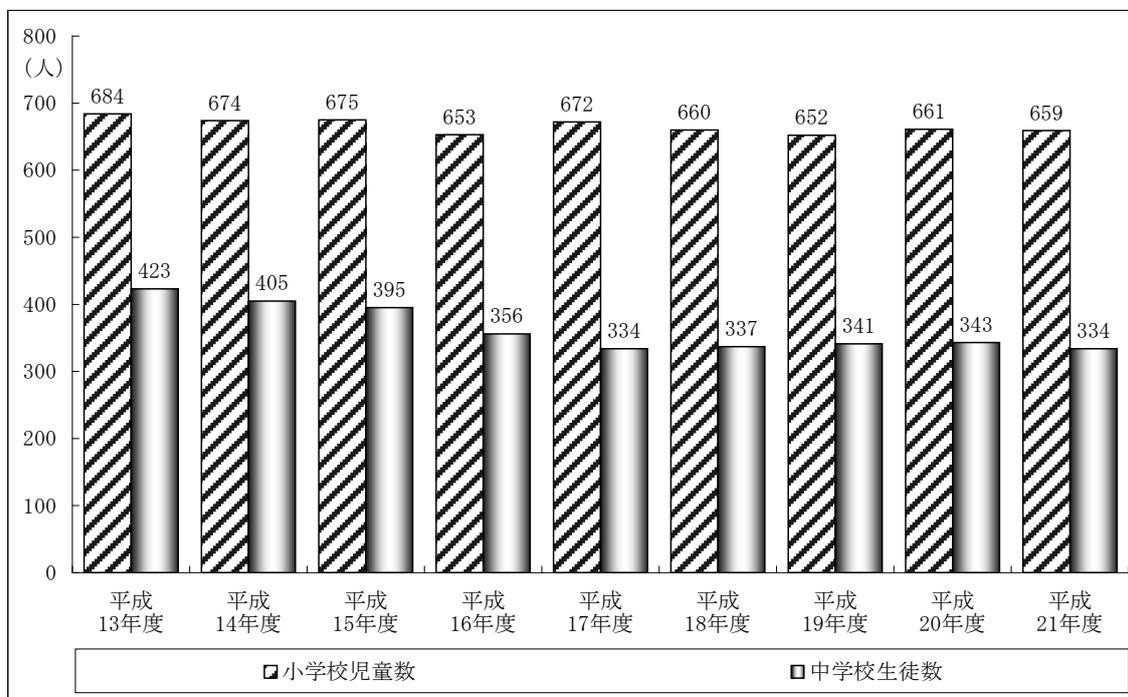
少子化の進行により、小・中学校の児童・生徒数は減少しています。

小学校の児童数は、平成 21 年が 659 人で平成 13 年と比較すると 25 人 (4.0%) 減少しています。中学校の生徒数は、平成 21 年が 334 人で平成 13 年と比較すると 89 人 (21.0%) 減少しています。

本町においては、子育て支援などの少子化対策が必要となっています。

小・中学校の児童・生徒数の推移

区分 年度	小学校		中学校	
	児童数	指数	生徒数	指数
平成 13 年度	684	100	423	100
平成 14 年度	674	99	405	96
平成 15 年度	675	99	395	93
平成 16 年度	653	95	356	84
平成 17 年度	672	98	334	79
平成 18 年度	660	96	337	80
平成 19 年度	652	95	341	81
平成 20 年度	661	97	343	81
平成 21 年度	659	96	334	79



資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

### (5) 就業・通学の動向

国勢調査によると、平成7年から平成17年の就業・通学の動向は、ベッドタウン化が進展し、「町外で就業」が6.9%、「町外で通学」が1.9%増加しています。

「町外の主な就業先」については、平成17年の構成比で、大泉町（14.8%）が最も多く、次いで館林市（10.5%）、太田市（9.1%）などとなっています。また、「町外の主な通学先」については、平成17年の構成比で、館林市（17.9%）と最も多く、次いで太田市（15.9%）、大泉町（15.2%）などとなっています。

就業・通学先の推移

年次 区分		平成7年		平成17年	
		人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)
町内に常住する就業者		6,256	100.0%	6,015	100.0%
町内で就業		3,052	48.8%	2,519	41.9%
町外で就業		3,204	51.2%	3,496	58.1%
主な就業先	太田市	391	6.3%	547	9.1%
	館林市	554	8.9%	632	10.5%
	明和町	170	2.7%	174	2.9%
	大泉町	1,065	17.0%	891	14.8%
	邑楽町	320	5.1%	286	4.8%
町内に常住する通学者		777	100.0%	586	100.0%
町内で通学		107	13.8%	70	11.9%
町外で通学		670	86.2%	516	88.1%
主な通学先	太田市	146	18.8%	93	15.9%
	館林市	169	21.8%	105	17.9%
	明和町	49	6.3%	45	7.7%
	大泉町	99	12.7%	89	15.2%
	邑楽町	7	0.9%	6	1.0%

(注1) 通学者は、15歳以上

(注2) 太田市の平成7年は合併前

資料：国勢調査

### 第3項 産業の動向

わが国では、バブル経済後の低成長に加え、農産物輸入自由化の拡大、製造業の海外移転、開発輸入の進行、小売業の大型店化やフランチャイズ化の進展、情報通信技術の急速な発展などにより、産業構造は大きく転換しています。また、経済状況は、世界的な金融問題などや国内の景気後退などにより厳しい状況が続いています。

このようななかで、本町の産業は、平成11年と比較すると、商業の年間商品販売額、工業の年間製造品出荷額等は増加しています。農業は全国的傾向と同じように、農業粗生産額が減少しています。以下に産業構造の状況を示します。

#### (1) 産業別生産額等

産業別の生産額では、工業の年間製造品出荷額等が最も多く、92.1%を占め、工業中心の構造であることがわかります。

産業別の生産額等

項目	年次	金額(百万円)	構成比(%)	資料
農業粗生産額	平成17年	1,300	0.5%	農林統計調査
商業年間商品販売額	平成19年	18,235	7.4%	商業統計調査
工業年間製造品出荷額等	平成20年	227,619	92.1%	工業統計調査
合計		247,154	100.0%	—

## (2) 産業別就業者の推移

産業別就業人口比率では、第1次産業が、平成2年の12.4%から平成17年の8.0%に減少し、第2次産業は、平成2年の54.2%から平成17年の45.2%に減少し、第3次産業は、平成2年の33.5%から平成17年の46.8%に増加しています。

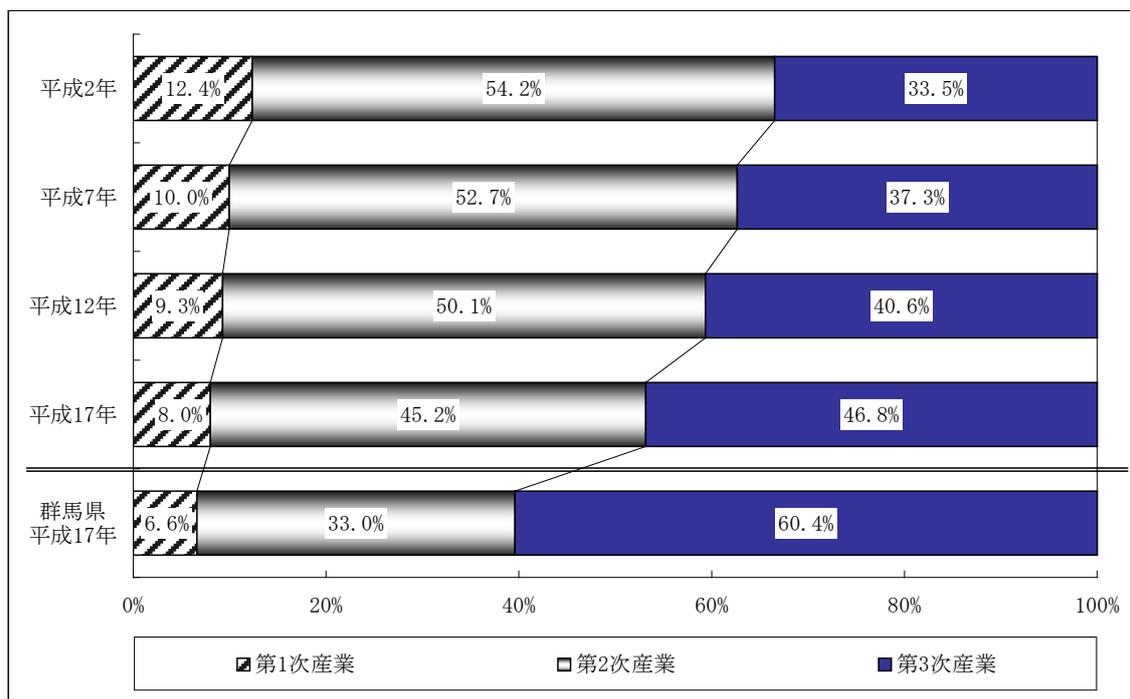
また、平成17年を県平均と比較すると、第1次・2次産業の占める割合が高く、第3次産業の占める割合が低くなっています。

産業別人口の推移

(単位：人)

区分 年次	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
平成2年	5,924	732	3,210	1,982
平成7年	6,255	623	3,296	2,336
平成12年	6,131	569	3,070	2,492
平成17年	5,993	479	2,707	2,807

産業別就業人口比率の推移



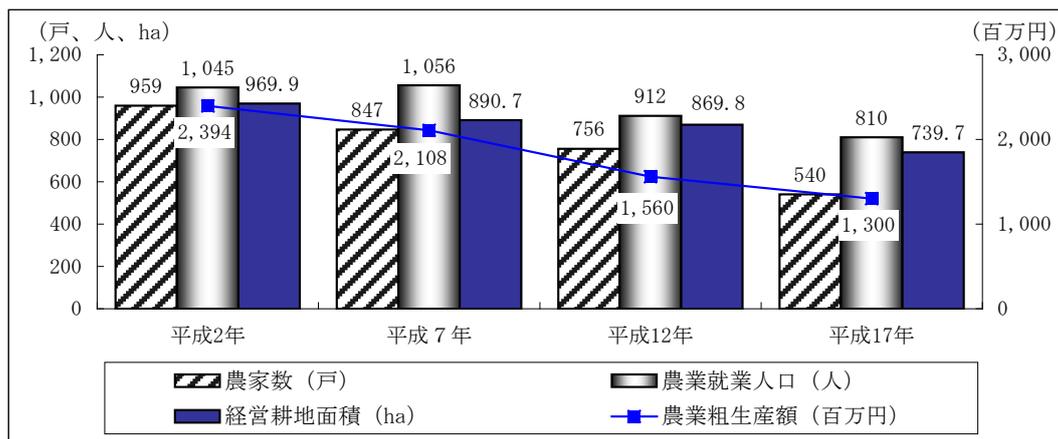
資料：国勢調査

### (3) 各産業の推移

#### ① 農業の推移

農業では、認定農業者制度や品目横断的経営安定対策により、兼業農家の減少、専業農家が増加の傾向にあり、全体の傾向としては農家数、農業就業人口が減少しています。さらに、東部地区の農地については、町外の農家が多く耕作しているため、経営耕地面積および農業粗生産額が減少しています。

農業の推移

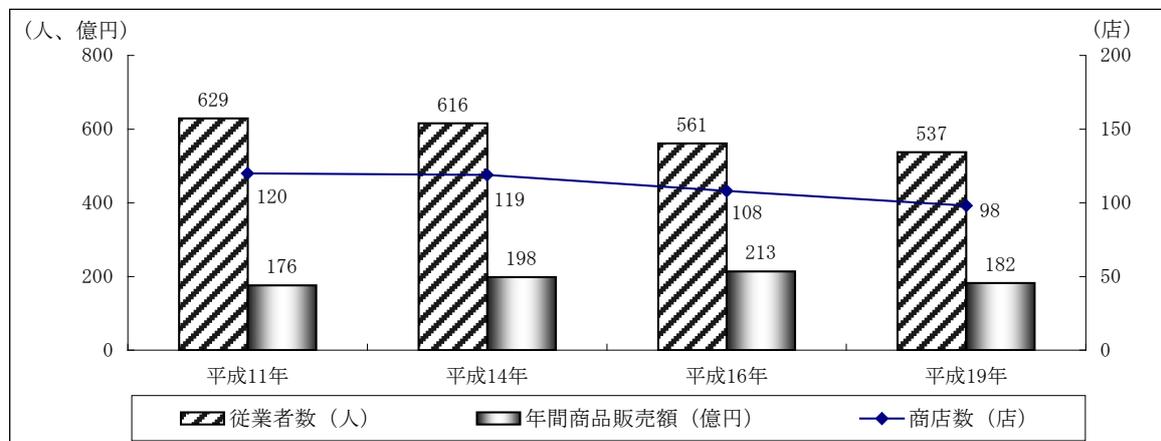


資料：農業センサス、農林統計調査

#### ② 商業の推移

商業では、平成16年まで、商店数と従業者数は減少し、平成16年の年間商品販売額は増加しました。この傾向は、商店の大型化が推測されます。また、平成19年では、年間商品販売額が大きく減少していますが、これは、町外におけるショッピングセンターの新設や大型店の出店などによる影響と推測されます。

商業の推移

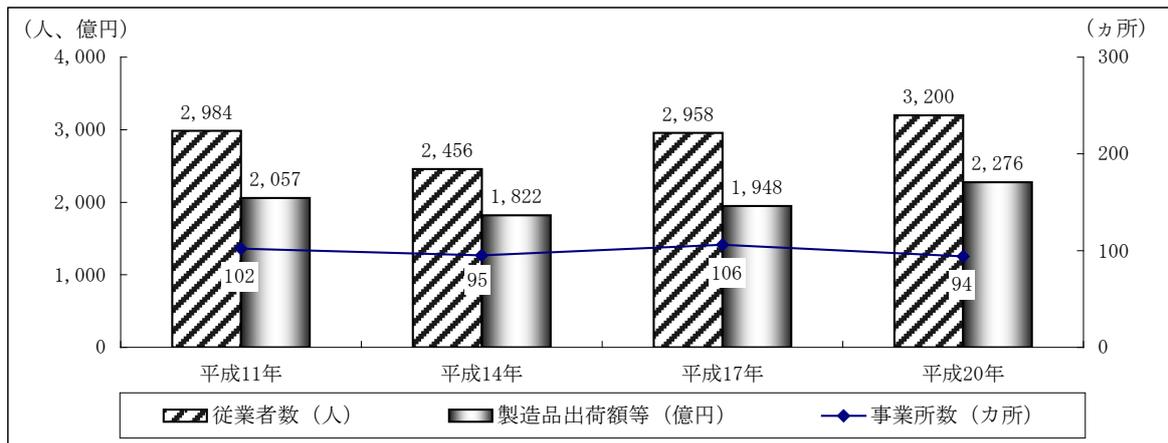


資料：商業統計調査

### ③ 工業の推移

工業では、平成11年から平成14年に、事業所数、従業者数、製造品出荷額等のすべてが減少しましたが、平成17年では増加し、平成20年では、従業者数、製造品出荷額等は増加し、事業所数は減少しています。このような傾向は、産業構造や原油価格・鋼材価格の上昇などの経済状況の変化の影響を大きく受けたと推測されます。

工業の推移



資料：工業統計調査（従業者4人以上の事業所）

## 第4項 財政の状況

国と地方を合わせた長期債務残高は、平成21年度末には800兆円を超えるなど、わが国の財政は危機的状況にあるといわれています。また、国による三位一体改革の推進等により、地方交付税が削減されるなど財政状況が一層厳しさを増しています。このため、本町では、「財政危機突破計画」に着手し、経常経費の削減や投資的事業の見直しなどにより行財政の効率化に取り組んできました。しかし、少子高齢化の進行、構造的な不況の長期化、国・県の補助金・交付金等の見直しなどが進むなかで、安定した財源を確保し続けることは難しくなっています。

### (1) 歳入

歳入においては、国の税源移譲に伴い、増加傾向にあった地方税は、今後、景気の影響により厳しい状況が続くと予想されます。

また、地方債においては、平成19年度以前まで建設地方債を抑えてきましたが、平成20年度以降は、公共施設の耐震補強事業などで地方債を活用してきたため増加をしています。

#### 歳入の推移

(単位：千円)

歳入	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地方税	2,064,681	2,218,795	2,224,561	2,056,097
(構成比)	52.1%	56.9%	54.5%	40.8%
地方交付税	471,013	403,844	486,819	555,499
(構成比)	11.9%	10.3%	11.9%	11.0%
国庫支出金	148,119	116,448	105,628	629,557
(構成比)	3.7%	3.0%	2.6%	12.5%
県支出金	133,958	170,619	163,549	184,643
(構成比)	3.4%	4.4%	4.0%	3.7%
地方債	191,700	177,700	214,700	513,000
(構成比)	4.8%	4.5%	5.3%	10.2%
その他	956,858	813,060	883,365	1,099,082
(構成比)	24.1%	20.9%	21.7%	21.8%
合計	3,966,329	3,900,466	4,078,622	5,037,878

資料：決算統計

## (2) 歳出

歳出においては、「財政危機突破計画」による歳出削減により、人件費、公債費等は減少傾向にありますが、町単独事業として福祉医療費の拡充事業等を行ってきたため、扶助費については増加しています。

また、平成 19 年度までは低い水準であった普通建設事業費は、平成 20 年度以降、公共施設の耐震補強事業などにより、増加し、減少傾向にあった公債費は、建設地方債を活用しているため、今後は増加傾向に転じるものと想定されます。

### 歳出の推移

(単位：千円)

歳出	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
人件費	880,466	884,329	810,658	836,348
(構成比)	23.3%	23.7%	20.9%	17.3%
物件費	606,054	638,170	682,110	749,859
(構成比)	16.0%	17.1%	17.6%	15.6%
補助費等	745,633	695,429	709,380	855,838
(構成比)	19.7%	18.7%	18.3%	17.7%
扶助費	253,685	288,473	295,548	314,666
(構成比)	6.7%	7.7%	7.6%	6.5%
公債費	372,412	332,887	326,337	286,213
(構成比)	9.9%	9.0%	8.4%	5.9%
普通建設事業費	196,727	194,665	298,894	603,793
(構成比)	5.2%	5.2%	7.7%	12.5%
その他	725,470	690,770	758,353	1,185,221
(構成比)	19.2%	18.6%	19.5%	24.5%
合計	3,780,447	3,724,723	3,881,280	4,831,938

資料：決算統計

### (3) 財政指標

経常収支比率は、高水準にあり、財政構造が硬直化していることを表しています。一部事務組合や他会計繰出金などへの支出が多額であること等が原因と考えられます。

実質公債費比率においては、地方債残高の減少により低下し、財政力指数は、国の税源移譲等により上昇しています。

財政指標の推移

区 分	年 度				
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
経常収支比率 (%)	93.9	89.1	93.0	96.9	94.3
実質公債費比率 (%)	-	-	10.7	9.1	7.7
財政力指数	0.757	0.773	0.802	0.832	0.855

資料：決算統計

経常収支比率	町の財政構造の弾力性を判断する比率。人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費に、地方税や地方交付税などの経常的な収入（一般財源）がどの程度充当されているかをみる比率です。 80%以上になると弾力性を失いつつあるといわれています。
実質公債費比率	平成 18 年度に地方債が許可制度から協議制度に移行したことに伴って、起債の制限（※1）のための指標として導入されましたが、平成 19 年度からは自治体財政健全化法（※2）によって新たに導入された4つの指標のうちのひとつとして表され、自治体のメインの会計である一般会計等が負担する借金返済額（企業会計等＋一部事務組合等の分を含む）が標準財政規模に占める割合を指しており、自治体の実質的な借金返済負担の重さを表す指標となっています。 ※1（起債の制限についての指標） 18%を超えると借金に当たって許可が必要となり、25%を超えると一定の種類の新規借り入れは許可されません。 ※2（自治体財政健全化法についての指標） 早期健全化基準（イエローカードの基準）の25%を超えると、「財政健全化計画」を、財政再生基準（レッドカードの基準）の35%を超えると「財政再生計画」の作成が義務付けられます。
財政力指数	町の財政力（体力）を示す指数であり、指数が高いほど財源に余裕があるものとされています。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヵ年の平均値で示す指数です。財政力指数が1.0を超えると標準以上の行政ができる豊かな財政力を持つ自治体ということになります。

## 第2節 町民のニーズ

第五次総合計画の策定に当たり、町民の町に対する現状認識や今後のまちづくりに対する意見や意識を集約し、本町として取り組むべき課題を明らかにするため、住民アンケート調査（一般、18歳未満町民）を実施しました。

また、就学前児童および小学生児童の保護者を対象としたアンケート調査や行政懇談会の意見を策定の基礎資料としています。

### 第1項 住民アンケート調査等によるニーズ

住民アンケート調査等の結果による、まちづくりなどへのニーズは以下のとおりです。

#### 【住民アンケート調査等の概要】

	住民アンケート調査 一般	住民アンケート調査 18歳未満	次世代育成支援行動計画
調査対象者	18歳以上70歳未満の町民 1,322人	中学生以上18歳未満 206人	就学前児童の世帯509世帯 小学生児童の世帯512世帯
実施時期	平成21年7月	平成21年7月	平成21年1月
実施方法	無作為抽出・郵送により 配布・回収	無作為抽出・郵送により 配付・回収 中学生は、中学校に配布・ 回収	郵送配付・回収
有効回答票	552人	141人	810世帯
有効回答率	41.8%	68.4%	79.3%

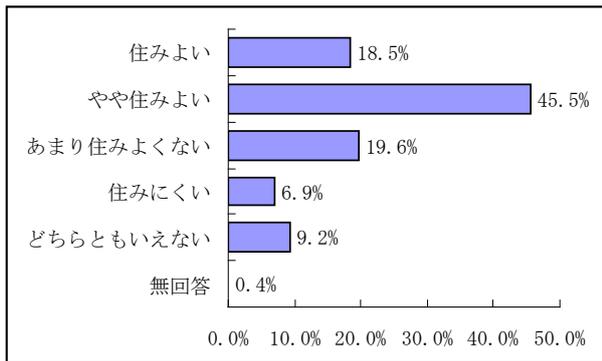
(1) 住民アンケート調査（一般、18歳未満）によるニーズ

① 町の住みよさ

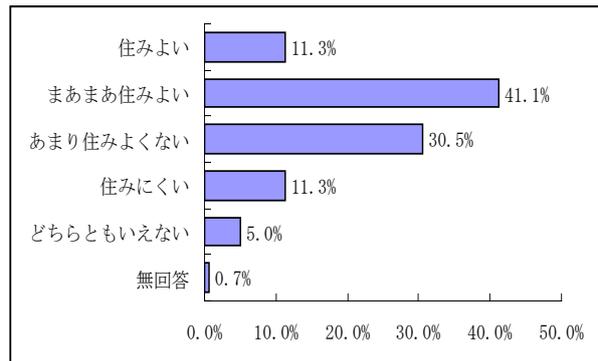
一般では、「やや住みよい」が45.5%と最も多く、次いで「あまり住みよくない」が19.6%、「住みよい」が18.5%などとなっています。

18歳未満では、「まあまあ住みよい」が41.1%と最も多く、次いで「あまり住みよくない」が30.5%、「住みよい」、「住みにくい」が11.3%などとなっています。

【一般】



【18歳未満】

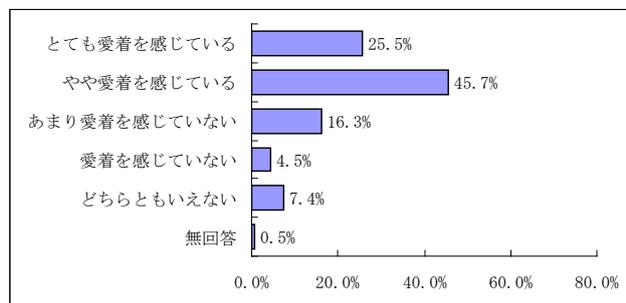


② 町への愛着

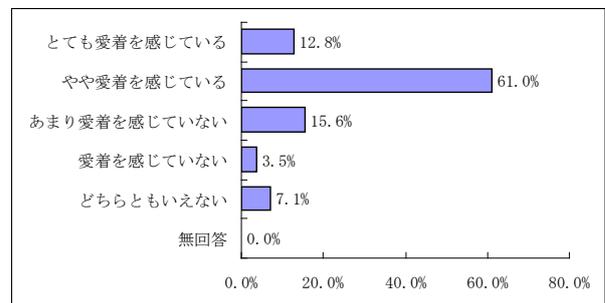
一般では、「やや愛着を感じている」が45.7%と最も多く、次いで「とても愛着を感じている」が25.5%、「あまり愛着を感じていない」が16.3%などとなっています。

18歳未満では、「やや愛着を感じている」が61.0%と最も多く、次いで、「あまり愛着を感じていない」が15.6%、「とても愛着を感じている」が12.8%などとなっています。

【一般】



【18歳未満】

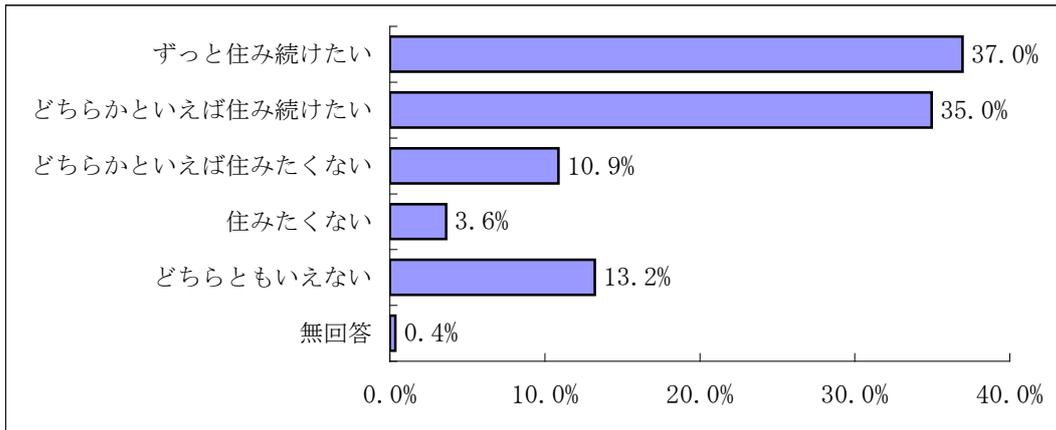


### ③ 今後の居留意向

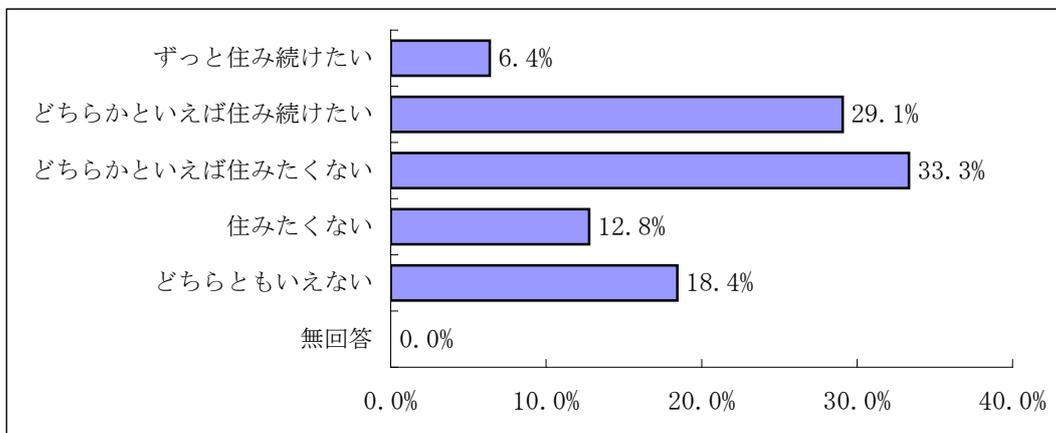
一般では、「ずっと住み続けたい」が 37.0%と最も多く、次いで「どちらかといえば住み続けたい」が 35.0%、「どちらともいえない」が 13.2%などとなっています。

18 歳未満では、「どちらかといえば住みたくない」が 33.3%と最も多く、次いで「どちらかといえば住み続けたい」が 29.1%、「どちらともいえない」が 18.4%などとなっています。

#### 【一般】



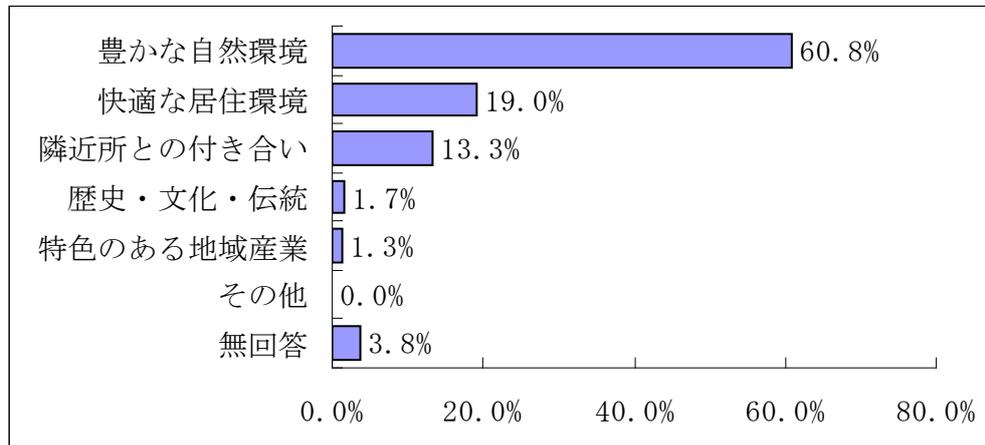
#### 【18 歳未満】



#### ④ 千代田町のよさ

一般では、「豊かな自然環境」が60.8%と最も多く、次いで「快適な居住環境」が19.0%、「隣近所との付き合い」が13.3%などとなっています。

##### 【一般】

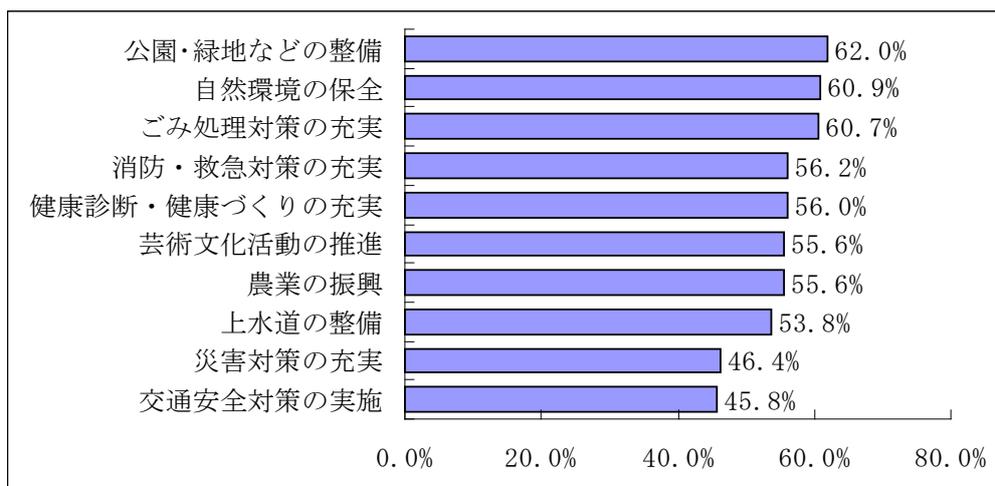


#### ⑤ 各分野の満足度・重要度

##### 〔満足度〕

「公園・緑地などの整備」が62.0%と最も多く、次いで、「自然環境の保全」が60.9%、「ごみ処理対策の充実」が60.7%などとなっています。

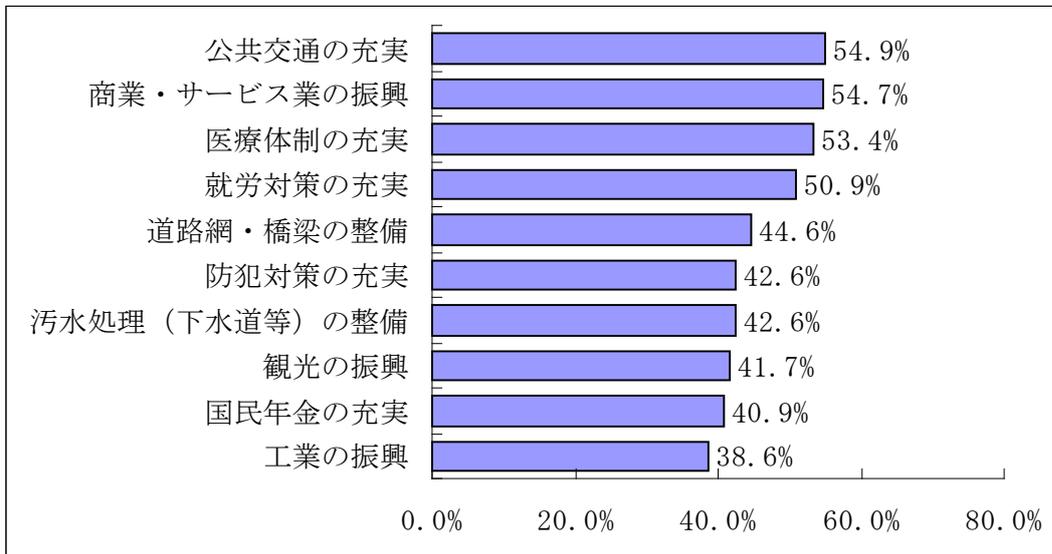
##### 【一般上位10項目】



### 〔不満度〕

「公共交通の充実」が54.9%と最も多く、次いで「商業・サービス業の振興」が54.7%、「医療体制の充実」が53.4%などとなっています。

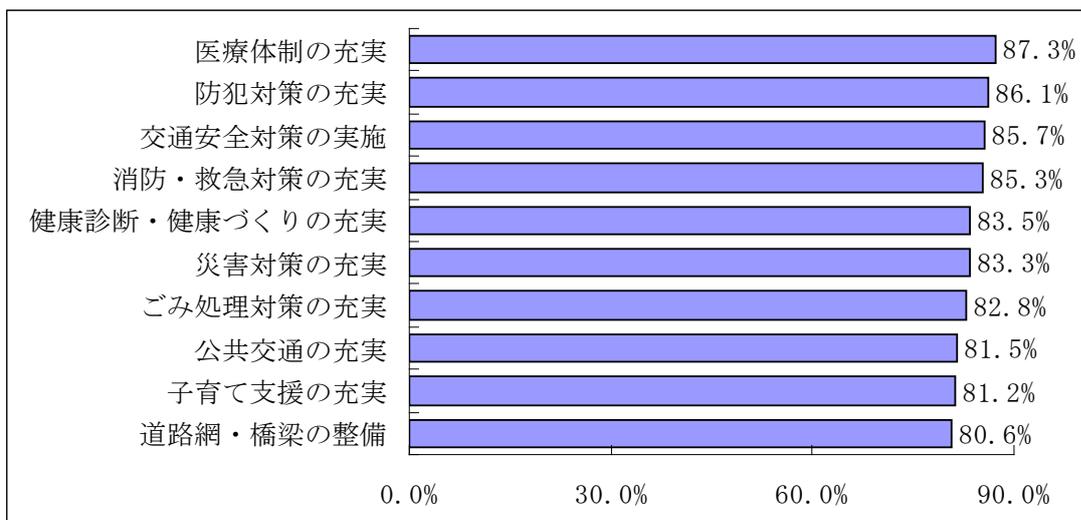
### 【一般上位10項目】



### 〔重要度〕

「医療体制の充実」が87.3%と最も多く、次いで「防犯対策の充実」が86.1%「交通安全対策の実施」が85.7%などとなっています。

### 【一般上位10項目】

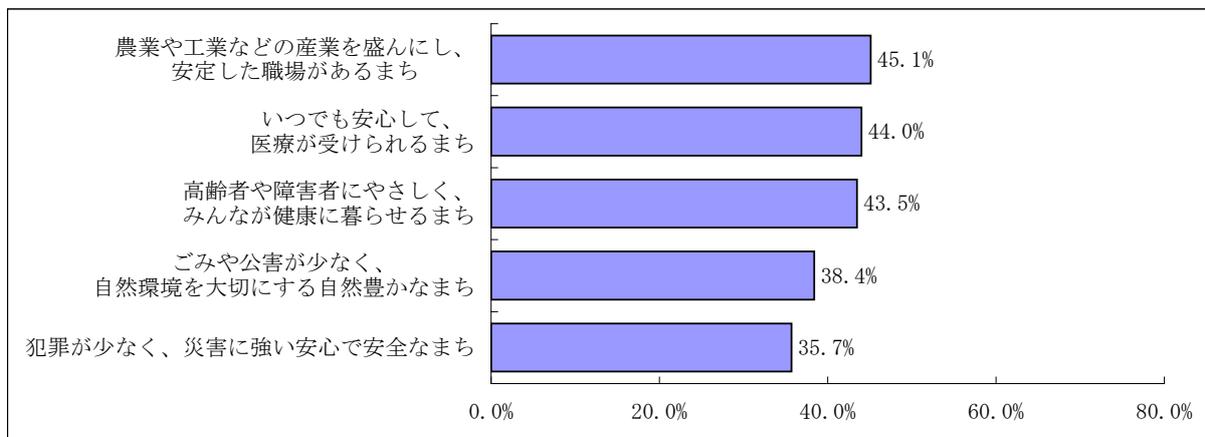


## ⑥ まちづくりの方向

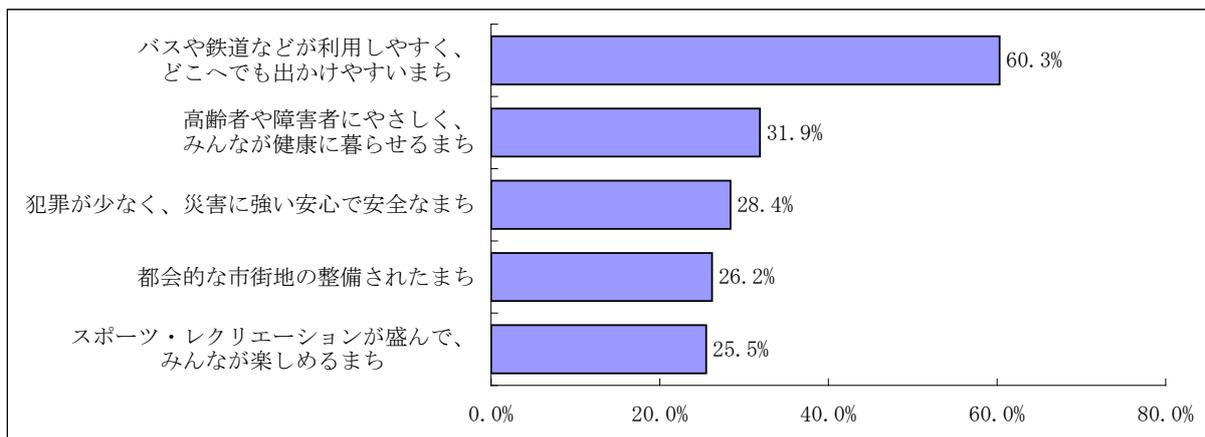
一般では、「農業や工業などの産業を盛んにし、安定した職場があるまち」が 45.1%と最も多く、次いで「いつでも安心して、医療が受けられるまち」が 44.0%、「高齢者や障害者にやさしく、みんなが健康に暮らせるまち」が 43.5%などとなっています。

18歳未満では、「バスや鉄道などが利用しやすく、どこへでも出かけやすいまち」が 60.3%と最も多く、次いで「高齢者や障害者にやさしく、みんなが健康に暮らせるまち」が 31.9%、「犯罪が少なく、災害に強い安心で安全なまち」が 28.4%などとなっています。

### 【一般上位5項目】



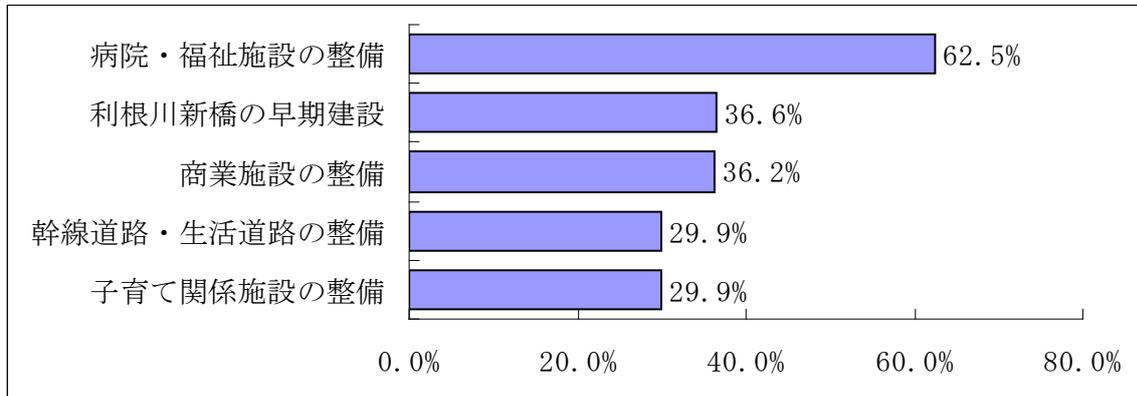
### 【18歳未満上位5項目】



⑦ 千代田町で特に整備・造成を進めたい事業

「病院・福祉施設の整備」が62.5%と最も多く、次いで「利根川新橋の早期建設」が36.6%、「商業施設の整備」が36.2%などとなっています。

【一般上位10項目】



## (2) 次世代育成支援行動計画アンケート調査によるニーズ

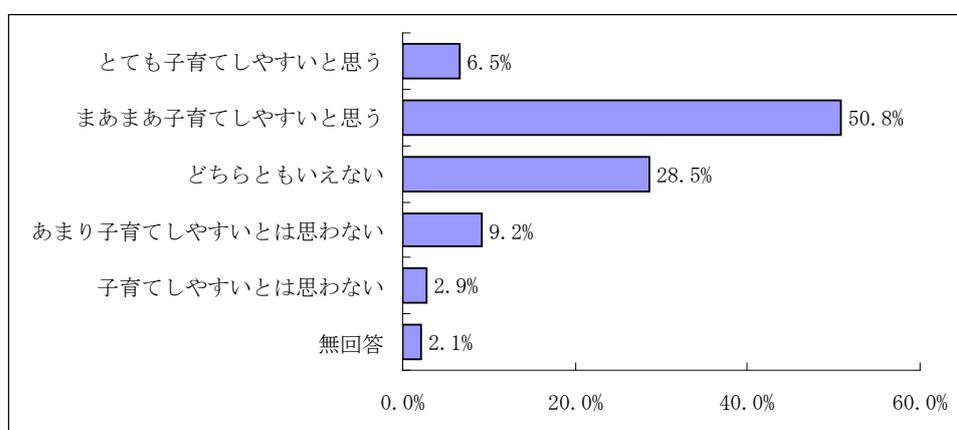
次世代育成支援行動計画アンケート調査では、子育て支援についての町へのニーズが中心となります。

### ① 子育てしやすい環境について

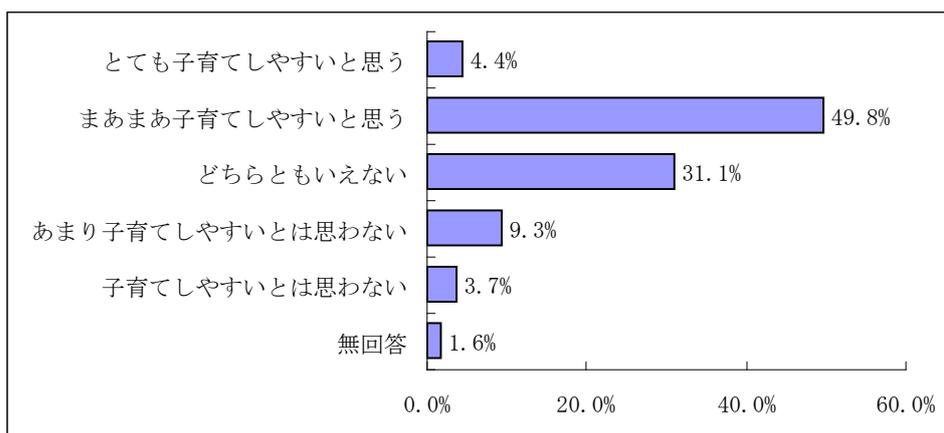
就学前では、「まあまあ子育てしやすいと思う」が50.8%と最も多く、「どちらともいえない」が28.5%、「あまり子育てしやすいとは思わない」が9.2%などになっています。

小学生では、「まあまあ子育てしやすいと思う」が49.8%と最も多く、「どちらともいえない」が31.1%、「あまり子育てしやすいとは思わない」が9.3%などになっています。

#### 【就学前児童】



#### 【小学生】

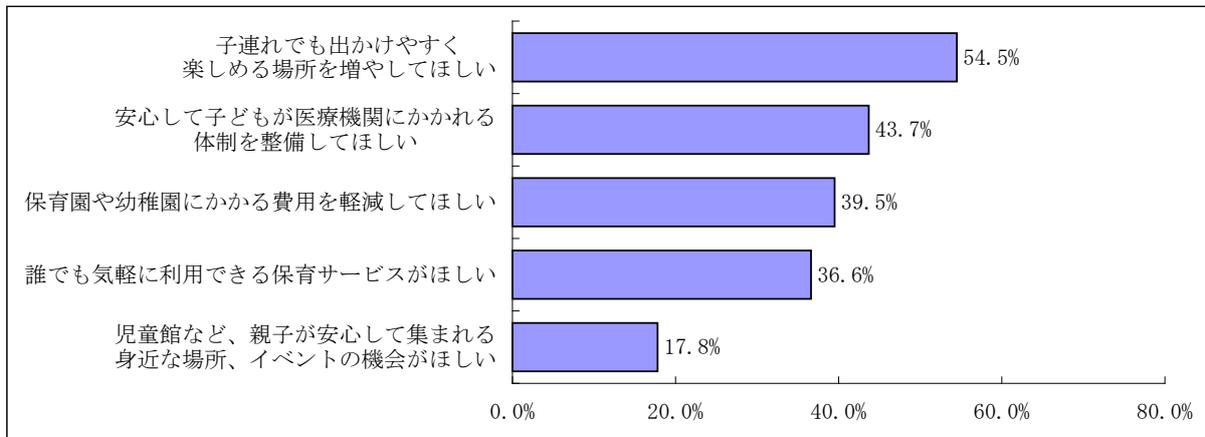


## ② 町に期待する子育て支援について

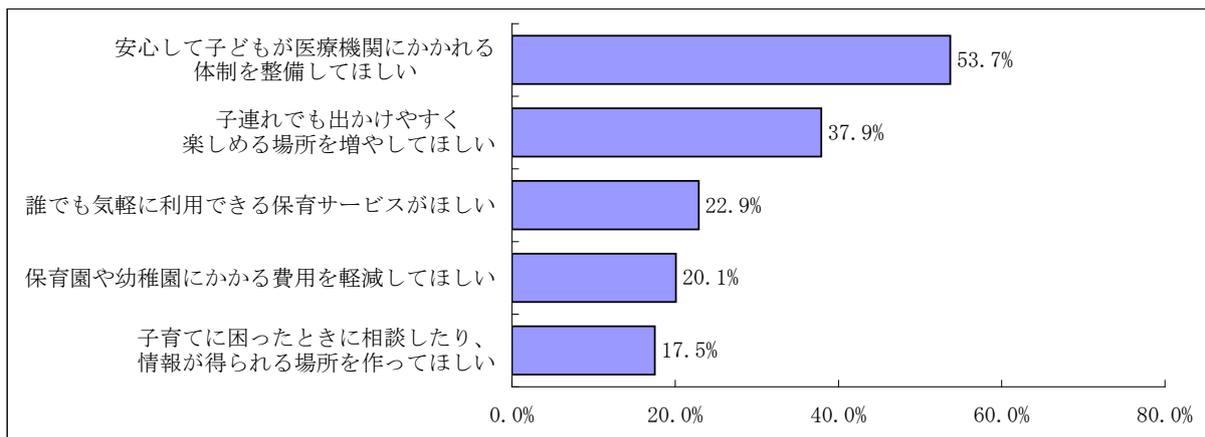
就学前では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 54.5%と最も多く、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が 43.7%、「保育園や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が 39.5%などとなっています。

小学生では、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が 53.7%と最も多く、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 37.9%、「誰でも気軽に利用できる保育サービスがほしい」が 22.9%などとなっています。

### 【就学前上位5項目】



### 【小学生上位5項目】

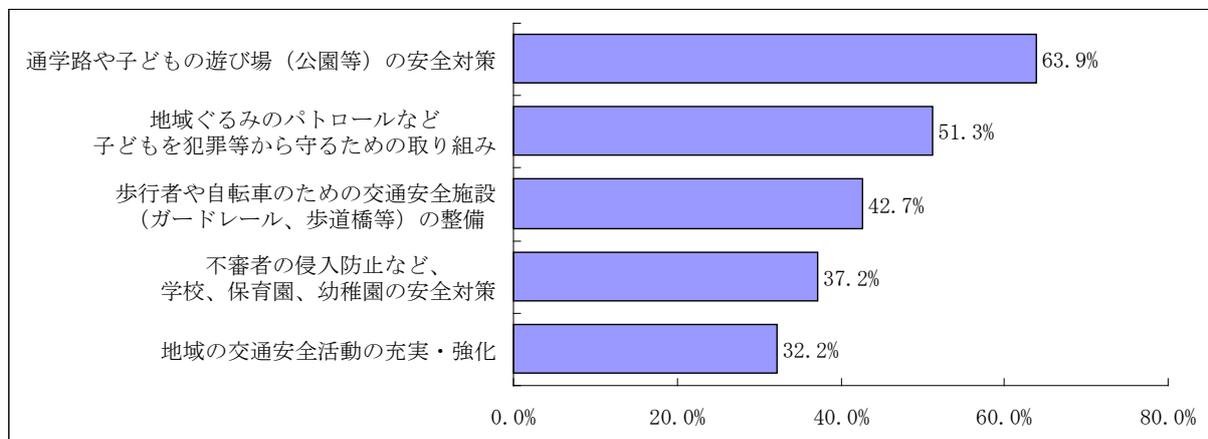


### ③ 子どもの安全を守るために、特に重要なことについて

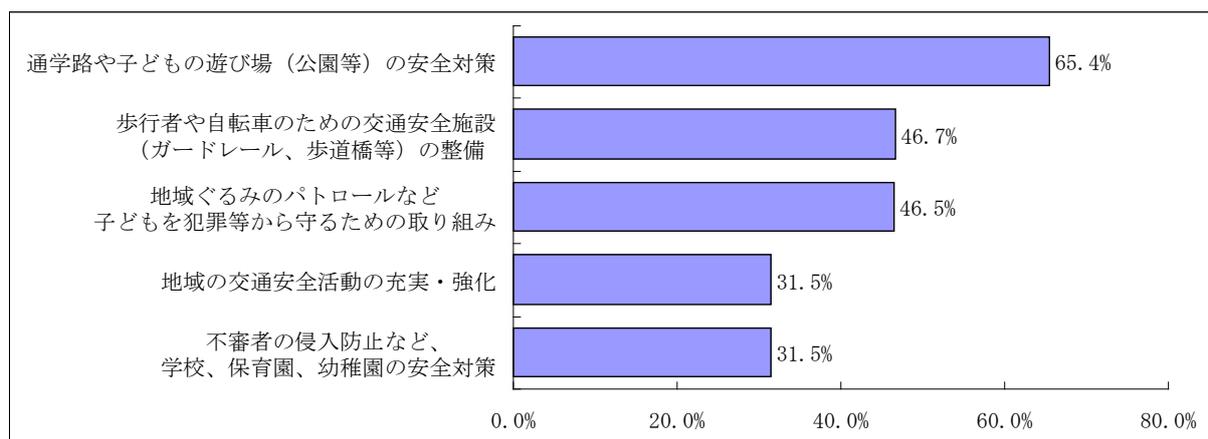
就学前では、「通学路や子どもの遊び場（公園等）の安全対策」が63.9%と最も多く、「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪等から守るための取り組み」が51.3%、「歩行者や自転車のための交通安全施設（ガードレール、歩道橋等）の整備」が42.7%などとなっています。

小学生では、「通学路や子どもの遊び場（公園等）の安全対策」が65.4%と最も多く、「子歩行者や自転車のための交通安全施設（ガードレール、歩道橋等）の整備」が46.7%、「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪等から守るための取り組み」が46.5%などとなっています。

#### 【就学前上位5項目】



#### 【小学生上位5項目】



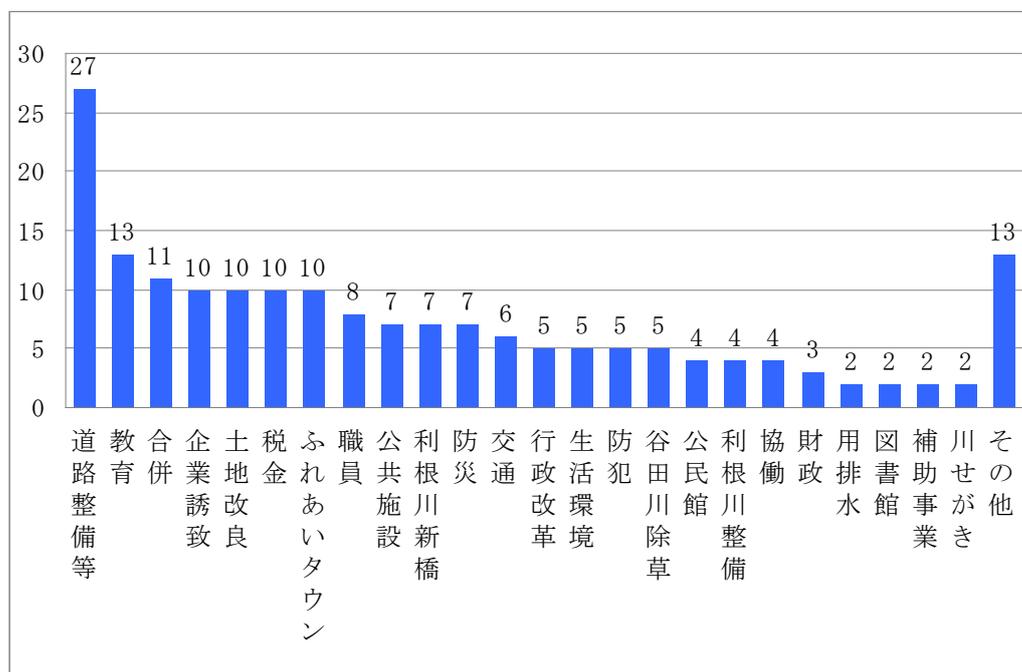
## 第2項 行政懇談会における町民のニーズ

本町では、町民の意見を収集する目的で、区ごとに第1区から第17区までの行政懇談会を実施しました。意見・要望の分類別件数では、道路整備等が最も多く、次いで教育、合併、企業誘致などとなっています。

意見・要望の内容については、次のとおりです。

- ・道路整備では、道路の補修の他、通学路を含めた安全な道路の整備などが求められています。
- ・教育では、開かれた教育や未就学児の子育て支援など求められています。
- ・企業誘致では、工業誘致と合わせ、商業施設に対する関心もあります。
- ・まちづくりでは、「地域の支え合いで、安心して暮らせる町づくり」や「千代田の祭りなどの企画に子どもたちの意見を取り入れる」、「地域の方の人財活用」など、地域や町民参加のまちづくりについてのご意見がありました。

意見・要望結果（分類別件数）



(平成20年9月～10月実施)

## 第3節 千代田町をとりまく環境の変化と広域連携の現状

### 第1項 本町の情勢と近隣市町をとりまく環境の変化

本町では現在、2度におたる合併協議を経て、一つの自治体として自主自立の道を歩んでいます。

東毛地域において、太田市や桐生市では近隣町村との合併が成立し、また、みどり市が誕生するなど、平成の大合併による波も収束し、邑楽郡各町、館林市においては自主自立の自治体として現在に至っています。

この間、本町においては、財政状況を維持するため、さまざまな行財政施策を展開してまいりました。日本経済の低迷と高齢化する人口階層や下げ止まりが見えない少子化など全国共通の問題は、本町にとっても深刻な問題として対策を進めていく必要があります。

### 第2項 発展を続ける地域振興と交通網

本町をとりまく近隣市町においては、健全な行財政運営と減少する人口に歯止めを加えるべく、工業団地や住宅団地の造成など積極的に取り組んでいる状況です。

本町においても、「ふれあいタウンちよだ」の造成などで、人口増加対策を図り、商業施設誘致策による大型店舗の出店など、本町の地域振興において明るい状況となってきました。

広域的には、両毛地域等においては、北関東自動車道の全線開通や国道122号、354号のバイパス整備の促進など、次々と道路交通網の整備が進んでいる状況にあり、そのようななか、本町や近隣地域においても念願であります「利根川新橋」の早期着工・完成が望まれています。

このような状況を踏まえ、発展しつづける近隣地域の情勢と同調し、本町の産業振興を図る施策を展開することにより、真に豊かな町づくりを推進していく必要があります。

### 第3項 広域連携の推進

自治体の独立した行政機能が主となる地方分権の時代を迎え、市町村における地域行政機能は益々、多様化・多極化の傾向となり、地方自治体の体力強化が必要となっています。

本町では、近隣市町との連携はもとより、東毛広域市町村圏振興整備組合、両毛広域都市圏総合整備推進協議会など多くの広域連携団体に加盟し、広域行政を推進しています。

今後も、社会情勢に迅速に対応しつつ、情報の共有や広域的事業の推進を通じて時代に即した町行政運営の展開が必要となっています。

## **第3章 まちづくりの課題**

本町の人口・世帯の動向や産業の動向、財政の状況、町民のニーズ、広域連携の現状などにより、まちづくりの課題を抽出し、整理しました。

### **第1節 安全で暮らしやすい都市基盤の形成**

- ・本町では、「住みやすい」と感じる町民が多くいますが、一方では「公共交通の充実」や「道路橋梁の整備」、「防犯対策の充実」、「污水处理の整備」などが指摘されています。
- ・暮らしやすさをさらに高めるために、計画的な土地利用や都市基盤整備の推進により、生活のここちよさや便利さを高めることが重要となります。
- ・災害、事件、事故、食などさまざまな分野における安心安全への関心が高まっており、そこで、町民との連携のもと、交通安全、防犯、防災への対応強化を図り、安全で生活できる環境づくりを推進する必要があります。

### **第2節 豊かな自然環境の保全と活用**

- ・多くの町民が「豊かな自然環境」を大切にし、誇りにしています。豊かな自然と温暖な気候は、地域の誇りであり、暮らしやすさを生み出す大きな魅力となっています。そこで、利根川など、地域のよさである自然環境を保全するとともに、まちづくりに活用していくことが必要となります。
- ・ごみの発生抑制やリサイクル、ごみの分別、収集処理体制の推進、公害対策等による良好な生活環境づくりを行い、町民、事業者、行政が一体となって地球環境の保全を進めていく必要があります。

### 第3節 地域産業の活力向上

- ・地域産業では、農業後継者の不足、社会経済の変化により、求人が減少するなど活力低下が懸念されています。そこで、農業、商業、工業などがバランスよく発展した活力あるまちづくりを図るために、新たな工業団地の造成や商業区域を活用した優良企業等の誘致、就業や起業など勤労者支援および農産物のブランド化による販路拡大、地域商業の育成支援など、産業の活性化が求められています。
- ・利根川を活用した交流や農産物の販売などの地域ブランドを構築していくことが求められています。

### 第4節 誰もが安心できる社会への対応

- ・全国的な人口減少と少子高齢化は、本町においては、緩やかに進展しており、活力低下などが懸念されるとともに、子育てや介護などへの不安が高まっています。
- ・高齢化による介護などへの不安や「保健・医療」、「高齢者や障害者」に対する町民の期待も大きいことから、人口減少の課題に対し、適正な人口バランスの維持、人口流入の推進を図るため、子どもを安心して生み育てられる子育て環境の整備を推進するとともに、今後とも若年層・中堅層の定住促進を図っていく必要があります。

### 第5節 心豊かな人づくりの推進

- ・児童生徒を取り巻く環境の変化にともない、公共の精神や道徳心を培う教育も求められています。また、児童生徒の学校生活の安全や災害時における地域での安全確保のため、教育施設の老朽化への対応などが求められています。このため、一人ひとりの個性と創造力を伸ばす教育を推し進めるとともに、家庭、地域、学校が一体となって子どもを育てる環境の整備や特色ある学校を推進する必要があります。
- ・自由時間の増加や社会の成熟化にともない、心の豊かさや生きがいを求めるための学習ニーズの高まりがあります。活力ある地域であるためには、豊かな感性を持ち、個性に富んだ人財を育てるとともに、生きがいを持って暮らすことができるよう、生涯学習の機会を充実させる必要があります。

## 第6節 まちづくりへの町民参加の促進

- ・地方分権が本格的に進むなか、町民と行政との協働によるまちづくりが、全国的に行われています。このため、町民一人ひとりがまちづくりに参加するという、住民自治の意識を高めつつ、地域指導者の育成や地域単位のまちづくりを重視しながら、町民と行政との協働によるまちづくりを行っていくことが重要となってきます。
- ・まちの魅力を高め、一体感を醸成するために、各地域の特色や資源を最大限に活用しながら、町内における交流を促進する必要があります。

## 第7節 健全な行財政体制の確立

- ・財政状況が一層厳しさを増すなかでは、新たな経営感覚と計画的な行政経営が求められています。さらに、必要な行政サービスを安定的、継続的に行うため、限られた財源を有効に活用することが必要です。このため、情報化や簡素化、効率化に努めつつ、政策的な視点を重視しながら、公正で均衡の取れた行政経営を行うことが重要となってきます。
- ・「町民に身近な行政は、町民に最も身近な行政が行う」という考え方に立ち、自らの責任と判断で地域の特性を十分に活かし、主体的に行政を進めていくことが必要になります。さらなる少子高齢化社会、人口減少社会のなかで、引き続き、本町が発展していけるよう行政組織の効率化や財政基盤を充実強化していくとともに、自治体としての政策形成能力をさらに一層高めていくことが求められています。

## II 基本構想

---



## **第1章 計画の基本的方向**

計画の背景やまちづくりの課題を踏まえ、本町が、今後、活気にあふれ、町民が安心して暮らせるまちになっていくために、まちづくりの基本理念を定め、本町の将来の姿（将来像）を描き、町民・企業・行政等の協働により、本町の特性を有効活用し、農業・商業・工業の調和のとれた町を目指します。

### **第1節 計画の基本理念**

本町全体の魅力を一体として高め、住みよいまちづくりを進めていくための基本理念として、3つの柱を設定します。

#### **第1項 人と自然にやさしいまちづくり**

本町は、利根川に代表される水と緑豊かな自然環境に恵まれ、発展してきた町です。町民はこの豊かな土壌に誇りと愛着を持っています。この恵まれた環境と共生した、水と緑が豊かでうるおいのあるまちづくりを目指します。

また、子育て支援、福祉サービスの充実、医療体制の整備、防災、防犯対策などを推進し、子どもからお年寄りまでが快適に安心して暮らせる、これからも住み続けたい、これから住んでみたいと思えるまちづくりを目指します。

#### **第2項 元気と活力にあふれるまちづくり**

本町は、米麦作を中心とした農業と2つの工業団地、新たな商業集積など農業・商業・工業それぞれに力をいれて発展している町です。また、東京から60kmという立地条件を備えた特性など、さらに大きく発展する可能性を持つ地域であります。

そこで、立地の特性を生かした企業誘致、産業振興を行い、人とモノが集まる、元気で活力あふれるまちづくりを目指します。

#### **第3項 町民とともに発展するまちづくり**

社会の情勢の変化に伴い、町民のニーズが高度化・多様化するなか、将来に向けて住みよく親しまれるまちをつくるためには、町民一人ひとりがまちづくりに参画し、行政と協働して地域の課題解決に取り組んでいくことが不可欠です。

これまでの地域活動を支えてきた自治会や社会的な目的を持った各種団体などを含めた町民一人ひとりが、目的の共有と自らの役割を認識し、行政との相互協力と適切な役割分担に

よる協働のまちの実現に向けて、町民の声や知恵、力をまちづくりに活かし、町民とともに発展するまちづくりを目指します。

## 第2節 町の将来像

将来像は、まちづくりの基本理念を踏まえ、本町が目標とするまちの姿を設定するものです。

本町が、今後、持続的に成長・発展するためには、住みよい気候・風土や豊かな自然を財産として、文化や伝統を継承・活用しつつ、町民が主体となって行政や企業などと役割分担を図りながら、一体的に活力があるまちづくりを進めることが必要となります。

そこで、将来像を「人と自然がふれあう 元気で豊かなまち ちよだ」と設定し、その実現のため、まちづくりの施策の柱を5つ掲げ、取り組んでいくものとします。

〔将来像〕

『人と自然がふれあう

元気で豊かなまち ちよだ』

## 基本構想の骨子

### まちづくりの基本理念

- 1 人と自然にやさしいまちづくり
- 2 元気と活力にあふれるまちづくり
- 3 町民とともに発展するまちづくり

### 将来像

『人と自然がふれあう 元気で豊かなまち ちよだ』

### 5つの施策の柱

人と自然にやさしい  
安全安心のまちづくり

健康で安心して  
暮らせるまちづくり

健やかに子どもが育ち  
学び続けたいくなるまちづくり

人が訪れたいくなる  
にぎわいのあるまちづくり

心がふれあう  
町民参加のまちづくり

## 第2章 将来人口の推計

### 第1節 推計方法

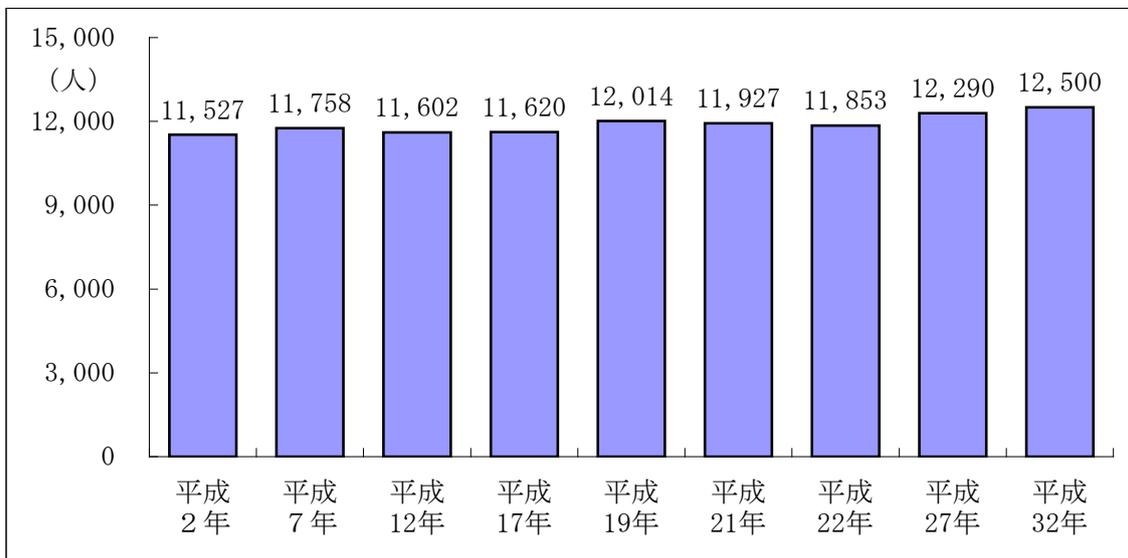
人口推計は、国勢調査人口によるコーホート変化率法と住民基本台帳の人口により算出した推計人口に、政策人口を加え将来人口を推計しています。

### 第2節 推計結果

基準年次となる平成22年の人口を11,853人とし、コーホート変化率法の人口に、「ふれあいタウンちよだ」、「舞木区画整理」、「商業誘致効果」、「利根川新橋効果」、「新工業団地効果」などの政策人口を加算し、中間年次の平成27年には12,290人、目標年次の平成32年には12,500人と推計します。

また、推計に当たりましては、少子高齢化が進むなか、人口減少が予測されますが、政策人口を加算し、人口減少に歯止めを掛けつつ、微増する町人口を目標として、本計画で目指すこととします。

人口の推移



(注) 平成2年～平成22年は実績値、平成23年～平成32年は推計値

資料：平成2年～平成17年は国勢調査、平成19年～平成22年は住民基本台帳、外国人登録

(注) 住民基本台帳、外国人登録はいずれも10月1日現在

## 第3章 施策展開の方向性

将来像「人と自然がふれあう 元気で豊かなまち ちよだ」を実現するために、5つのまちづくりの方向性を施策の柱とします。

### 第1節 人と自然にやさしい安全安心のまちづくり（生活基盤）

- ・すべての町民の方々が、暮らしやすさを実感できるように、生活基盤の整備・充実に努めます。
- ・利根川新橋や幹線道路網の整備と生活道路の整備に努めます。さらに、町民生活や産業経済活動、都市間・地域間交流などの基盤となる公共交通体系の整備や高度情報化社会に対応した情報通信基盤の整備を推進します。
- ・町民との連携のもと、災害に強いまちづくりや交通安全対策、防犯対策を推進し、安全で安心して生活できる環境づくりに努めます。
- ・豊かな水や緑とともに、快適な住環境づくりを進めます。また、地球環境の保全に向け、廃棄物の減量化・資源化の促進や、環境保全・環境美化活動の強化を図ります。

### 第2節 健康で安心して暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉）

- ・少子高齢化や単身世帯・夫婦のみ世帯の増加、女性の社会進出が進むなか、町民の方々が健康で互いに助け合い、だれもが安心して暮らすことのできる環境づくりが大きな課題となっています。そこで、すべての町民が健康で安心して暮らすことができることを基本とし、保健・医療・福祉の充実に努めるとともに、町民がともに支え合う地域社会を目指します。
- ・親たちが安心して子どもを生み育て、子どもたちが健やかに育ち、高齢者が楽しく暮らせるまちづくりを推進します。

### 第3節 健やかに子どもが育ち学び続けたいくなるまちづくり（教育・文化）

- ・次代を担う子どもたちがのびのびと育ち、将来に希望を持って暮らすことができるまちづくりを目指します。
- ・子どもたちの個性と創造力を伸ばし、生きる力と豊かな心を育むため、特色ある保育所・幼稚園・学校の運営や地域が一体となった教育環境の充実強化を図り、「子どもたちが未来に夢を描けるまち」の実現に努めます。
- ・青少年の健全育成を通して、未来を担う人財の育成や創造性豊かな人づくりに努めます。
- ・誰もが心身ともに健康で、生きがいを持って暮らすために、生涯にわたり、自ら学び続けることのできる学習環境の充実や、地域固有の文化と資源を最大限に活用したまちづくりに努めます。
- ・年齢や体力にかかわらず、スポーツやレクリエーションを楽しみ、心身の健康の保持と増進のため、生涯スポーツを推進します。

### 第4節 人が訪れたいくなるにぎわいのあるまちづくり（産業振興）

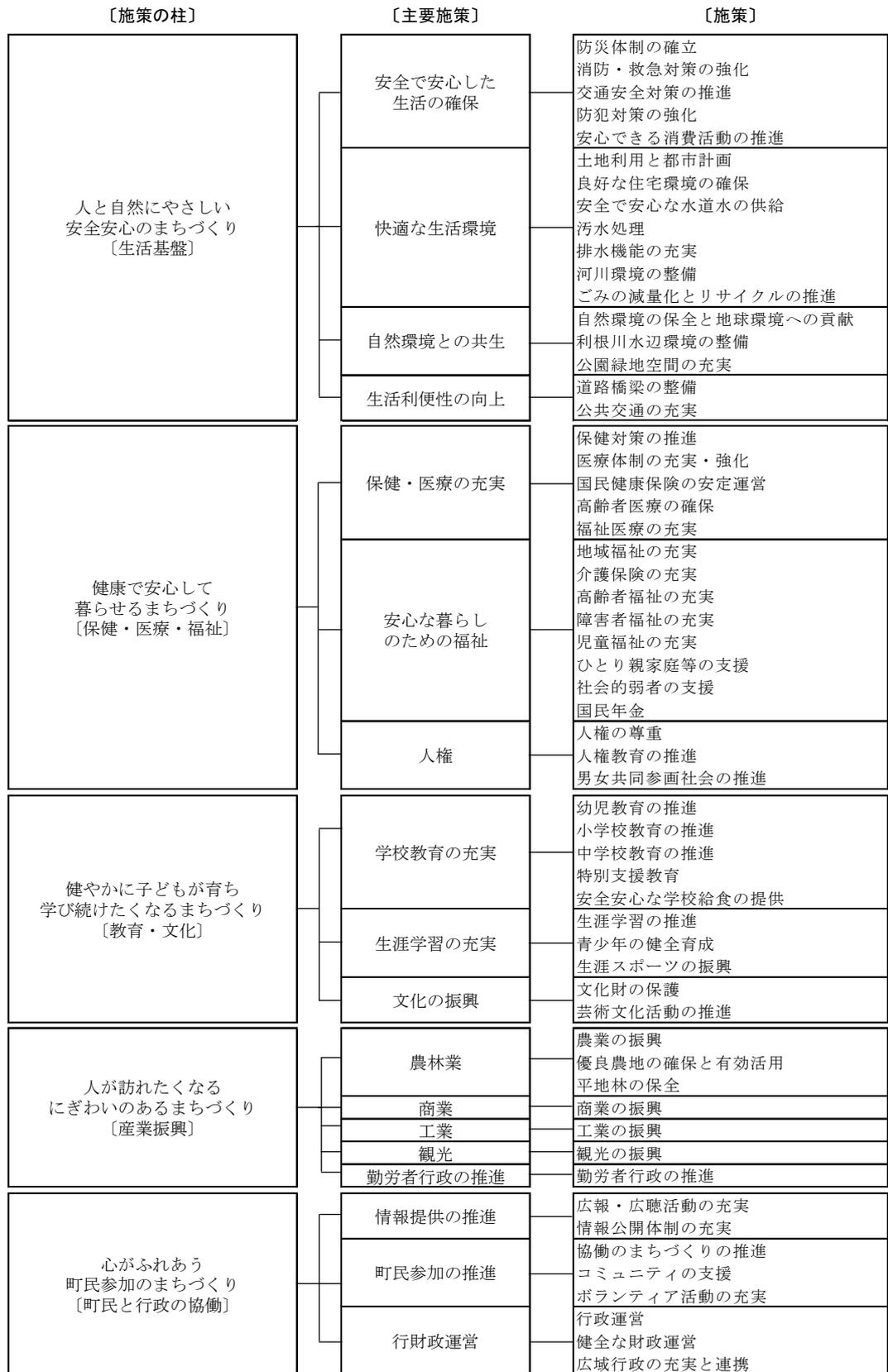
- ・農業、商業、工業のバランスのとれた発展を図るとともに、変化する社会経済情勢に対応するため、県・JA・商工会等との連携を強化し、産業の振興に努めます。
- ・新たな商業地域の整備を目指すとともに、工業団地の調査・検討を進め、更なるにぎわいのあるまちづくりを目指します。

## 第5節 心がふれあう町民参加のまちづくり（町民と行政の協働）

- ・町民の方々が地域活動やコミュニティ活動に積極的に参画するケースがますます多くなっているため、まちづくりの主役である町民の積極的な社会参加活動やコミュニティの支援体制を強化し、地域のふれあいや活気を創り出すとともに、交流事業を促進します。
- ・地域に開かれた町民参加による行政運営を一層進めるため、広報紙やインターネットホームページなどさまざまな媒体で行政についての広報活動を行うとともに、懇談会や住民アンケート調査の実施などを通じて、きめ細かい広聴活動に努めます。
- ・地方分権の進展のなかで、今後も増え続ける行政需要に対応するため、更なる行政改革を推進するとともに、健全財政の確保に努めます。

# 第4章 施策の大綱

本町の将来像の実現に向けて、以下の体系に沿った施策を展開します。



### Ⅲ 基本計画

---



# 第1章

## 人と自然にやさしい 安全安心のまちづくり

### 〔生活基盤〕

〔主要施策〕	〔施策〕
安全で安心した生活の確保	防災体制の確立 消防・救急対策の強化 交通安全対策の推進 防犯対策の強化 安心できる消費活動の推進
快適な生活環境	土地利用と都市計画 良好な住宅環境の確保 安全で安心な水道水の供給 汚水処理 排水機能の充実 河川環境の整備 ごみの減量化とリサイクルの推進
自然環境との共生	自然環境の保全と地球環境への貢献 利根川水辺環境の整備 公園緑地空間の充実
生活利便性の向上	道路橋梁の整備 公共交通の充実



# 第1章 人と自然にやさしい安全安心のまちづくり

## 第1節 安全で安心した生活の確保

### 第1項 防災体制の確立

#### 1 これまでの取り組み

わが国は世界有数の地震国であり、これに限らず台風・土砂災害・豪雪・津波・ゲリラ豪雨など、信じがたい災害が全国各地で多発しており、自然の猛威には、言葉を失うばかりです。

本町では、地理的に土砂災害が発生するような場所はありませんが、河川の氾濫や都市型水害、竜巻、大地震発生時における火災など、さまざまな被害が予想されます。

災害に備えて隔年で実施している防災訓練では、消火・避難誘導・救助等、さまざまな局面を想定して行われていますが、予想をはるかに超えた大災害になりますと、訓練のマニュアルが役立たなくなります。災害に対して、いかに臨機応変に対処するかによって、災害が大きくなり小さくもなります。

幸いにも、本町では近年、大規模な自然災害は、ほとんど発生していませんが、町民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、総合的かつ計画的な防災体制の確立に努めています。

また、近隣および広域にわたる自治体との連携はもちろんのこと、防災関係機関と相互の連携を強化し、総合防災体制の強化を図ってきました。

さらに、防災行政無線の整備充実や防災訓練の計画的な実施、自主防災組織の組織化など、町民の防災意識の高揚に努めつつ、災害備蓄品の計画的な確保や災害時要援護者に対する避難支援プランの充実などを進め、大規模災害に備え、これまで以上に「安全安心のまちづくり」を大きな柱とする事業を積極的に推進しています。

#### 2 現況とこれからの課題

町民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、総合的、計画的な防災体制の確立に努め、災害に備える必要があります。

そのなかで、各行政区における自主防災組織の立ち上げ強化と組織化を目指すなど、防災組織体制の強化が必要であり、自主防災組織を主体とした防災訓練を実施するなど、防災意識の高揚を図ることが求められます。

また、福祉避難所の指定や企業との災害協定による効率的な災害備蓄を行うとともに、災

害時の職員初動体制の迅速化を図るため、非常招集訓練や避難所設営等の訓練を実施する必要があります。

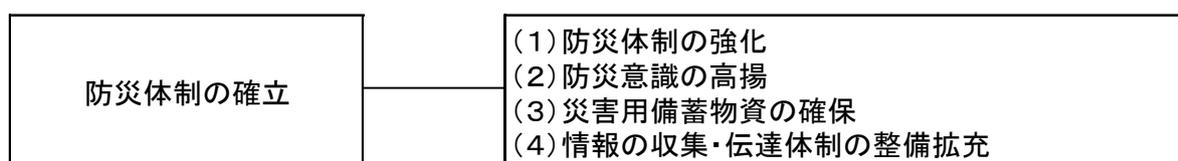
さらに、災害情報を確実に伝達するため、高齢者等を中心に防災無線戸別受信機等の整備充実の検討が必要です。

### 3 施策の目的・方針

**\*町民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、災害に強いまちをつくります。**

**\*自主防災組織を育成し、災害時への対応を強化します。**

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 防災体制の強化

- 地域防災計画をはじめとした関連計画を適時見直し、整備充実に努めます。
- 自主防災組織の結成率の向上に努めます。

#### (2) 防災意識の高揚

- 町および自主防災組織による防災訓練を計画的に実施し、町民の防災意識の高揚と防災知識の普及に努めます。

#### (3) 災害用備蓄物資の確保

- 企業との間で災害協定等を締結し、大規模災害時を想定した計画的な災害備蓄品の確保を図ります。

#### (4) 情報の収集・伝達体制の整備拡充

- 災害情報の伝達、被害状況の把握、被災地域への応援要請など、災害時の情報収集・提供体制の強化を図ります。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*町や自主防災組織、職場の防災訓練に積極的に参加しましょう。**

(注) みんなで取り組むまちづくり

将来像である「人と自然がふれあう 元気で豊かなまち ちよだ」を実現するためには、町民との協働によるまちづくりが不可欠です。そこで、本計画から新たに各分野項目に追加し、行政はもとより町民・地域・企業等と一体となって取り組んでいただきたい内容を「みんなで取り組むまちづくり」として掲載しています。

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
防災行政無線デジタル化事業	町	平成 23 年度～平成 26 年度
千代田町地域防災計画	町	平成 23 年度～平成 32 年度
避難勧告マニュアル	町	平成 23 年度～平成 32 年度
災害時要援護者避難支援プラン	町	平成 23 年度～平成 32 年度
自主防災組織育成支援事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

■自主防災組織による防災訓練



■婦人消防協力会による心肺蘇生法



## 第2項 消防・救急対策の強化

### 1 これまでの取り組み

本町の消防体制は、一市四町で構成する館林地区消防組合の常備消防として、千代田消防署が設置されており、非常備消防として千代田消防団が設置されています。

近年の社会・経済の発展にともない、化学製品、危険物、燃料等の増加により災害も複雑かつ多様化の傾向にあり、火災に対する危険度は増大して、消防を取り巻く状況は厳しいものがあります。

このように、さまざまな災害に対処するためには、消防関係者が一丸となって人命の安全を第一に、消防技術の修得、予防の徹底は言うまでもなく、地域が一体となって連帯意識に支えられていなければなりません。

火災は、町民の尊い生命と貴重な財産を一瞬にして奪い去る最大の脅威であり、これを未然に、あるいは最小限に防ぐことが、最大の使命です。そのため、防火水槽・消火栓等の消防施設や機械器具の整備充実を強化するなど、消防力の充実・強化に努めています。

また、婦人消防協力会の講習会を充実し、防火指導者の育成を図るとともに、火災予防運動にあわせ、防火意識の高揚に努めるなど、地域での防火対策や火災予防を図っています。

さらに、家庭用火災報知機設置の啓発と推進や高齢者などの災害弱者の防火対策などを進めています。

救急・救命体制では、多様化する救急・救命業務に対応するとともに、救急隊と医療機関との連携強化を図るとともに、ドクターヘリとの連携など、急病人の適切な搬送・救急体制の整備に努めています。

### 2 現況とこれからの課題

今後、消防力を充実・強化するためには、消防体制の充実や消防資機材の整備が求められます。

また、消防団車両の老朽化による計画的な車両の入れ替えや一部の消防団詰所の老朽化による建て替えなども段階的に整備が必要です。

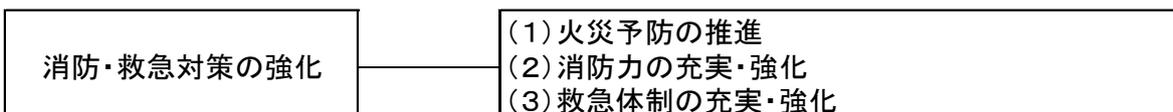
さらに、町民の防災意識の高揚や消防団員の適正な人員確保と資質の向上に努める必要があります。

そして、長い人生のなかで何よりも大切なことは、健康なことです。健康に過ごすことは、すべての人の願いであり、万全を期するために救急・救命体制を整備することは、大きな責任と義務です。そのため、救急救命士の人財の育成と確保や救急資機材等の整備が求められています。

### 3 施策の目的・方針

- ＊火災予防の推進を図るとともに、消防体制の強化に努めます。
- ＊救急・救命体制の充実を図ります。

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 火災予防の推進

- 防火ポスター・防火チラシの配付などの広報活動により、町民の防火意識の高揚を図るとともに、高齢者等の災害弱者の安全対策を推進します。
- 家庭用火災報知機設置の啓発推進を図ります。

#### (2) 消防力の充実・強化

- 消防車両や資機材、防火水槽、消火栓などの消防水利の整備を計画的に進めるとともに、既存の施設・設備の管理を図ります。

#### (3) 救急体制の充実・強化

- 救急救命士の計画的な育成や救助資機材の拡充など、救急・救命体制の充実を図ります。

### 6 みんなで取り組むまちづくり

- ＊防火活動に協力しましょう。
- ＊応急手当や救急救命法の知識・技術の習得に努めましょう。

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
消防施設整備事業(組合負担金)	館林地区消防組合	平成 23 年度～平成 32 年度
地域消防団体支援事業	館林地区消防組合	平成 23 年度～平成 32 年度

### 火災発生状況

(単位：件)

区 分	平成 19 年中	平成 20 年中	平成 21 年中
館林地区消防組合管内	66	54	62
千代田町	9	6	7

資料：館林地区消防組合

### 救急搬送状況

(単位：回/人)

区 分		平成 19 年中	平成 20 年中	平成 21 年中
館林地区消防組合管内	出場件数	4,986	4,749	4,816
	搬送人員	4,764	4,447	4,476
千代田町	出場件数	415	426	351
	搬送人員	395	406	345

資料：館林地区消防組合

### ■消防力の一翼を担う消防団



### ■千代田消防署



### 第3項 交通安全対策の推進

#### 1 これまでの取り組み

時代の進歩とともに、道路網が飛躍的に整備され、車両の高速化・高性能化が進み、それにともない危険な交通違反や重大な交通事故が増加してきた現在、交通ルールを守り、安全運転に配慮することは、非常に大切なことです。

生活の利便性の向上のために、自動車は不可欠となっています。そのなかで、交通事故の原因は、道路環境要因だけではなく、人的要因、交通モラルの低下に起因するものが増加しており、本町では、信号・標識等の交通安全施設の整備や道路環境整備などに努めています。

また、高齢化社会に対応した交通安全対策、さらには、幼児・児童・生徒に対する交通安全指導等、交通安全思想の普及・啓蒙はもとより、交通指導員による街頭指導を通じて、交通安全教育や交通安全運動を進め、交通安全意識の高揚を図っています。

#### 2 現況とこれからの課題

安全性の高い道路環境を創出するため、道路管理者との連携を図り、交通事故が懸念される危険交差点における交差点改良の実施や、道路反射鏡、視線誘導標、道路標識、路面標示などの交通安全施設を効果的に整備し、交通事故の起こりにくい道路環境整備を図る必要があります。また、交通モラルや安全意識を高めるために、交通関係諸機関などの協力のもと、子どもたちや高齢者を中心に交通安全教室などによる啓発活動を行うことが必要です。

##### 交通人身事故発生件数

(単位：件)

	平成 19 年中	平成 20 年中	平成 21 年中
群馬県	21,649	20,315	19,127
大泉警察署管内	712	608	500
千代田町	66	66	60

##### 交通人身事故死者数

(単位：人)

	平成 19 年中	平成 20 年中	平成 21 年中
群馬県	100	95	100
大泉警察署管内	9	3	4
千代田町	2	0	1

##### 交通人身事故負傷者数

(単位：人)

	平成 19 年中	平成 20 年中	平成 21 年中
群馬県	27,273	25,614	24,022
大泉警察署管内	889	785	616
千代田町	89	95	73

資料：群馬県警察本部（上記3点とも）

### 3 施策の目的・方針

- ＊地域ぐるみで交通事故防止に取り組み、事故のない安全なまちを実現します。
- ＊歩車道分離や危険交差点における交差点改良を推進します。
- ＊関係機関と連携し、交通安全施設の整備を推進します。
- ＊交通事故の防止を図るため、交通安全運動や交通安全教育を推進します。

### 4 施策の体系

交通安全対策の推進

- (1) 交通環境の整備
- (2) 交通安全思想の普及・推進

### 5 施策の概要

#### (1) 交通環境の整備

- 関係機関・団体と緊密な連携をとりながら、交差点改良等の交通安全施設の整備を図ります。
- 人と車の分離を基本とした道路環境整備に努めます。

#### (2) 交通安全思想の普及・推進

- ① 交通安全教育の充実
  - 家庭や地域、事業所、学校等における交通安全教育の啓発に努めます。
- ② 交通安全運動の推進
  - 関係機関・団体と連携して交通安全運動を実施し、交通安全運動の高揚を図ります。

### 6 みんなで取り組むまちづくり

- ＊交通安全教室などに参加しましょう。
- ＊交通ルールを守りましょう。
- ＊交通安全グッズを利用しましょう。

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
交通安全施設整備事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

### ■自転車マナーアップ運動



## 第4項 防犯対策の強化

### 1 これまでの取り組み

経済の急速な発展にともない、交通機関や通信網が整備され、町民の生活様式が複雑多様化するにつれ、犯罪の形態は広域化・大型化・凶悪化するとともに、知能犯的・発作的傾向が強くなっています。そのうえ、毎日の新聞・テレビ報道が示すとおり、全国で犯罪が急増しています。

犯罪が広域化、多様化するなか、安全で安心して生活することは、町民にとっては非常に重要な問題です。そこで、『安全安心まちづくり推進条例』を制定し、地域安全運動を進めています。また、町防犯委員会を中心に防犯組織体制の強化を図るとともに、家庭や学校と警察等関係機関とが連携し、非行防止や防犯パトロールの実施など、地域の自主防犯活動の充実に努めています。

さらに、計画的な防犯灯の設置拡充を図るなど、犯罪が発生しにくい町を目指しています。

### 2 現況とこれからの課題

管内における全犯罪件数のうち軽犯罪の占める割合が大きいため、これらの軽犯罪を未然に防ぐため警察関連機関と連携を密にし、防犯パトロール活動を強化推進する必要があります。また、広域化・多様化する犯罪に対処するため、防犯関係諸団体との連携を強化する必要があります。

さらに、地域の安全は地域で守るといった、地域ぐるみの活動による防犯体制の強化が求められるとともに、防犯メールを充実強化し、不審者情報等の周知により、犯罪を未然に防ぐ必要があります。

#### 刑法犯発生件数

(単位：件)

	平成19年中	平成20年中	平成21年中
群馬県	27,769	26,730	24,110
大泉警察署管内	1,226	1,350	1,181
千代田町	153	159	101

資料：群馬県警察本部

#### 本町で発生した主な罪種

(単位：件)

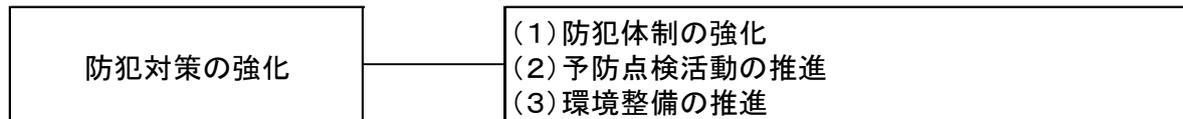
	平成19年中	平成20年中	平成21年中
1位	器物損壊：26件	器物損壊：20件	器物損壊：18件
2位	車上ねらい：18件	自動販売機ねらい：19件	忍込み：12件
3位	空き巣・自転車盗：15件	車上ねらい：9件	車上ねらい：8件

資料：群馬県警察本部

### 3 施策の目的・方針

**\* 犯罪に対する予防と対処について、町民の意識の高揚を図り、地域ぐるみで犯罪に強いまちをつくります。**

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 防犯体制の強化

- 防犯体制の強化を図り、地域に根ざした防犯活動を推進します。

#### (2) 予防点検活動の推進

- 町民の自主防犯意識の高揚を図り、地域の自主防犯活動を推進します。

#### (3) 環境整備の推進

- 地域が連携して非行防止に努めます。
- 青色防犯灯（LED等）の計画的な設置など、安全な環境整備を推進します。

#### ■ 警察と連携した防犯活動



## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*地域の自主防犯活動に参加しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
防犯灯設置等安全活動推進事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
防犯メール配信事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

## 第5項 安心できる消費活動の推進

### 1 これまでの取り組み

多種多様な商品の流通、悪徳商法等、消費生活を取り巻く環境は、複雑多様化するとともに、消費者のトラブルや被害が増加しています。

そこで、情報提供の充実により、消費者の自立に対する支援を図るとともに、消費生活の意識の啓発と教育の充実に努めています。

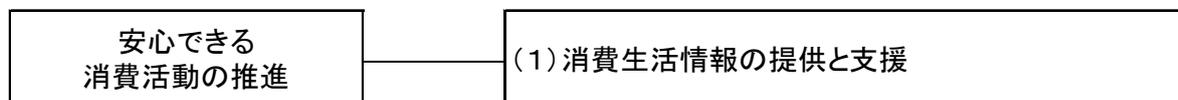
### 2 現況とこれからの課題

町民の消費生活の安全を守るために、被害を受けやすい特に高齢者を中心とした層に対する消費知識の普及や意識啓発に力を入れるとともに、情報提供や相談の場の設置による被害者保護の体制づくりを行っていくことが求められます。そこで、相談支援ができる消費生活センターなどの設置が必要です。

### 3 施策の目的・方針

**\*町民一人ひとりが消費生活に正確な知識を持ち、自立した消費者の育成および消費者被害の未然防止により安心して消費活動を行えるように啓発します。**

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 消費生活情報の提供と支援

- 消費生活相談窓口として、消費生活センターなどの設置を検討します。
- 商品の安全性やさまざまな消費者トラブルなどについて、啓発パンフレットや講演会、出前講座などにより、具体的な被害事例や予防策などの情報提供に努めます。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

＊悪質商法や訪問販売などの消費者トラブルに対応するため、消費生活に関する学習会などの参加や、消費者情報に関心を持ちましょう。

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
消費者啓発パンフレット作成事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
消費者行政住民啓発事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

### ■消費者ホットライン

困ったときは  
 買ったとき  
 購入相談  
 商品事故  
 表示  
 多量買戻  
 トラブル  
 苦情・相談  
 個人情報

# 「消費者ホットライン」にお電話ください

「消費生活に関する悩みや苦情、疑問があるのに、どこに連絡すればいいかわからない」  
 そうした場合は、消費者ホットラインに電話してください。お住まいの近くにある消費生活センターや相談窓口にて、年末年始を除いて毎日つながります。

### 消費者ホットラインのご利用方法

**☎0570-064-370に電話**  
 郵便番号入力について案内が流れます。

お住まいの郵便番号が分かる人  
 お住まいの郵便番号が分からない人

郵便番号を入力します  
 携帯電話の場合  
 固定電話の場合

接続先を選択する案内が流れたら案内に沿って番号を入力してください

接続先を選択する案内が流れたら案内に沿って番号を入力してください

お住まいの近くの消費生活センターまたは相談窓口につながります  
(自治体や相談先、時間帯によって、市町村の消費生活センターや相談窓口、もしくは都道府県の消費生活センターにつながります。)

受付時間は、お住まいの近くにある相談窓口によって異なります。  
 お近くの相談窓口が受付時間外の場合は、受付時間と接続先の案内情報が流れます。

詳しくは 千代田町役場 経済課 商工統計係  
 ☎0276-86-2111 (内線172)

## 第2節 快適な生活環境

### 第1項 土地利用と都市計画

#### 1 これまでの取り組み

本町では昭和45年に館林都市計画区域として全域が都市計画区域に指定され、昭和52年には、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定めました。

市街化区域内においては、土地区画整理事業や住宅団地造成事業、都市計画道路事業等により、町民が安全で安心して生活できる良好で利便性の高い居住環境の整備促進と、流通業務・工業団地造成により産業集積を行ってきました。

市街化調整区域においては、昭和46年に農業振興地域の指定を受けて農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域の指定や農業生産基盤・施設等の整備を行ってきました。

#### 2 現況とこれからの課題

本町の総面積2,176haのうち市街化区域は269haであり、残りの1,907haは市街化調整区域となっています。

市街化区域は、住居系139ha、商業系22ha、工業系108haの用途地域が指定されています。

市街化調整区域全域が農業振興地域として指定され、このうち既存集落およびその周辺以外の大部分は、農用地としての土地利用が図られています。

土地は限られた資源であり、良好な住宅地や緑地空間、道路網等が整備された市街地は、安全・安心・快適な居住環境と産業や文化の集積を生み出し、まちの発展を支える重要な基盤です。一方で、土地利用は、生活環境・自然環境・産業等に直接的な影響を与えることから、「国土利用計画法」や「都市計画法」、「農地法」および、これらの法律に基づいて策定された都市計画マスタープラン等の長期的な計画により、総合的かつ一体的に都市基盤整備事業を実施する必要があります。

また、関係法令および各種都市計画による適切な土地利用のための基礎資料とするため、国土調査法に基づく地籍調査を実施する必要があるとともに、快適な生活環境のために、良好な景観を保全・創造し、豊かな環境を築くために景観形成を推進する必要があります。

地域地区の現況

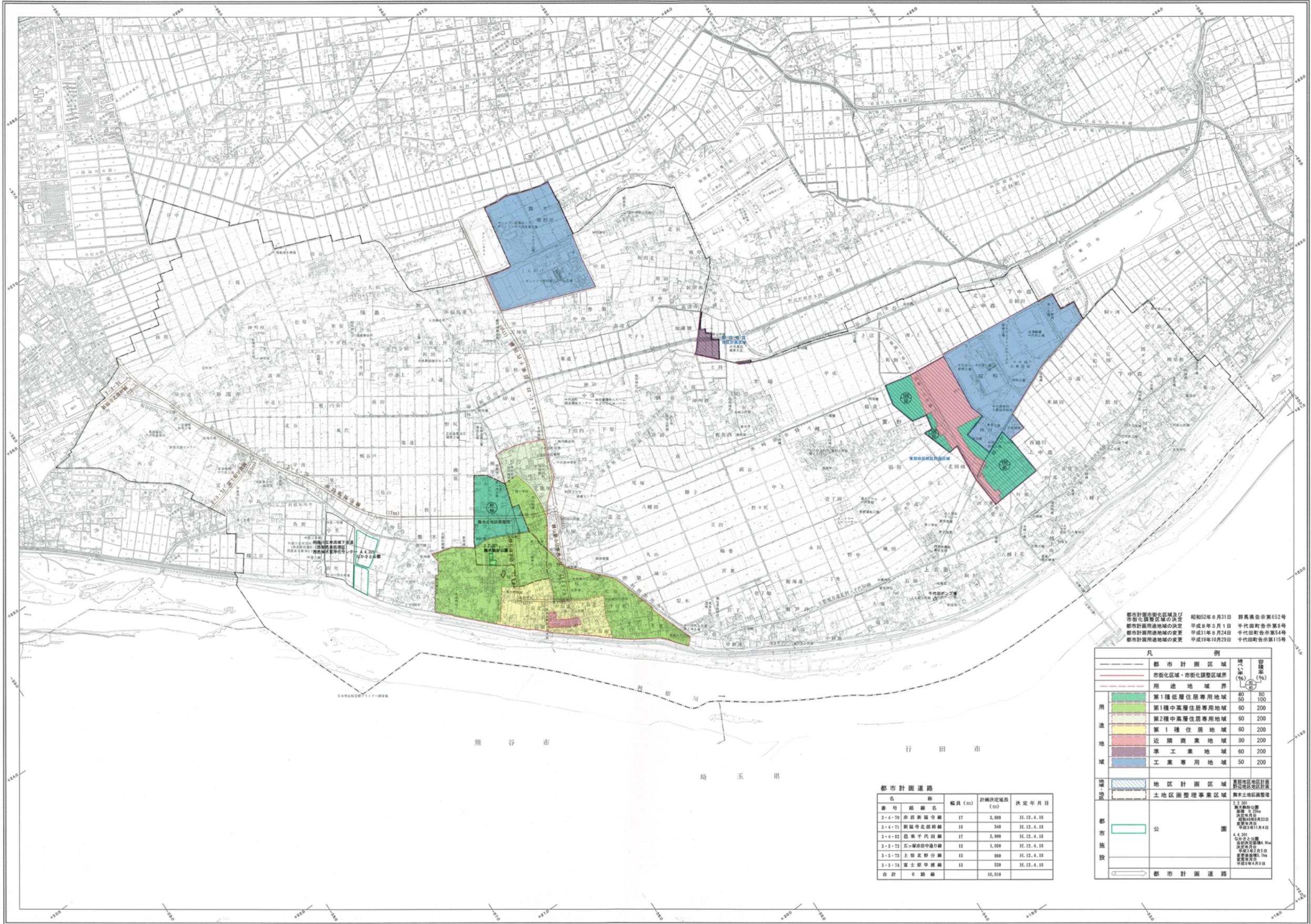
(平成 22 年 7 月 1 日現在)

区域区分および用途地域		面積 (ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	
市街化区域	用途地域	第 1 種低層住居専用地域	14		40	80
		計	21		50	100
			35	1.6	—	—
		第 2 種低層住居専用地域	—	—	—	—
		第 1 種中高層住居専用地域	71	3.3	60	200
		第 2 種中高層住居専用地域	12	0.6	60	200
		第 1 種住居地域	21	1	60	200
		第 2 種住居地域	—	—	—	—
		準住居地域	—	—	—	—
		近隣商業地域	22	1	80	200
		商業地域	—	—	—	—
		準工業地域	2.7	0.1	60	200
		工業地域	—	—	—	—
		工業専用地域	105	4.8	50	200
計	269	12.4	—	—		
市街化調整区域		1,907	87.6	70	200	
合 計		2,176	100	—	—	

資料：町資料

# 千代田町都市計画図

平成四年三月作成



都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定 昭和52年8月31日 群馬県告示第652号  
 都市計画用途地域の決定 平成8年3月1日 千代田町告示第8号  
 都市計画用途地域の変更 平成11年8月24日 千代田町告示第54号  
 都市計画用途地域の決定 平成19年10月29日 千代田町告示第115号

凡		例	
——	都市計画区域	境	容積率 (%)
——	市街化区域・市街化調整区域界	境	容積率 (%)
——	用途地域界	境	容積率 (%)
■	第1種低層住居専用地域	40	80
■	第1種中層住居専用地域	60	200
■	第2種中層住居専用地域	60	200
■	第1種住居地域	60	200
■	近隣商業地域	80	200
■	準工業地域	60	200
■	工業専用地域	50	200
■	地区計画区域	地区地区計画	地区地区計画
■	土地区画整理事業区域	興土木地区画整理	興土木地区画整理
■	公	2.2.201 国土利用計画法 第44条第2項 第46条第2項 第47条第2項 第48条第2項 第49条第2項 第50条第2項 第51条第2項 第52条第2項 第53条第2項 第54条第2項 第55条第2項 第56条第2項 第57条第2項 第58条第2項 第59条第2項 第60条第2項 第61条第2項 第62条第2項 第63条第2項 第64条第2項 第65条第2項 第66条第2項 第67条第2項 第68条第2項 第69条第2項 第70条第2項 第71条第2項 第72条第2項 第73条第2項 第74条第2項 第75条第2項 第76条第2項 第77条第2項 第78条第2項 第79条第2項 第80条第2項 第81条第2項 第82条第2項 第83条第2項 第84条第2項 第85条第2項 第86条第2項 第87条第2項 第88条第2項 第89条第2項 第90条第2項 第91条第2項 第92条第2項 第93条第2項 第94条第2項 第95条第2項 第96条第2項 第97条第2項 第98条第2項 第99条第2項 第100条第2項	4.4.201 国土利用計画法 第44条第2項 第46条第2項 第47条第2項 第48条第2項 第49条第2項 第50条第2項 第51条第2項 第52条第2項 第53条第2項 第54条第2項 第55条第2項 第56条第2項 第57条第2項 第58条第2項 第59条第2項 第60条第2項 第61条第2項 第62条第2項 第63条第2項 第64条第2項 第65条第2項 第66条第2項 第67条第2項 第68条第2項 第69条第2項 第70条第2項 第71条第2項 第72条第2項 第73条第2項 第74条第2項 第75条第2項 第76条第2項 第77条第2項 第78条第2項 第79条第2項 第80条第2項 第81条第2項 第82条第2項 第83条第2項 第84条第2項 第85条第2項 第86条第2項 第87条第2項 第88条第2項 第89条第2項 第90条第2項 第91条第2項 第92条第2項 第93条第2項 第94条第2項 第95条第2項 第96条第2項 第97条第2項 第98条第2項 第99条第2項 第100条第2項
——	都市計画道路	境	容積率 (%)

番号	路線名	幅員 (m)	計画決定幅員 (m)	決定年月日
3-4-70	赤岩新橋寺線	17	3,000	H.12.4.13
3-4-71	新橋寺北部幹線	13	340	H.12.4.13
3-4-82	西条千代田線	17	3,000	H.12.4.13
3-5-72	五ヶ塚赤岩中通り線	13	1,050	H.12.4.13
3-5-73	上宮北野分線	13	600	H.12.4.13
3-5-74	富士原早瀬線	13	320	H.12.4.13
合計	6 路線		10,010	

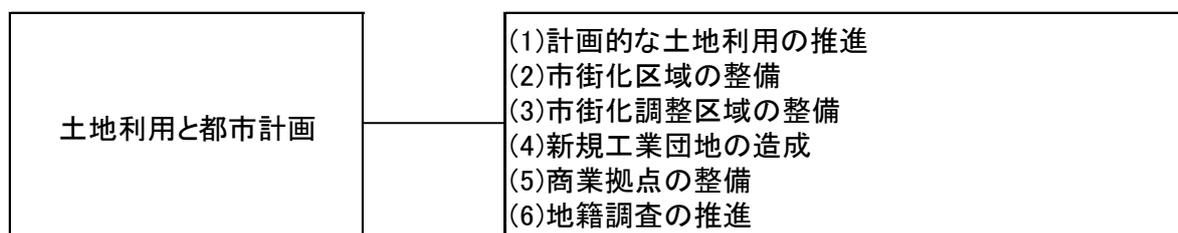
1:25,000  
 0 100 500 1000

### 3 施策の目的・方針

**\*本町の地域特性を生かし、積極的な都市基盤整備を実施する必要があります。**

**\*自然環境の維持保全のため適切な土地利用の規制誘導に努めます。**

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 計画的な土地利用の推進

- 国土利用計画法、都市計画法および農業振興地域の整備に関する法律等に基づき、適正かつ計画的な土地利用の推進に努めます。

#### (2) 市街化区域の整備

- 都市計画マスタープランに基づき、良好な都市環境の整備促進に努めます。

#### (3) 市街化調整区域の整備

- 土地利用の誘導に際し、上位計画や関係計画との整合を図ります。
- 既存集落における良好な生活環境の維持確保に努めます。
- 農用地区域については、町農業振興地域整備計画に基づき、集団的な優良農地の維持に努めるとともに、農業生産基盤の整備に努めます。

#### (4) 新規工業団地の造成

- 北関東自動車道や主要国道の整備等による工業団地需要を見据え、新たな工業団地の検討を行います。

#### (5) 商業拠点の整備

- 主要地方道足利邑楽行田線沿道の商業地域については、東部地区の商業拠点として整備するとともに、商業機能の集積を図るため、隣接する未利用地について適正な土地利用に努めます。

## (6) 地籍調査の推進

- 土地利用の基礎資料とするため、国土調査法および国土調査促進特別措置法に基づき、地籍調査の早期事業化に向け調査検討を行います。

### 地域別土地利用方針

都市的土地利用	
住宅地域	<p>赤岩・舞木地区の住宅地は、区画整理事業などの都市基盤整備事業を積極的に実施するとともに地区計画の活用により良好な居住環境の形成に努めます。</p> <p>東部住宅団地造成事業区域は、宅地の分譲促進に努めます。また、区域内に整備される商業施設により、利便性と居住環境を備えた東部地区の生活拠点としての整備・保全に努めます。</p>
農業地域	<p>千代田町農業振興地域整備計画等に基づき、優良な集団農地の保全と適正な農地利用に努めます。</p>
商業地域	<p>赤岩商店街および県道赤岩足利線沿道の既存の商業区域については、地域住民の身近な商店街として日常的な購買需要に対応した商業機能の維持に努めるとともに、商店街の活性化を図るため、駐車場・駐輪場等の環境整備に努めます。</p> <p>主要地方道足利邑楽行田線沿道の商業地については、大型店舗等の立地により町の新たな商業地として機能しており、隣接する未利用地等についても商業用地として整備し東部住宅団地内の住宅地と調和を図りつつ商業機能の集積に努めます。</p>
工業地域	<p>千代田工業団地、鞍掛工業団地、野辺流通団地については、既存の産業基盤の維持向上に努めます。</p> <p>また、新規雇用と安定財源確保のため、千代田工業団地周辺に新たな工業団地を造成し産業基盤の集積に努めます。</p>
自然的土地利用	
森林地域	<p>本町北部の平地林は、貴重な緑地空間としての整備保全に努めます。</p>
河川地域	<p>豊かな自然に恵まれた本町の特性を生かし、利根川等の河川環境整備を積極的に推進します。</p>

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*土地利用や都市計画に関する各種規制を遵守しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
都市計画基礎調査事業	町（県）	平成 24 年度、平成 29 年度
千代田町都市計画マスタープラン修正事業	町	平成 23 年度～
都市計画基本図デジタルマッピング事業	町	平成 23 年度
都市計画基本図修正印刷事業	町	平成 28 年度
新規工業団地造成事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
商業拠点地区整備事業	町	平成 23 年度～平成 26 年度
景観計画策定事業	町	平成 24 年度～平成 25 年度
国土調査の早期事業化に向けた調査検討	町	平成 23 年度～

## 第2項 良好な住宅環境の確保

### 1 これまでの取り組み

良好な住宅・住環境の確保は、人々が幸せな暮らしを営むための重要な基盤であり、量的な充足はもとより、質的な向上にも対応が求められています。

このため、都市計画法に基づき決定した区域区分に従い、市街化区域内の整備を促進するとともに、舞木地区の土地区画整理事業や東部住宅団地の造成分譲により良好でゆとりある居住環境を備えた住宅用地の供給を進めています。

町営住宅については、昭和49年から昭和60年までに舞木駒形団地・瀬戸井長良団地・赤岩里東団地の101戸を建築してきました。現在は建物等の老朽化が進み維持管理に努めておりますが、舞木駒形団地については、土地を借地しているため現在は返還に伴い取り壊しを行っています。現在の管理戸数は85戸となっています。

### 2 現況とこれからの課題

本町における人口の推移は、平成12年11,602人、平成21年11,927人と、325人の増加となっていますが、近年では、平成18年の12,023人をピークにわずかに減少傾向にあります。

最近では、社会情勢の変化による核家族化の進行や少子高齢化など、生活の質を重視する傾向にあり、新たな定住化を推進するためには、良質な住宅地や住宅の整備・供給が求められています。既に、区画整理事業や住宅団地造成事業で造成した分譲地については、都市基盤が充実しており、良好でゆとりある居住環境を備えています。長引く景気低迷のなかで分譲区画数が伸び悩んでいるため、さまざまな対策を講じて販売促進をしていく必要があります。

また、大規模地震による建物倒壊を軽減するため、木造住宅の所有者に対し耐震化への取り組みを支援する必要があります。

老朽化が進んでいる町営住宅については、機能維持のため計画的な改修を行う必要があります。

#### 舞木土地区画整理事業保留地整備状況

事業年度	区画数	面積
平成10年度～平成20年度	67	18,194.84㎡

(注) 付け保留地を除く

資料：町資料

## 東部住宅団地（ふれあいタウンちよだ）整備状況

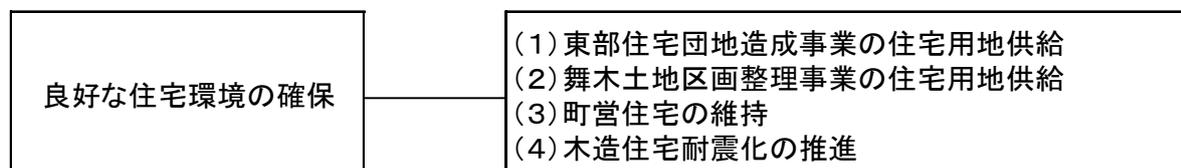
事業年度	区画数	面積	事業主体
平成 13 年度	54	13,302.00 m <sup>2</sup>	県企業局
平成 14 年度	187	48,766.20 m <sup>2</sup>	県企業局
	61	16,565.06 m <sup>2</sup>	西邑楽土地開発公社
計	302	78,633.26 m <sup>2</sup>	—

資料：町資料

### 3 施策の目的・方針

- ＊定住促進に向け、良質な宅地の供給や住環境の整備を図ります。
- ＊木造住宅の所有者が、耐震診断・耐震改修をしやすい環境整備や情報の発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取り組みを進めていきます。

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 東部住宅団地造成事業の住宅用地供給

- 良好な居住環境を備えた住宅地は生活に潤いを与えます。新たな商業拠点に隣接し、生活利便性の高い住宅団地内の宅地分譲を推進し定住化を図ります。

#### (2) 舞木土地区画整理事業の住宅用地供給

- 事業区域内の保留地は、役場や学校などの公共施設・商業施設が隣接し、生活利便性の高い良好な居住環境を兼ね備えているため、町の主要な住宅地として分譲を推進し定住化を図ります。

#### (3) 町営住宅の維持

- 舞木駒形町営住宅については、建物の老朽化と土地返還の必要性から順次撤去し、赤岩里東および瀬戸井長良町営住宅については、老朽化が進んでいるため、町営住宅の改修を継続していきます。

#### (4) 木造住宅耐震化の推進

- 大規模地震における被災者の大多数は建物倒壊が原因です。いつ発生するか予測できない大規模地震から町民の生命・財産を守るため、住宅の耐震化を推進します。

### 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*良好な住環境のまちづくりに協力しましょう。**

### 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
東部住宅団地造成事業	西邑楽 土地開発公社	平成 23 年度～
舞木土地区画整理事業	舞木土地区画 整理組合	平成 23 年度～平成 26 年度
町営住宅運営事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
木造住宅耐震診断者派遣事業等	町	平成 23 年度～

■ふれあいタウンちよだ



■舞木土地区画整理



### 第3項 安全で安心な水道水の供給

#### 1 これまでの取り組み

水の供給は、町民の健康で快適な生活や産業活動に欠かすことのできないものです。

そこで、浄水場の整備を計画的に実施し、安定供給に努めています。

また、配水量の増加や有事に備え、第3浄水場と第4浄水場の改修を進めています。

さらに、耐震性の問題のため、第1浄水場の配水塔の廃止に向けた配水計画の検討を進めるとともに、老朽管の改修や管路の更新など、水道施設の整備充実に努めています。

#### 2 現況とこれからの課題

老朽施設の計画的な更新をするとともに、水道水の安全確保と安定的な供給を進めていく必要があります。

また、効率的な水道事業運営を進めるとともに管路および施設更新にかかる財源確保や水道事業の経営基盤強化のために、料金改定の検討が必要になります。

#### 3 施策の目的・方針

**\*安心・安全で良質な水を安定して供給します。**

**\*適正で効率的な水道事業の運営に努めます。**

#### 4 施策の体系

安全で安心な水道水の供給

- (1) 安定供給体制の確立
- (2) 経営基盤の強化
- (3) 災害対策の推進

## 5 施策の概要

### (1) 安定供給体制の確立

#### ①施設の改良整備

- 老朽施設の計画的な更新と、効率的な運用および改良整備を促進します。

#### ②老朽管の改修と管網整備

- 計画的な老朽管の改修整備を推進します。

#### ③節水意識の高揚啓発

- 漏水防止対策を強化します。
- 積極的な節水意識の高揚啓発に努めます。

### (2) 経営基盤の強化

#### ①経営健全化の推進

- 未収金の回収を積極的に行うとともに、水道料金の改定・見直しなどを含め、経営の安定化を促進します。
- 水道事業の効率化のため、民間事業者への業務委託を検討します。

#### ②事業の広域化

- 近隣市町村と連携し、広域化に向けた事務の推進を図ります。

### (3) 災害対策の推進

#### ①町指定給水装置工事事業者との連携強化

- ライフラインである上水道の災害時などにおける迅速な復旧を行うため、事業者との連携を強化します。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*節水意識の向上に努め、水の有効活用を図りましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
上水道施設の改良と改修整備事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
上水道老朽管の改修と管網整備事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

## 第4項 汚水処理

### 1 これまでの取り組み

公共下水道をはじめとする汚水処理事業は、公衆衛生の向上や質の高い居住環境づくりなど安全で快適な生活を確保するために必要な事業であるとともに、自然環境の保全のために重要な役割を担っています。

そのため、地域に適した整備を行い普及の促進を図っています。

### 2 現況とこれからの課題

公共下水道整備人口、合併浄化槽使用者人口などによる汚水処理人口普及率が低い状況であり、普及率の向上を図る必要があります。

#### 汚水処理人口普及率

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
千代田町汚水処理人口普及率 (%)	26.6	30.1	33.4	38.0	40.2
群馬県平均汚水処理人口普及率 (%)	62.3	63.8	65.8	68.5	70.0

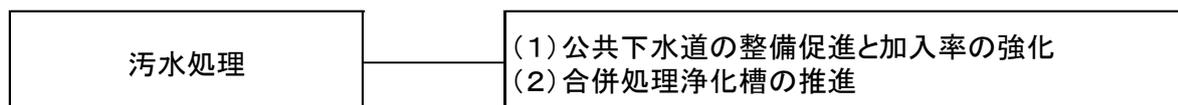
資料：町資料

(注) 汚水処理人口普及率：総人口に対する、公共下水道整備人口・コミプラ・合併浄化槽等の処理人口の比率。

### 3 施策の目的・方針

**\*地域に応じた汚水処理を推進します。**

### 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 公共下水道の整備促進と加入率の強化

- 公共下水道を計画的に整備します。
- 整備区域内の加入率の強化を図ります。

### (2) 合併処理浄化槽の推進

- 浄化槽設置整備事業により、合併処理浄化槽の設置と適正な浄化槽の維持管理を推進します。
- 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への設置替えなどの構造変更を推進します。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*公共下水道整備区域では、整備後は公共下水道に加入しましょう。**  
**\*公共下水道区域外では、合併処理浄化槽の設置に努めましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
利根川左岸流域関連千代田町公共下水道事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
コミュニティプラント管理運営事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
浄化槽設置整備事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

■西邑楽水質浄化センター



■千代田コミュニティプラント



## 第5項 排水機能の充実

### 1 これまでの取り組み

幹線排水路の改修整備はほぼ完了していますが、生活様式の向上にともなう生活排水量や工場等からの排水量が増加しているため、集落内からの排水機能の充実を図っています。

また、道路側溝の新設や改修により、排水能力の改善を図っています。

### 2 現況とこれからの課題

本町は、新谷田川をはじめとする一級河川がありそれに接続する幹線排水路・一般排水路・用水路があります。

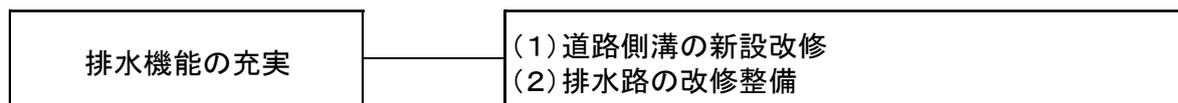
近年は、ゲリラ豪雨などの大雨により道路の冠水が多く発生しているため、生活排水と農業排水路や用水路の分離を検討し排水路整備をする必要があります。

また、側溝清掃による流水断面の確保や勾配のない場所についての改修整備が必要です。

### 3 施策の目的・方針

**\*排水機能の充実を図ります。**

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 道路側溝の新設改修

- 町道の道路側溝について流量断面等を検討し、排水能力の改善を図ります。

#### (2) 排水路の改修整備

- 勾配の緩やかで流れの悪い排水路について、改修を検討し排水機能の充実を図ります。
- 大雨によって道路が冠水する箇所が町内に多く発生しているため、排水路の調査検討を行い計画的な整備を図ります。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*道路側溝の清掃に参加しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
排水路改修事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
道路側溝新設改修事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

### ■排水路の改修整備



## 第6項 河川環境の整備

### 1 これまでの取り組み

本町には、谷田川、新谷田川、新谷田川放水路、五箇川の4つの一級河川が県管理であります。そのうち、谷田川、新谷田川の整備がすべて完了しました。

五箇川については、「ふれあいタウンちよだ」内において多自然型植生護岸の蛇かご工法による整備、主要地方道足利邑楽行田線から上流の起点までについては、木柵護岸が施工済みとなっております。

### 2 現況とこれからの課題

新谷田川については、台風などの豪雨により増水し一部越水箇所が発生しているため、堤防の補強、河床や法面に繁茂している雑草や堆積土の除去が必要になります。

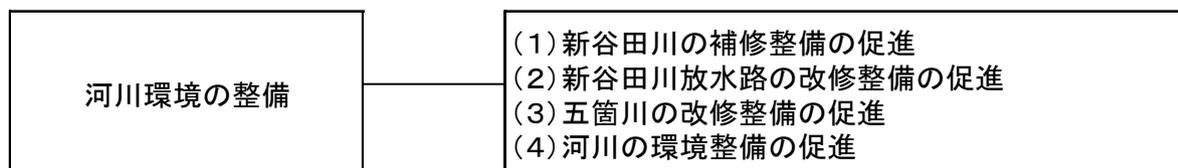
新谷田川放水路については、一部主要地方道足利・千代田線の県道が拡幅できないために、川幅が狭く流れが堰きとめられ護岸部分が崩壊し補修した箇所があるため、早急な改修工事が必要とされています。

また、五箇川については、多自然型植生護岸の木柵護岸箇所において豪雨時に護岸が崩壊し復旧等を行っているため、コンクリート三面化への再改修計画の検討が急務となっております。

### 3 施策の目的・方針

**\*安全な河川環境を推進します。**

### 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 新谷田川の補修整備の促進

- 大雨の増水時に、一部堤防の越水危険箇所があり整備促進を県に要望します。

### (2) 新谷田川放水路の改修整備の促進

- 河川拡幅改修が一部未改修の箇所について整備促進を県に要望します。

### (3) 五箇川の改修整備の促進

- 足利・邑楽・行田線上流部の木柵護岸整備箇所について、増水時に崩壊した箇所があり土質も砂質土なため工法変更の検討を要望します。

### (4) 河川的环境整備の促進

- 河床の堆積土により雑草の繁茂している箇所が多くあるため、川の流れに影響を起こしているため除去促進を県に要望します。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*河川除草作業に参加しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
河川改修事業	県	平成 23 年度～平成 32 年度

## 第7項 ごみの減量化とリサイクルの推進

### 1 これまでの取り組み

ごみ処理は、可燃ごみを大泉町外二町環境衛生施設組合の大泉清掃センターで焼却処理し、不燃ごみと資源ごみの処理については、太田市外三町広域清掃組合の太田市リサイクルプラザで実施しています。

また、生ごみ処理機器（生ごみ処理槽および生ごみ処理機）の家庭への普及やマイバック運動、グリーンコンシューマー運動などによりごみの減量化を進めています。

（注）グリーンコンシューマー運動

地球環境を破壊しない商品、環境保全に貢献している企業製品を購入することで、消費者が環境意識を高めようという運動。

### 2 現況とこれからの課題

ごみの排出量は、生活の高度化や多様化などにより、対策を講じなければ、年々増大する傾向があり、環境に与える負荷を少なくするため、ごみの排出量を減らし、資源の循環的な利用を進める必要があります。

また、「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」など、リサイクルについての法令整備が進み、資源のリサイクルに向けた分別回収は、今後も一層推進していくことが求められています。

### 3 施策の目的・方針

**\*ごみの減量化とリサイクルに努めます。**

**\*効率的な分別収集体制の整備を推進します。**

### 4 施策の体系

ごみの減量化と  
リサイクルの推進

- (1)ごみの減量化の推進
- (2)分別収集の回収率向上
- (3)ごみ処理行政の広域化の検討

## 5 施策の概要

### (1) ごみの減量化の推進

- ごみの減量やリサイクルについて、身近の取り組むべき行動を町民や事業者などで進め、ごみ減量化や分別収集の拡大による資源回収と再資源化などの促進を図ります。
- 生ごみ処理機器（生ごみ処理槽および生ごみ処理機）の家庭への普及により、ごみの減量・資源化を推進します。

### (2) 分別収集の回収率向上

- 資源のリサイクルに向けた分別収集を推進強化します。

### (3) ごみ処理行政の広域化の検討

- 群馬県一般廃棄物処理マスタープラン（県広域化計画）に基づき、太田市・千代田町・邑楽町・大泉町の一市三町での共同処理に向けた広域ごみ処理体制の取り組みを検討します。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*ごみの減量とリサイクルを推進しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
生ごみ処理機器設置補助事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

### ■分別収集の様子



## 第3節 自然環境との共生

### 第1項 自然環境の保全と地球環境への貢献

#### 1 これまでの取り組み

環境問題は、公害に加え日常生活にともなう生活型の公害や環境汚染の問題、地球温暖化をはじめとする地球環境問題に至るまで、広範多岐にわたっており、人々の環境問題への関心が高まるなかで、自治体においても、総合的にとらえた施策の展開が重要となっています。

そこで、本町では、地球温暖化防止実行計画策定に向けた検証を進めてきましたが、その成果として、千代田町地球温暖化防止実行計画を策定しました。

また、地球温暖化防止対策の具体的な事業として、住宅用太陽光発電システム設置にかかる補助事業を実施しています。

#### ■太陽光発電システム設置状況



#### 2 現況とこれからの課題

地球環境への貢献に関する義務要件が次々と課せられ、今後も取り組みが強化されることが予想されるため、更なる取り組みが求められています。

また、町民や事業者が自然環境の保全と活用に対する理解を深め、自発的な活動を推進する必要があります。

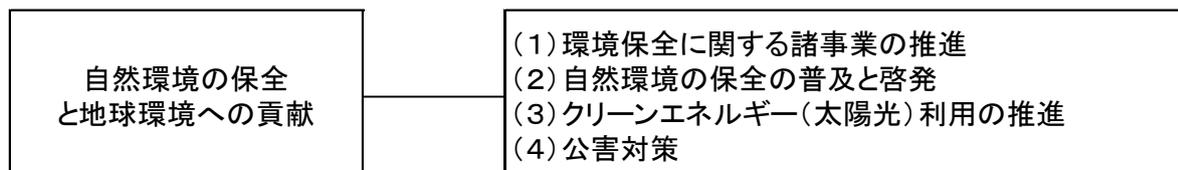
さらに、地球温暖化や地球環境汚染を防止するため、温室効果ガスを排出しないクリーンエネルギーの活用が求められています。

### 3 施策の目的・方針

**\*環境保全を推進します。**

**\*クリーンエネルギー(太陽光)に関する情報提供を推進します。**

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 環境保全に関する諸事業の推進

- 環境に関する計画は、年々内容が多岐に渡り細分化されてきており、最新の情報を視野に入れ取り組むとともに、自然環境保全に関する諸事業を推進します。

#### (2) 自然環境の保全の普及と啓発

- クリーン大作戦等の町民活動の展開と環境教育を推進します。

#### (3) クリーンエネルギー(太陽光)利用の推進

- クリーンエネルギー(太陽光)利用を推進するための情報提供に努めます。

#### (4) 公害対策

- 環境汚染につながる公害を防止するため、不法投棄防止巡視等、監視指導に努めます。

### 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*自然を守り、自然にふれあう活動に参加しましょう。**

**\*不法投棄の防止に協力しましょう。**

### 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
住宅用太陽光発電システム設置補助事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
不法投棄防止巡視事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

## 第2項 利根川水辺環境の整備

### 1 これまでの取り組み

利根川の清流などの自然は、本町の貴重な財産です。この豊かな自然を守るとともに、町民の野外レクリエーションの場として利根川河川敷を整備拡充するとともに、スポーツの場として整備しています。

また、水辺プラザ整備登録から「かわまちづくり計画」に移行され利根川左岸を「赤岩渡船場ゾーン」「水辺運動広場ゾーン（瀬戸井地先）」「利根大堰広場ゾーン」の3つのゾーンに分け施設整備を進めています。

### 2 現況とこれからの課題

利根川の利根大堰により堰止められた上流については、川幅が広く流れが緩やかなため水面ではジェットスキー、カヌー、レガッタ、ウインドサーフィンなどのマリンスポーツを楽しむ多くの人たちでにぎわいをみせています。

しかしその反面、水上利用のルールが確立されていないためにトラブル等も発生しているので、利用についての整理が必要とされています。

また、河川敷は、町内外の利用者の憩いの場として有効利用が求められ観光・交流の拠点としての整備活用を進めるとともに、河川敷内ということで当然川の増水により施設の水没等があるので、管理面にも重点を置いた検討を行う必要があります。

### 3 施策の目的・方針

**\*子どもからお年寄りまで、誰もが楽しめるレクリエーション環境を創出します。**

### 4 施策の体系

利根川水辺環境の整備

(1) 利根川河川敷の整備等

## 5 施策の概要

### (1) 利根川河川敷の整備等

- 赤岩渡船場ゾーンは、船着場、渡船待合小屋、トイレ、駐輪場、長ベンチの設置や緩傾斜法面化した広場を活用し、歴史ある赤岩渡船と周辺を情緒ある利根川の風物詩として残せる水辺空間とします。
- 水辺運動広場ゾーン（瀬戸井地先）は、トイレ、休憩所、レガッタ用栈橋広場、緩傾斜法面化と階段の設置などを整備し、スポーツ施設の充実と利根川の自然とふれあうことのできる空間とします。
- 利根大堰広場ゾーンは水辺の散策路、草花広場、駐車場を整備し、水辺をより身近に感じられるやすらぎの空間とします。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*利根川河川敷の美化に協力しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
利根川河川敷整備事業	町	平成 23 年度～

### ■赤岩渡船場ゾーン



### 第3項 公園緑地空間の充実

#### 1 これまでの取り組み

公園や緑地は、町民の交流の場、憩いの場、子どもの遊び場であるとともに、環境・景観の保全や災害発生時の避難場所として防災面でも重要な役割を担っています。

そこで、街区公園や近隣公園、地区公園を計画的に設置し、町民ニーズに対応した整備を体系的に進めるとともに、花いっぱい運動により、子どもからお年寄りまで、「人にやさしい美しいまちづくり」に参加できるように努めています。

#### 2 現況とこれからの課題

自然に親しめる子どもの遊び場としての整備や健康管理の場、コミュニティの場、憩いの場、災害時の防災拠点として総合的な整備が必要です。

花と緑の環境づくりには、町民が自主的に参加する意識の醸成が必要です。

既設の街区公園、近隣公園、地区公園、運動公園などの都市公園をはじめとして、住宅団地や区画整理事業の施工にともない設置された各種公園の環境を維持管理していくためには、地域住民や利用者が自主的に清掃や除草活動などに参加できるためのボランティア団体の構築等、総合的な維持管理計画を作成する必要があります。

#### 都市公園整備状況

種類	名称	所在地	面積	使用開始の期日
街区公園	舞木駒形公園	舞木字駒形地内	0.25ha	昭和50年4月1日
近隣公園	くらかげ公園	赤岩字くらかげ地内	1.47ha	昭和57年3月10日
近隣公園	昭和公園	昭和地内	1.40ha	平成2年4月1日
地区公園	なかさと公園	舞木字中里地内	5.10ha	平成13年3月31日

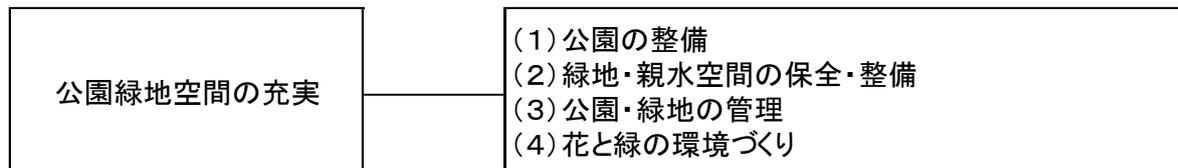
資料：町資料

#### 3 施策の目的・方針

**\*だれもが親しめる多機能型公園整備を推進します。**

**\*花いっぱい運動により、美しい環境づくりを推進します。**

## 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 公園の整備

#### ①各種公園の整備

- 町民ニーズに対応し、体系的で機能的な整備を図ります。

#### ②公園の適正配置

- 自然とのふれあい、子どもとお年寄りの交流や健康増進および災害発生時の防災拠点として適正かつ効率的な配置に努めます。

### (2) 緑地・親水空間の保全・整備

- 積極的な緑地の保全と創出により、緑豊かなゆとりある都市景観の創出を図ります。
- 公園や河川・水路沿い、緑地などに、散策路等の整備を図ります。

### (3) 公園・緑地の管理

#### ①公園の維持管理体制の確立

- 公園利用者の安全を十分配慮し、安心して利用できるよう維持管理体制を確立して、良好な公園維持を図ります。

#### ②緑地の維持管理体制の確立

- 各種事業によって整備された緑地空間を、緑豊かで良好環境を維持するための管理体制を確立し保全を図ります。

### (4) 花と緑の環境づくり

- 町民と行政が互いに協力し合い、花いっぱい運動の推進や町民総参加による環境整備を図ります。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

- \*公園などの美化に協力しましょう。**
- \*花と緑の環境づくりに参加しましょう。**
- \*花いっぱい運動に参加しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
公園・緑地整備事業	町	平成 28 年度～平成 30 年度
公園・緑地管理事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
花いっぱい運動推進事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

■なかさと公園



■花いっぱい運動



## 第4節 生活利便性の向上

### 第1項 道路橋梁の整備

#### 1 これまでの取り組み

道路・交通網は、日常生活や産業活動を支えるとともに、地域間の連携を強化する重要な基盤です。

そこで、県道や町道の整備については、交通環境の向上を図るため、県への要望などを含めて進めるとともに、土地利用計画との整合性を図り、整備推進に努めています。

本町における県管理道路は、主要地方道・一般県道をあわせて6路線あり生活圏の骨格として整備されました。

町道については一級・二級・その他の一般町道に区分され生活道路として重要な役割を担い、主要地方道や一般県道にアクセスする道路として整備を行っています。

また、都市計画道路として6路線が計画決定され、赤岩新福寺線等の路線について整備を行っています。

橋梁については、谷田川・新谷田川・新谷田川放水路・五箇川の一級河川をはじめ旧利根加用水路・邑楽用水路・木崎排水路等に架かるものが主な橋梁で124橋あります。

また、利根川新橋については、利根川新橋建設促進期成同盟会や民間団体などとの一体的な活動によって「はばたけ群馬・県土整備プラン」に位置づけられました。

#### 2 現況とこれからの課題

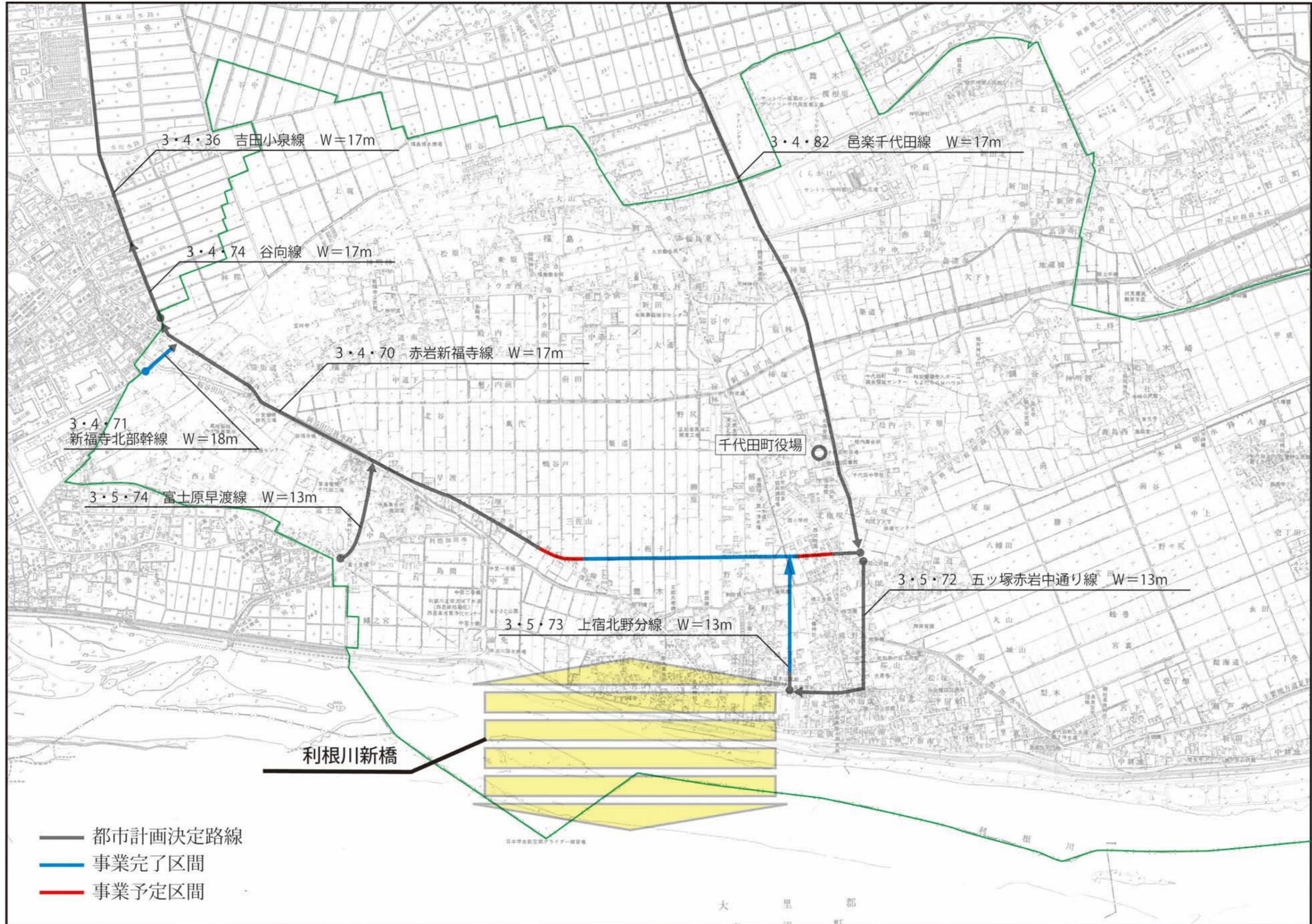
身近な生活道路として利用されている町道は、県道との有機的な連結や生活道路としての安全性・利便性を重視した計画的な整備を進める必要があります。平成12年に計画決定された都市計画道路については、整備率が低い状況であるため、優先順位を定め早期に事業化する必要があります。

さらに、交通渋滞の緩和や緊急時の輸送道路の確保、利根川をはさむ南北の交通網の確保のため、早期の利根川新橋建設が求められています。

また、近年では大型車両等交通量が増大しているため、自転車・歩行者の安全確保のため歩道の設置や道路補修等の維持管理についても計画的な整備検討が必要です。

一級河川谷田川に架かる丑起橋については、橋の北側について一部拡幅が済んでいないため危険であり、道路線形を修正するとともに橋の改修をする必要があります。

# 都市計画決定路線図



## 町道の整備状況

(平成 22 年 3 月現在)

	路線数(本)	延長(m)	舗装率(%)	改良率(%)	歩道設置延長(m)
一級町道	10	11,034.60	100	99.74	1,077.70
二級町道	18	29,788.20	90.73	95.18	5,125.20
一般道	790	212,824.75	77.11	65.43	9,269.40
行き止り道	83	5,239.10	36.92	30.6	0
合 計	901	258,886.65	78.61	69.61	15,472.30

資料：町資料

## 都市計画道路の決定状況

(平成 22 年 3 月現在)

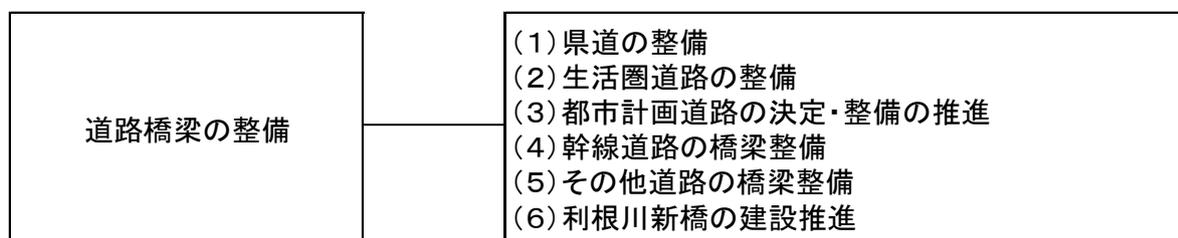
名称		幅員 (m)	計画決定延長 (m)	決定年月日
番号	路線名			
3・4・70	赤岩新福寺線	17	3,600	H12.4.18
3・4・71	新福寺北部幹線	18	340	H12.4.18
3・4・82	邑楽千代田線	17	3,900	H12.4.18
3・5・72	五ツ塚赤岩中通り線	13	1,050	H12.4.18
3・5・73	上宿北野分線	13	600	H12.4.18
3・5・74	富士原早渡線	13	520	H12.4.18
合 計	6 路線	—	10,010	—

資料：町資料

### 3 施策の目的・方針

- \*安全で快適な道路空間の提供を図ります。
- \*人にやさしい道づくりを進めます。
- \*交通ネットワーク網の整備を推進します。
- \*慢性的な交通渋滞を解消するため、利根川をはさむ交通網の確立を推進します。

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 県道の整備

- ①利根川新橋へのアクセス道の建設要望
  - 利根川新橋建設に伴うアクセス道について国・県等に要望します。
- ②県道の拡幅整備・歩道新設・側溝整備・路面補修の促進
  - 安全確保のため県等に要望します。

#### (2) 生活圏道路の整備

- ①町道の幹線道路の整備
  - 自転車・歩行者の安全に配慮した整備を図ります。
- ②町道の生活関連道路の整備
  - 地域の実情などに応じ、順次整備を図ります。
- ③自転車・歩行者道・交通安全施設の整備
  - 通学の安全確保のため、歩道整備やガードレール等の安全施設の設置を図ります。

#### (3) 都市計画道路の決定・整備の推進

- 早期の整備推進を図ります。

#### (4) 幹線道路の橋梁整備

- 道路整備や河川整備と連携しながら、橋梁の整備に努めます。

#### (5) その他道路の橋梁整備と点検

- 道路整備にあわせて、橋梁の整備に努めます。
- 橋梁の落橋事故防止のための長寿命化計画策定の点検を計画します。

#### (6) 利根川新橋の建設推進

- 利根川新橋早期建設のため国・県等へ積極的に要望します。

### 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*道路や側溝の整備、清掃などに協力しましょう。**

**\*橋の清掃等に参加しましょう。**

### 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
道路整備事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
都市計画道路整備事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
橋梁改修事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
利根川新橋建設促進事業	国・県・町	平成 23 年度～
橋梁長寿命化修繕計画策定	町	平成 23 年度～平成 27 年度

## 第2項 公共交通の充実

### 1 これまでの取り組み

自動車の運転ができない交通弱者や高齢者、学生等の交通移動手段の確保を目的として、近隣市町と協力し、平成10年に館林・千代田線を開設。その後、平成11年、太田・大泉・千代田線、平成13年、館林・明和・千代田線、平成14年には館林・邑楽・千代田線を次々と開設し、広域公共路線バスの充実に努めてきました。

### 2 現況とこれからの課題

広域公共路線バスの運営経費は、運賃収入、県補助金、各市町の負担金で賄われています。広域公共バスの安定した運行を図っていくためには、利用者の利便性を確保しつつ、経費の見直しや利用者の増加を図るPR活動等を積極的に行っていく必要があります。

また、今後、バス車両についても古くなった物から順次、新車両への移行を行い、利便性の向上と安全運行に努めていくことが求められます。

### 3 施策の目的・方針

**\*広域公共路線バスの安定運行と利便性の向上を図ります。**

### 4 施策の体系

公共交通の充実

- (1) 広域公共路線バスの充実
- (2) 公共交通手段の研究・検討

■館林・千代田線



■大泉・千代田線（あおぞら）



## 5 施策の概要

### (1) 広域公共路線バスの充実

- 広域公共路線バスを運営する関係市町との連携を図りつつ、地域公共交通会議などを通じてニーズの把握や広域公共バスの路線・便数の確保と利便性の向上などを総合的に検討し、広域公共路線バスの充実に努めます。

また、路線の安定運行のためにも、自然にやさしく、渋滞の緩和にもつながる「環境にやさしい公共交通」の利用増進をPRし、利用者の安定確保と利用の増進を図ります。

### (2) 公共交通手段の研究・検討

- 少子・高齢社会や生活様式の多様化などにより、公共交通や交通手段のニーズも変わりつつあります。そのようななか、広域公共路線バスの安定運行のほか、新たな公共交通手段の研究・検討を推進し、時代に即した公共交通のあり方を推進していきます。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*積極的に広域公共路線バスを利用しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
広域公共路線バス運行事業	町・広域	平成23年度～平成32年度
館林市外四町地域公共交通会議	町・広域	平成23年度～平成32年度

■館林・明和・千代田線



■館林・邑楽・千代田線





## 第2章

# 健康で安心して 暮らせるまちづくり

〔保健・医療・福祉〕

〔主要施策〕	〔施策〕
保健・医療の充実	保健対策の推進 医療体制の充実・強化 国民健康保険の安定運営 高齢者医療の確保 福祉医療の充実
安心な暮らし のための福祉	地域福祉の充実 介護保険の充実 高齢者福祉の充実 障害者福祉の充実 児童福祉の充実 ひとり親家庭等の支援 社会的弱者の支援 国民年金
人権	人権の尊重 人権教育の推進 男女共同参画社会の推進



## 第2章 健康で安心して暮らせるまちづくり

### 第1節 保健・医療の充実

#### 第1項 保健対策の推進

##### 1 これまでの取り組み

高齢化が進行するなかで、健康寿命の延伸と予防重視型の社会づくりに向け、町民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、各ライフステージにわたる保健サービスの充実に努めています。

また、健診後のフォローとして生活習慣の改善指導などにより疾病予防を図るとともに、高齢者の寝たきり予防に努めています。

さらに、精神患者の把握や相談指導に努めるとともに、予防接種がしやすい体制を進めています。

##### 2 現況とこれからの課題

###### (1) 母子保健関係

母子保健では、核家族化による育児環境の変化や、情報の氾濫等により育児不安の増加がみられています。

育児不安や負担から児童虐待に進行することがないように、早期発見・早期支援を視野に入れ、健診・家庭訪問・各種相談等を実施し、地域や関係機関と連携しながらさらなる専門的サービスを提供していくことが重要です。

また、妊婦健康診査・乳幼児健診等の健康診査は、疾病や異常の早期発見および各種相談事業や療育に結びつける機会として重要であり、さらに充実させていくことが必要です。

###### (2) 保健サービス全般

###### ○ 健康づくり

健康づくりでは、自らの健康は自らつくるという意識を持ち、主体的な取り組みを進めていくことが求められています。

また、生活習慣病を予防するためには、自らの健康に関心を持ち、主体的に自己の健康をコントロールできるよう支援することが必要です。

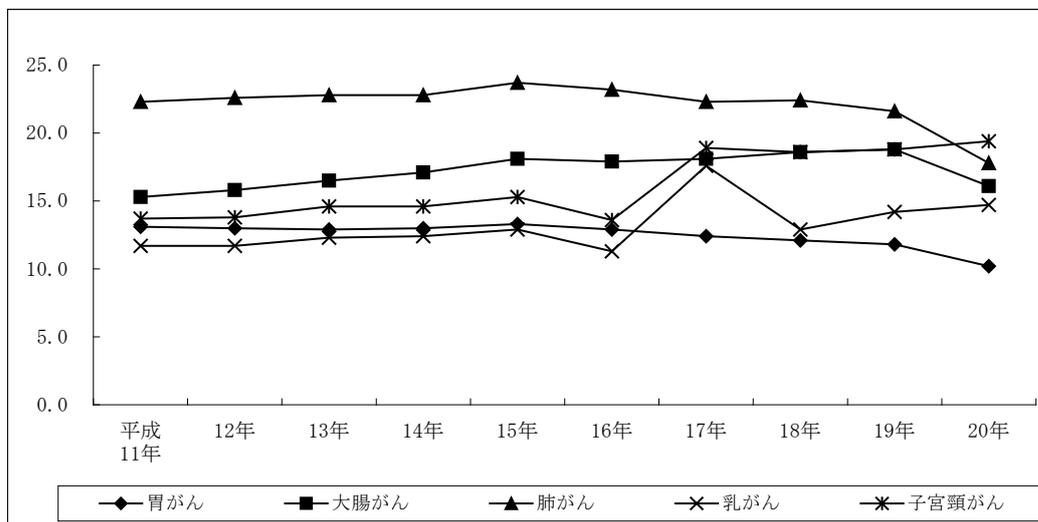
###### ○ がん対策関係

がんについては、わが国において昭和56年から死亡原因の第1位ですが、診断と治療の

進歩により早期発見・早期治療が可能となってきております。

このことから、がんによる死亡者数を減少させるため、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であり、課題であります。

わが国の対策型検診におけるがん検診受診率の推移



### (3) 疾病（感染症）対策関係

予防接種事業および感染症対策については、感染症の予防および蔓延を防ぐため予防接種法等にもとづき、引きつづき実施していく必要があります。

### (4) 精神保健関係

精神保健関係では、現在ストレスによる精神疾患が増えてきており、心の健康対策が重要です。

### (5) 食育の推進

社会情勢の変化のなかで、食を取り巻く状況も多様化してきており子どもも大人も日々忙しさに追われ、食に対する意識が希薄になり食生活の乱れなどから生活習慣病が増加してきております。また、食料自給率の低下から輸入品が増えたことによるBSE問題、産地や銘柄の偽装表示など食の安全・安心が脅かされています。さらに核家族世帯が増え食の教育も低下し、健全な食生活の実現が望めない状況になっています。

このことにより、町民一人ひとりが自らの「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、食品の安全性、食事と疾病との関係、食品の栄養特性やその組み合わせ方、食文化、食材等を適切に理解するために必要な情報提供や活動、地域における実践活動等を行う「食育」を推進していくことが重要です。

### 3 施策の目的・方針

**\*安心して子どもを産み育てることができるよう母子保健体制の確立に努めます。**

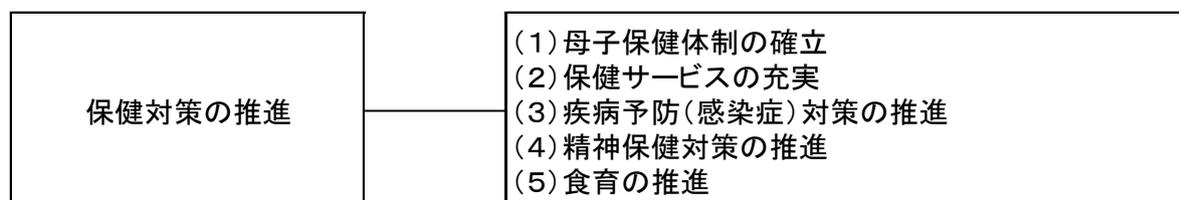
**\*自らの健康づくりに取り組むことができるような体制づくりに努めます。**

**\*各種健康診査により、がんや生活習慣病の早期発見、予防に努めます。**

**\*各種予防接種の実施により感染症の蔓延予防に努めます。**

**\*食に関する知識を高め、食育の推進に努めます。**

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 母子保健体制の確立

- 妊婦の安心・安全な出産を支援し、乳幼児の健やかな成長のために充実した健康診査・保健指導・訪問指導等を実施するとともに、要支援家庭を早期に発見し支援に努めます。
- 核家族化による育児環境の変化や、情報の氾濫等により育児不安の増加がみられるため、関係機関と連携のもと育児不安・虐待防止のための相談支援の充実に努めます。

#### (2) 保健サービスの充実

- 町民の皆様が「自分の健康は自分で守る」という意識をもち、生活習慣を改善し健康増進に努めることができるよう、ポピュレーションアプローチを視野にいたした健康教育等の実施に努めます。

#### (3) 疾病予防（感染症）対策の推進

- 感染症の予防および蔓延を防ぐため、各種予防接種の個別接種化を進め接種率の向上に努めます。
- 感染症に対する知識の普及に努めます。

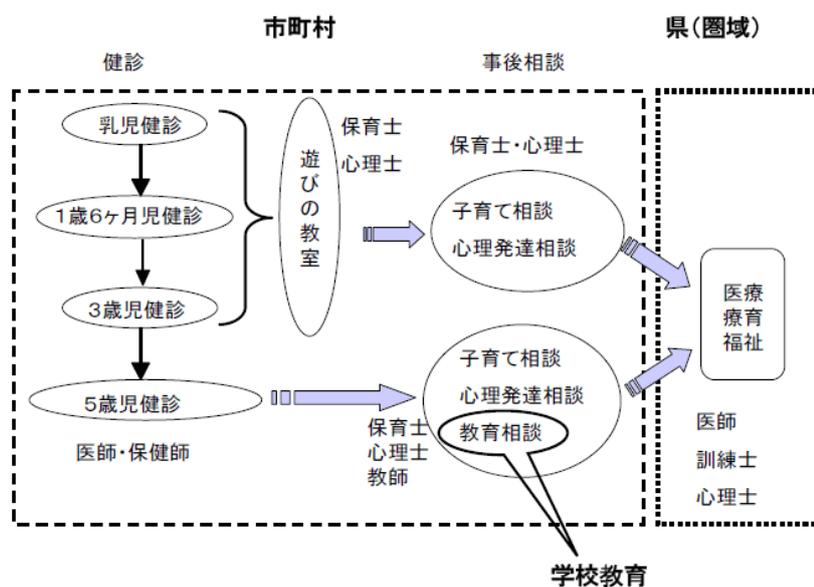
#### (4) 精神保健対策の推進

- 精神障害者やその家族が気軽に相談できる場を提供し、関係機関と連携のもと患者が適切な医療が受けられ・社会復帰できるよう相談支援体制の充実に努めます。

### (5) 食育の推進

- 食に関する知識を高め、「自分の健康は自分で守る」という意識の基に生活習慣病を予防し町民の健康を増進するために、食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、栄養バランスの取れた食事の普及啓発に努めます。

軽度発達障害の発見とその後の支援体制に関するモデル図



## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\* 各種健(検)診を積極的に受診しましょう。**

**\* 食育や健康づくりに関心を持ち、自分の健康は自分で守りましょう。**

マタニティマーク



## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
医療対策事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
健康増進・食育事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
母子保健事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
予防接種事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
結核予防事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
感染症予防事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
精神保健事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

### ■乳児健診



### ■母子手帳



## 第2項 医療体制の充実・強化

### 1 これまでの取り組み

少子高齢化の進行や疾病の複雑化等により、町民の医療に対する需要は多様化しているなか、地域の開業医と二次医療機関が連携し、地域医療を支えています。

このようなことから、二次医療的・高度医療技術を備えた医療施設の拡充や医師・看護師等の医療従事者の確保に努めてきました。

また、救急医療システムの拡充を図っています。

### 2 現況とこれからの課題

少子高齢化により医療を取り巻く環境が大きく変化するなかで、広域における医療供給体制の整備を一層推進する必要があります。

また、高齢化や疾病の複雑化・多様化等により、より一層の救急医療体制の充実、医療機関との連携体制の強化が必要になっていますが、地域の中核的医療機関である館林厚生病院では、平成17年度から診療体制の縮小が続いており、町民が安心して医療が受けられるためには産科医また小児科医の確保が課題となっています。

### 3 施策の目的・方針

**\*安心して生活できる医療体制の構築を目指します。**

### 4 施策の体系

医療体制の充実・強化

- (1) 医療施設の整備の充実
- (2) 急性期医療の充実・強化

## 5 施策の概要

### (1) 医療施設の整備の充実

- 地域医療再生計画に基づき、館林厚生病院の耐震改修および設備の充実に努めます。

### (2) 急性期医療の充実・強化

- 救急医療・周産期医療・小児医療の充実・強化を図るため、近隣市町や各医療機関との連携強化を図り医療体制の充実に努めます。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*信頼できるかかりつけ医をもちましょう。**

**\*健康ダイヤル相談を活用しましょう。**

**\*地域医療を維持するため、中核病院と地域の医院・診療所は連携しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
館林厚生病院施設耐震化整備事業	邑楽館林医療事務組合	平成 23 年度～平成 26 年度

### 第3項 国民健康保険の安定運営

#### 1 これまでの取り組み

本町における国民健康保険事業は、近年の急速な高齢化の進行や疾病構造の変化、医療の高度化等により医療費全体が増加を続けております。また、長引く経済不況により低所得者層の被保険者が増加傾向にあるとともに、保険税の収納率も年々低下しており、収支状況としては、極めて厳しい状況にあります。

このため町では、レセプト点検の実施、健康相談ダイヤル事業の展開、平成20年度から保険者に義務付けられた特定健診や特定保健指導を積極的に行い、医療費適正化の推進や収納率向上のための滞納対策などあらゆる面で制度の安定確保に努めています。

#### 2 現況とこれからの課題

国民健康保険の被保険者は、高齢者層を多く抱えることから保険税の大きな増収は見込めません。また、長引く経済不況のため企業の倒産やリストラなどにより被用者保険からの加入者がより一層増加することや、医療技術の高度化や多様化により今後も医療費の増加傾向が推察されます。

このようなことから、本町の国民健康保険の財政運営は、厳しい状況にあるといえます。

国民皆保険制度を支える国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けることができるよう、将来にわたり安定した持続可能な制度運営を図っていくことが重要となります。

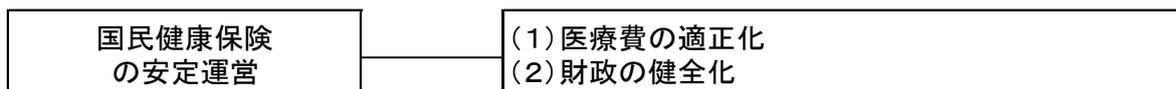
今後も今まで以上に、健康づくりや疾病予防を重視した保健事業を積極的に展開し医療費の抑制と医療給付費の適正化を図ることが必要です。一方、保険税の適正な賦課や収納率の向上を推進するなど歳入確保を図り、収支両面からより一層の安定運営に努めなければなりません。

また、今後、国では国民健康保険法の改正や各種医療制度改革などにより、保険事業の広域化や新しい高齢者医療制度の創設も視野に入れ検討していますので、本町としても柔軟かつ適切な制度運営が求められます。

### 3 施策の目的・方針

**\* 将来にわたり持続可能で安定した国民健康保険制度の運営を目指します。**

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 医療費の適正化

##### ①医療費適正化の推進

- 特定健診の受診率向上および特定保健指導の実施率向上を目指し、生活習慣病の予防や重症化予防を行い、医療給付費の抑制に努めます。
- レセプト（診療報酬明細書）点検の強化や重複・多受診者に対し、町保健師との訪問事業を実施し、適切な受診指導や保健指導を行い、医療費の適正化に努めます。
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利活用について普及促進を図り、医療費の適正化を図ります。
- 健康ダイヤル（電話相談）の利用促進を図り、適切な受診行為を促すことで、医療費の抑制に努めます。

##### ②広報活動の強化

- 町の広報紙やパンフレット、ホームページ等を有効活用し、制度の安定的な運営を図るための周知に努めます。

##### ③関係部署との連携

- 保健、医療、福祉との連携・強化を図り、被保険者の疾病予防対策や健康増進対策の拡充に努めます。

#### (2) 財政の健全化

##### ①収納率向上対策の推進

- 収納体制の強化を図り、合理的かつ実効性のある徴収対策により収納率の向上に努めます。

##### ②財政の安定化および保険税の適正賦課

- 医療費の動向を踏まえた保険給付費等の支出を適正に精査・分析し、適正な保険

税の賦課に努めます。

- 被保険者相互の公平な負担に留意し、適切な賦課割合を設定することに努めます。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*健康意識を高めるとともに、制度の理解を深め適切に保険税を納付しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
国民健康保険健康指導事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
国保ヘルスアップ事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
特定健診・特定保健事業	町国保	平成 23 年度～平成 32 年度
人間ドック健診費補助事業	町国保	平成 23 年度～平成 32 年度
健康ダイヤル相談事業	町・町国保	平成 23 年度～平成 32 年度

## 第4項 高齢者医療の確保

### 1 これまでの取り組み

平成20年度からは、「老人保健制度」にかわり新たに75歳以上（一定の障害のある方は65歳以上）の高齢者を対象とした「後期高齢者医療制度」が創設され、県内の市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となり制度運営を行っています。

### 2 現況とこれからの課題

現在、国では高齢者の医療制度について、現行制度の廃止を前提とした新たな高齢者医療制度の検討が進められており、また、医療保険制度の広域化が推進されてくるものと予想されています。

本町では、現在の後期高齢者医療制度が新たな制度へかわるとしても、被保険者に不安や混乱を招くことなく、安定した高齢者医療保険制度の運営が確保できるよう対応していく必要があります。

### 3 施策の目的・方針

**\*高齢者がいつでも安心して受けられる医療制度の運営を目指します。**

### 4 施策の体系

高齢者医療の確保

(1)医療費の適正化

## 5 施策の概要

### (1) 医療費の適正化

- ①医療費動向の把握・分析による保健・医療サービスの向上
  - 医療費の動向把握と分析を行い、保健・福祉部署との連携強化を進め、高齢者への質の高い医療の確保や健康管理サービスを提供します。
  - 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利活用について普及促進を図り、医療費の抑制に努めます。
- ②健康意識の普及・啓発
  - 町広報紙やチラシ等を活用した広報活動を積極的に展開し、地域全体における健康意識の高揚に努めます。
  - 町教育委員会と連携し、高齢者教室等を活用した健康教育の推進に努めます。
- ③医療費の削減対策
  - 医療機関における多受診者および重複受診者への保健指導の強化を図り、被保険者の受診適正化に努めます。
  - 医療機関から請求されたレセプト（診療報酬明細書）の内容を、資格や請求点数等の観点から点検することにより、再審査請求等を積極的に行っていきます。
  - 中・長期的な視野に立った生活習慣病予防対策の一環として、高齢者健診事業を推進し、疾病の早期発見と早期予防の実現に努めます。
  - 被保険者の医療費に対する認識を高めてもらうために、受診状況や自己負担額等を掲載した医療費通知の送付に努めます。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*日頃からの健康増進を心がけましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
高齢者健診事業	町・県広域連合	平成 23 年度～平成 32 年度
人間ドック健診費補助事業	町・県広域連合	平成 23 年度～平成 32 年度

## 第5項 福祉医療の充実

### 1 これまでの取り組み

本町では、福祉政策の一環として、社会的にハンディキャップを抱えた方や子育て支援として小さい子どもをもつ家庭などを対象に医療費の支給制度を創設し、医療費の本人負担分を公的に支援することで、対象者の経済的負担の軽減と健康管理の向上を図ってきました。特に、子どもの医療費については、段階的に中学卒業時まで適用範囲を拡大し、積極的に支援を進めています。

### 2 現況とこれからの課題

現在、本町の福祉医療制度の支給対象は、表1の区分となっており、対象者についてあらかじめ福祉医療費受給者証を交付し、対象者が医療機関を受診した際の本人負担分を町が支出している仕組みとなっております。

昨今、医療技術の高度化や適用対象者の範囲を拡大してきたこともあり、制度運用にかかる事業費も年々増加傾向にあり、財政的負担も大きいものとなっております。

福祉医療制度の財源は、町および県が医療保険の本人負担分を公費で負担する仕組みであるため、財政的な制約のなかで将来にわたって安定的に運営していかなければなりません。

このようなことから、今後とも地域社会における福祉医療制度の意義を再認識し、必要な方たちへ十分支援が行えるように常に問題意識をもつとともに、制度安定のための財源確保を念頭に置きながら事業を展開していくことが求められます。

<表1> 福祉医療費の支給対象者

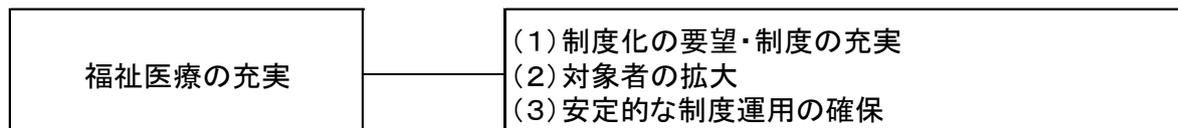
区 分	対象基準
子ども	中学生までの子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの方）
重度心身障害者等	特別児童扶養手当1級の方 国民年金法の障害年金1級の方 身体障害者福祉法による1級または2級の方 療育手帳制度要綱のA判定の方
母子(父子)家庭等	母子（父子）家庭で18歳未満の児童およびその親 父母のいない児童のうち18歳未満の児童

資料：町資料

### 3 施策の目的・方針

**\*地域社会の実情を的確に捉え、福祉医療制度の安定的な運用を目指します。**

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 制度化の要望・制度の充実

- 医療費助成制度の安定的な運用を図るため、現在制度化されていない国に対して、財源支援の制度化を要望していきます。
- 県から町へ対する福祉医療費の財政支援について、所得制限の撤廃や対象範囲の拡大を要望していきます。

#### (2) 対象者の拡大

- 福祉医療費の助成対象者について、適用範囲を検討します。

#### (3) 安定的な制度運用の確保

- 福祉医療制度の継続的な安定を目指し、地域の実情に応じた的確な内容であるか、定期的に検討します。

### 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*福祉医療制度を適切に利用しましょう。**

### 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
福祉医療費助成事業	町・県	平成 23 年度～平成 32 年度

## 第2節 安心な暮らしのための福祉

### 第1項 地域福祉の充実

#### 1 これまでの取り組み

少子高齢化や核家族化の進行等にもない、従来の地域や家庭における相互扶助機能が弱体化、希薄化してきているなかで、ますます複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくっていくために、地域福祉の推進を図っています。

そのため、福祉介護相談窓口を設置し、相談事業などの体制強化を図っています。

また、地域の支援体制を強化するため、民生委員・児童委員などの充実を図るとともに、地域包括支援センターや各関係機関などの連携を強化しています。

さらに、社会福祉協議会は、地域住民や地域団体、ボランティアなどとの連携を図り、保健福祉体制の重要な役割を担ってきました。

#### 2 現況とこれからの課題

今後も福祉の心を育み、地域のつながりを大切に、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することが求められています。

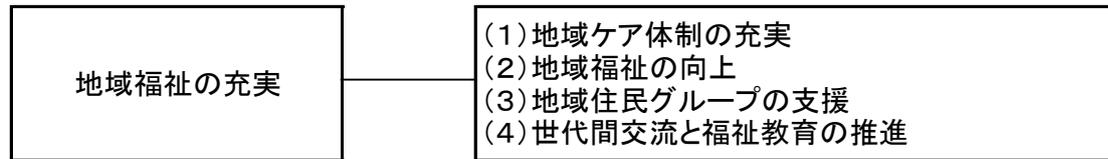
また、行政や民間事業者によるサービスとしての福祉には限界があり、それを補うものとして、町民との協働やボランティアなど自主的な地域福祉活動の推進が求められています。

#### 3 施策の目的・方針

**\*誰もが住み慣れた地域社会のなかで自立し、安心して暮らしていけるまちを目指します。**

**\*地域福祉を支える人づくりに努めます。**

## 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 地域ケア体制の充実

#### ①公助による支援体制

- 福祉介護総合相談窓口など、支援体制の充実に努めます。

#### ②共助による支援体制

- 地域住民や地域団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などと協力しながら、支援体制の充実に努めます。

### (2) 地域福祉の向上

- 地域福祉の向上のため、ボランティアセンターの活用を図ります。

### (3) 地域住民グループの支援

- ボランティアの研修会や交流会の充実により、高齢者等の支援を行う体制づくりのため人財確保と養成に努めます。

### (4) 世代間交流と福祉教育の推進

- 社会福祉協議会などと協力しながら、福祉教育の充実に努めます。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*地域活動に積極的に参加するとともに、家庭教育を通して福祉への関心を高めましょう。**

## 第2項 介護保険の充実

### 1 これまでの取り組み

平成12年度に始まった介護保険制度は、介護を社会全体で支える仕組みとして定着しています。本町では介護保険事業計画の定期的な見直しを行い、計画に基づいた事業の円滑な運営を行っています。

また、平成18年度には介護保険法の法改正により、高齢者を対象にした介護予防事業や包括的支援事業を核とした地域支援事業が始まったことから、本町では地域における高齢者支援の中核として地域包括支援センターを設置し、地域支援事業への取り組みや相談体制の強化を図っています。

### 2 現況とこれからの課題

高齢化が進行するなか、要介護や要支援の認定者数は年々増加しています。認定者数の増加は給付費の増加、さらに介護保険料の値上げにもつながります。このため、高齢者が健康状態を維持し要介護や要支援の状態にならないよう、介護予防に関する取り組みを推進する必要があります。

また、介護や支援が必要な高齢者が十分なサービスを利用できるよう、サービス基盤の充実を図る必要があります。

さらに、介護サービスが利用者に対して適正に提供されるよう、給付適正化事業への取り組みを推進する必要があります。

要介護・要支援認定区別認定者数

(各年度末現在)

年度	区分	要支援	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計	
平成17年度	第1号被保険者	39	39	84	48	43	52	33	260	299	
	65歳～74歳	5	5	9	5	4	2	8	28	33	
	75歳以上	34	34	75	43	39	50	25	232	266	
	第2号被保険者	0	0	7	4	1	1	2	15	15	
	計	39	39	91	52	44	53	35	275	314	
年度	区分	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
平成18年度	第1号被保険者	22	33	55	54	64	57	44	37	256	311
	65歳～74歳	2	4	6	3	5	6	3	5	22	28
	75歳以上	20	29	49	51	59	51	41	32	234	283
	第2号被保険者	2	3	5	2	7	2	1	0	12	17
	計	24	36	60	56	71	59	45	37	268	328
平成19年度	第1号被保険者	30	31	61	47	69	71	48	36	271	332
	65歳～74歳	4	2	6	5	7	9	5	3	29	35
	75歳以上	26	29	55	42	62	62	43	33	242	297
	第2号被保険者	1	3	4	4	5	4	3	0	16	20
	計	31	34	65	51	74	75	51	36	287	352
平成20年度	第1号被保険者	28	34	62	45	72	86	52	44	299	361
	65歳～74歳	5	5	10	7	9	10	4	2	32	42
	75歳以上	23	29	52	38	63	76	48	42	267	319
	第2号被保険者	1	3	4	4	2	2	3	1	12	16
	計	29	37	66	49	74	88	55	45	311	377
平成21年度	第1号被保険者	27	34	61	54	73	83	54	54	318	379
	65歳～74歳	3	7	10	4	10	9	6	2	31	41
	75歳以上	24	27	51	50	63	74	48	52	287	338
	第2号被保険者	1	3	4	4	1	4	3	3	15	19
	計	28	37	65	58	74	87	57	57	333	398

資料：町資料

保険給付費審査年度別支給額

(単位：件(件数)、円(支給額))

	平成17年度		
	件数	支給額	構成比
居宅介護(支援)サービス	6,207	250,424,186	47.7%
施設介護サービス費	957	265,019,217	50.4%
特定入所者介護(支援)サービス費	281	5,893,730	1.1%
高額介護(居宅支援)サービス費	503	3,429,536	0.7%
審査支払手数料	-	648,185	0.1%
合計	7,948	525,414,854	100.0%

	平成18年度			平成19年度		
	件数	支給額	構成比	件数	支給額	構成比
居宅(介護予防)サービス	5,975	245,279,799	48.8%	6,112	266,537,480	48.6%
施設介護サービス費	944	236,997,202	47.1%	1,019	259,229,918	47.3%
特定入所者介護(介護予防)サービス費	511	14,404,320	2.9%	530	15,222,020	2.8%
高額介護(介護予防)サービス費	587	5,604,957	1.1%	639	6,555,452	1.2%
審査支払手数料	-	640,870	0.1%	-	661,390	0.1%
合計	8,017	502,927,148	100.0%	8,300	548,206,260	100.0%

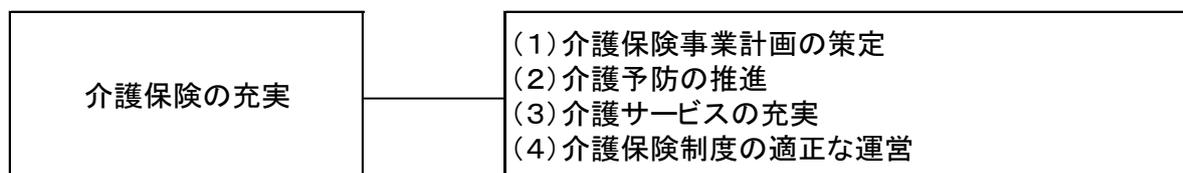
	平成20年度			平成21年度		
	件数	支給額	構成比	件数	支給額	構成比
居宅(介護予防)サービス	6,929	297,140,380	50.5%	7,398	328,349,830	51.0%
施設介護サービス費	1,057	268,085,093	45.5%	1,131	289,722,973	45.0%
特定入所者介護(介護予防)サービス費	542	16,069,750	2.7%	581	17,351,070	2.7%
高額介護(介護予防)サービス費	688	6,781,374	1.2%	819	7,390,736	1.1%
高額医療合算介護(介護予防)サービス費	-	-	-	1	6,212	0.0%
審査支払手数料	-	728,555	0.1%	-	789,640	0.1%
合計	9,216	588,805,152	100.0%	9,930	643,610,461	100.0%

資料：町資料

### 3 施策の目的・方針

- ＊介護保険制度の健全運営を推進します。
- ＊高齢者が要介護や要支援の状態に陥ることなく、健康で自立した生活を維持できるよう、介護予防に関する取り組みを推進します。

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

- (1) 介護保険事業計画の策定
  - 介護保険事業計画に基づき、事業の計画的な運営に努めます。
- (2) 介護予防の推進
  - 高齢者が健康で自立した生活を維持できるよう、介護予防事業を推進します。
  - 地域における高齢者の相談・支援の拠点となる地域包括支援センターの運営と機能の拡充を図るとともに、地域支援事業の充実と効果的な実施に努めます。
- (3) 介護サービスの充実
  - 既存のサービス基盤の充実を図るとともに、需要に応じた基盤整備を計画的に進めます。
  - 事業者に対する指導などにより、介護サービスの質の向上を図ります。
- (4) 介護保険制度の適正な運営
  - 保険料未納者に対する納付指導を強化し、収納率の向上に努めます。
  - 適切な請求や適切なサービス提供を行い、給付の適正化に取り組みます。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

\*制度の理解を深め、保険料の納付とサービスの適切な利用に努めましょう。  
\*事業者の方々は、利用者の権利を理解し、介護サービスの質の向上や適正なサービス提供に努めましょう。

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
介護保険事業計画策定事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
地域支援事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

■介護予防事業の実施風景



■介護予防事業の実施風景



### 第3項 高齢者福祉の充実

#### 1 これまでの取り組み

高齢化は急速に進行し、それにともない寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、独居高齢者の増加、女性の社会進出による家族介護力の低下などが予想されるなか、高齢者支援の充実に努めています。

そのため、介護保険や自立支援サービス等により、快適な日常生活を支援しています。

また、ひとり暮らし高齢者等に対する介護予防や居宅生活支援を進め、高齢者の生活の維持向上を図っています。

さらに、高齢者が生きがいを持って社会参加できるための地域ぐるみの支援活動に努めています。

#### 2 現況とこれからの課題

高齢者の生きがいづくりや高齢者が自立した生活を送るため、生涯学習の機会や社会参加を支援する取り組みが必要であり、そのための外出、生活支援等の自立支援が求められています。

また、ひとり暮らし高齢者、老々世帯は年々増加しており、健康や生活不安を助長させているため、地域と町が連携した包括的な支援の取り組みが求められます。

#### 高齢者人口の推移と高齢化率の推移

(各年4月1日現在。単位：人・%)

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
65歳以上の人口	2,360	2,412	2,457	2,507	2,550
総人口に占める割合(高齢化率)	20	20	20	21	22

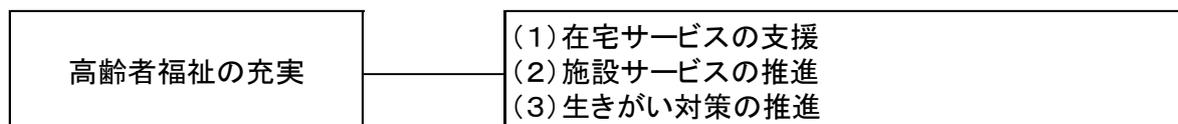
資料：年齢別人口統計

#### 3 施策の目的・方針

**\* 高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気で暮らせるように支援します。**

**\* 高齢者が安心して安全な生活ができる環境を目指します。**

## 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 在宅サービスの支援

#### ①通所サービス・家事援助型ヘルパー事業等の推進

- デイサービスやホームヘルプサービスにより、快適な日常生活を支援します。

#### ②在宅要援護を総合的に推進する事業の支援

- 高齢者が自立して元気で暮らせるようにサービスを充実します。

#### ③地域包括支援センターの充実

- 地域ケアを支える拠点としての機能の充実を図ります。

#### ④緊急通報装置設置推進

- 安全で安心な生活ができるように、緊急通報装置の設置を推進します。

### (2) 施設サービスの推進

#### ①総合福祉センターの充実

- 総合的な地域福祉サービスの拠点として一層の充実を図ります。

#### ②自立支援サービスセンターの充実

- ひとり暮らしや要支援が必要な高齢者が自立した生活が営めるよう、自立支援サービスセンターの充実を図ります。

### (3) 生きがい対策の推進

#### ①高齢者能力活用センター（シルバー人材センター）の育成強化

- 高齢者の就業を促進するため、センター活動の充実を推進します。

#### ②社会参加の促進

- 高齢者の健康保持増進活動や学習活動、世代間交流など、高齢者の社会参加を推進します。

#### ③老人クラブの活性化

- 地域特性に応じた高齢者組織の自主的な取り組みを支援するため、広報やPR活動など、老人クラブの組織の育成を図ります。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*高齢者の各種活動に積極的に参加しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
給食サービス事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
紙おむつ支給事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
自立支援サービスセンター運営事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
高齢者能力活用センター（シルバー人材センター）運営事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

## 第4項 障害者福祉の充実

### 1 これまでの取り組み

障害者福祉サービスは、平成18年度から障害者自立支援法が施行され、身体障害者、知的障害者、精神障害者への一元的なサービス提供、障害程度区分の認定、応益負担などの仕組みが新たに導入され、就業支援の強化や日中活動と居住サービスの細分化、施設入所から地域生活や一般就労への移行などを進めています。

### 2 現況とこれからの課題

身体・知的・精神障害者の在宅生活者の日中活動や居住の受け皿の確保、居宅介護や移動支援など、生活支援サービスの拡大が求められています。

#### 身体障害者手帳の交付状況

(平成22年4月1日現在)

区分	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	計
人数	16	25	5	186	89	321

資料：町資料

#### 知的障害者療育手帳の交付状況

(平成22年4月1日現在)

区分	A	B	計
人数	21	40	61

資料：町資料

#### 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

(平成22年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	計
人数	17	10	5	32

資料：町資料

#### 福祉医療費給付状況

(平成21年度)

区分	対象者数(人)			福祉医療費 給付額 (千円)
	社保	国保	計	
重度心身障害者	39	99	138	24,965

資料：町資料

## 障害年金の受給状況

(平成 21 年度)

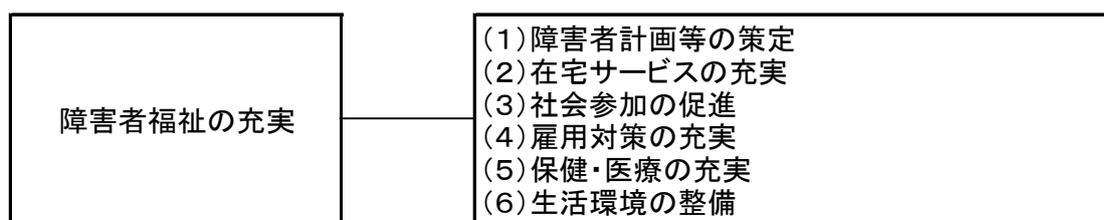
種 類	障害年金 (拠出年金)	障害年金 (福祉年金)
受給権者数 (人)	53	81

資料：町資料

### 3 施策の目的・方針

**\*障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできる地域社会づくりを推進します。**

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 障害者計画等の策定

##### ①障害者計画等の策定

- 障害を持たれる方々が自立した社会生活を営めるよう、支援を目的として、国の制度を踏まえつつ、障害者計画等を策定し、障害施策の展開・障害福祉サービスの安定提供に努めます。

#### (2) 在宅サービスの充実

##### ①住宅環境の改善

- 住宅設備の改善を支援します。

##### ②日常生活支援の充実

- 補装具費や日常生活用具等の支給など、自立に向けた支援や各種経済的支援制度の周知と有効利用を促進します。

##### ③福祉車両貸出事業・福祉機器貸付事業の充実

- 障害者の社会参加と日常生活の自立を図るため、福祉車両貸出事業および福祉機

器貸付事業の充実に努めます。

#### ④障害児保育の充実

- ノーマライゼーションの理念のもとに障害児保育の充実に努めます。

(注) ノーマライゼーション

「障害のある人もない人も、社会で等しく自分らしい生活をできるようにする」という考え方。

### (3) 社会参加の促進

#### ①啓発活動・福祉教育の推進

- 障害のある人もない人も住み慣れた家庭や地域でともに生活を送れるように、福祉思想の啓発と福祉教育を積極的に推進します。

#### ②障害者福祉団体の育成

- 障害者団体や保護者会の活動を支援し、組織の充実強化に努めます。

#### ③文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 障害者の社会参加の推進のため、文化祭、スポーツ大会、レクリエーション活動等の交流参加の場の提供を推進します。

### (4) 雇用対策の充実

#### ①地域活動支援センターの充実

- 雇用されることが困難な障害者へ創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進する地域活動支援センターの体制の充実に努めます。

### (5) 保健・医療の充実

#### ①相談・指導活動の強化

- 障害を持つ子や親が孤立することがないように療育相談、指導および情報提供に努めます。

#### ②機能回復訓練の促進

- 障害者の社会復帰を促進するため、機能生活訓練事業の充実に努めるとともに、介護予防のための日常生活訓練事業を促進します。

#### ③医療費助成制度の充実

- 障害者の健康管理に資するため、福祉医療制度の充実に努めます。

### (6) 生活環境の整備

- 道路段差の解消、歩道の整備、公共施設のスロープ・トイレの改善、車いす等の配置などを進めます。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

- \* 障害および障害者への認識と理解に努めましょう。
- \* 障害者支援活動に積極的に参加しましょう。

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
障害者計画等策定事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
障害者地域生活支援事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

## 第5項 児童福祉の充実

### 1 これまでの取り組み

少子化の背景には、結婚、出産、子育てに関する個人の意識の変化や社会・経済情勢の変化など、さまざまな要因により、子育てに関する不安や負担感、仕事と育児の両立に対する負担感が増大していることをふまえ、関連部門・関係機関が一体となって、多面的な取り組みを総合的、計画的に推進し、次の時代の社会を担う子どもたちを安心して産み育てることができる社会環境の整備を進めています。

そのため、町民と行政および専門機関が連携しながら、地域の子育てニーズに対応した事業を行っています。

また、学童保育などの充実に努めるとともに、各関係機関での相談指導や子育て家庭の交流支援を図っています。

### 2 現況とこれからの課題

子どもを安心して育てるには、地域において子育てを支援する仕組みが必要であり、社会環境の変化や子育て家庭の多様なニーズに対応できるように、必要なサービスの見直しが必要です。

また、子どもが安心して放課後を過ごせる学童保育の拡充が必要です。

#### 保育園、児童館および学童保育所の現況

施設名	所在地	開設年月日
西保育園	大字赤岩 2119-1	平成9年4月1日
東保育園	大字上五箇 522-1	昭和58年4月1日
児童センター	大字赤岩 2119-5	平成7年5月10日
児童館	大字上五箇 526	平成7年5月10日
西小学校学童クラブ	大字赤岩 1755	平成19年4月1日
東小学校学童クラブ	大字上五箇 316	平成19年4月1日

資料：町資料

#### 就学前の児童数

(平成22年4月1日現在)

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
西部地区	49	62	58	63	66	78	376
東部地区	25	37	32	28	35	33	190
計	74	99	90	91	101	111	566

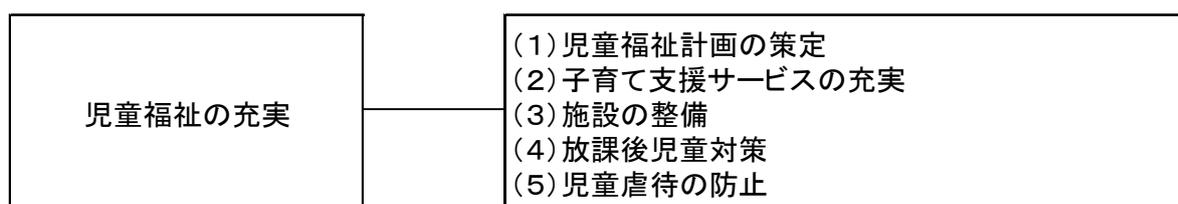
資料：住民基本台帳人口

### 3 施策の目的・方針

**\*子育てが社会全体で支えられ、安心して子どもを生み、育てられ、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう支援します。**

**\*すべての親がゆとりを持ち、安心して子育てできる環境をつくります。**

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 児童福祉計画の策定

##### ① 児童福祉計画の策定

- 社会環境の変化や子育て家庭の多様なニーズに対応できるように、計画の策定見直しを図り、計画的・総合的に推進します。

#### (2) 子育て支援サービスの充実

##### ① 乳児保育・土曜保育等の充実

- 女性の社会進出や雇用形態の多様化にともない、保育ニーズの高い乳児保育・土曜保育の充実を図るとともに、一時預かり事業を推進します。

##### ② 地域子育て支援拠点事業・地域交流事業の推進

- 子育て家庭等の育児不安等についての相談指導および子育て支援サークル等への支援、ならびに保育所を地域の交流の場に開放して育児を支援します。

##### ③ 障害児保育の充実

- ノーマライゼーションの理念に基づき、障害児保育の充実に努めます。

#### (3) 施設の整備

##### ① 地域子育て支援センターの整備

- 地域の子育て支援の充実を図るため、地域子育て支援センターの整備を推進します。

#### (4) 放課後児童対策

##### ① 児童センター・児童館の充実

○ 児童センターや児童館を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成に努めます。

②学童保育（放課後児童クラブ）の充実

○ 保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童を預かり、健全な保育に努めます。

（５）児童虐待の防止

①情報収集・集団生活の場での初期対応

○ 保育士や民生委員・児童委員、PTA、子ども会育成会などによる子育て支援ネットワークを構成し、児童虐待の予防に努めます。

6 みんなで取り組むまちづくり

**\*子どもに関わる地域活動、グループ活動に参加しましょう。**

**\*事業者の方々は、子育て家庭に配慮した職場づくりに努めましょう。**

7 主な事業

事業名	事業主体	期間
児童福祉計画策定事業	町	平成 25、26、30、31 年度
保育所緊急通報体制運営事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
地域子育て支援拠点事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
放課後児童健全育成事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
赤ちゃんの駅推進事業	町等	平成 23 年度～平成 32 年度

■子どもたちでにぎわう児童センター



## 第6項 ひとり親家庭等の支援

### 1 これまでの取り組み

ひとり親家庭等の支援を行い、生活の安定や児童の健全育成を図っています。

### 2 現況とこれからの課題

ひとり親家庭等が増加しているなか、ひとり親家庭等の自立支援体制の強化が求められています。

#### ひとり親家庭福祉医療費給付状況

区分 年度	対象者数 (人)	受診件数 (件)	給付金額 (千円)	1件当り給付金額 (円)	1人当り給付金額 (円)
平成19年度	252	2,901	7,896	2,722	31,333
平成20年度	248	2,871	7,137	2,486	28,778
平成21年度	259	2,065	5,060	2,450	19,537

資料：町資料

### 3 施策の目的・方針

**\*ひとり親がゆとりを持ち、安心して子育てできる環境をつくります。**

### 4 施策の体系

ひとり親家庭等の支援

- (1) 母子福祉団体育成指導
- (2) 相談・指導事業の充実
- (3) ひとり親家庭等への支援制度の充実

## 5 施策の概要

### (1) 母子福祉団体育成指導

#### ①母子会の団体活動の強化

- 若年母子の加入を促進し、母子会の若返りと活性化を図るとともに、福祉活動を支援して団体の育成強化に努めます。

### (2) 相談・指導事業の充実

#### ①身上相談・生活指導事業の充実

- 民生委員・児童委員および関係機関と協力して、身上相談・生活相談事業の充実に努めます。

### (3) ひとり親家庭等への支援制度の充実

#### ①新入学就職支度金制度の推進

- ひとり親家庭等の児童健全育成および福祉の向上を図るため、新入学就職支度金制度の推進に努めます。

#### ②福祉医療制度の充実

- ひとり親家庭等の健康管理に資するため、福祉医療制度の充実に努めます。

#### ③福祉資金貸付制度の活用・周知

- 母子・寡婦の経済的自立の助成、生活意欲の助長および児童福祉の増進を図るための福祉資金制度の活用・周知に努めます。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*ひとり親家庭等への理解と協力を努めましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
新入学就職支度金事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

## 第7項 社会的弱者の支援

### 1 これまでの取り組み

低所得者世帯の各種相談活動を進めるとともに、経済的な援助を図るとともに適切な支援に努めています。

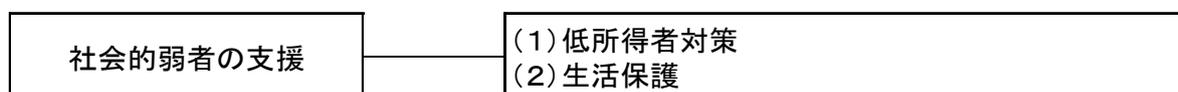
### 2 現況とこれからの課題

低所得者世帯は、不況などの影響を受けやすく、また社会的に弱い立場にあることが多く、経済的に自立できるように、収入の実態を的確に把握しながら、適切な指導・援助を行っていく必要があります。

### 3 施策の目的・方針

**\*生活保護制度を基本とした保障制度や就業の相談などに努め、低所得者の生活の向上と自立を促進します。**

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 低所得者対策

##### ①相談・指導の充実

- 低所得者世帯に対しては、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携し、支援制度の周知に努めるとともに、生活保護制度への正しい理解と向上に努めます。

#### (2) 生活保護

##### ①相談・指導の充実

- 被保護世帯に対し、民生委員・児童委員と密接な連絡を行い、相談や指導を充実し、保健福祉事務所など関係機関との連携を図ります。

##### ②自立助長の促進

- 生活保護世帯の自立促進を図るため、民生委員・児童委員やケースワーカーなどと連携のもと、自立の助長を図ります。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*民生委員・児童委員、社会福祉協議会や保健福祉事務所などとの事業に協力しましょう。**

## 第8項 国民年金

### 1 これまでの取り組み

国民年金の事務は、法律および政令で定めるところにより、その一部を市町村長や各共済組合によって実施することになっております。平成14年4月より国民年金の保険料収納事務等が市町村から直接、日本年金機構年金事務所(平成22年1月「社会保険事務所」が名称変更)へと変わり、町では、年金制度に関する広報活動をはじめとした窓口相談業務や制度加入の勧奨、免除申請などの受付業務を中心に行っています。

### 2 現況とこれからの課題

国民年金制度は、老齢、障害または死亡などによって国民生活の安定が損なわれることを国民の相互扶助によって防止し、もって国民生活の安定・向上を目的とした国民皆年金を根底で支える社会保障制度です。

しかし、近年、少子高齢化社会の進行や就業構造の変化、現行制度の将来的不安、年金加入記録問題による制度の信頼性失墜などにより、特に、加入が義務付けられている若年世代の未納・未加入が大きな社会問題となっており、年金制度の根幹を揺るがす大きな事態となっています。

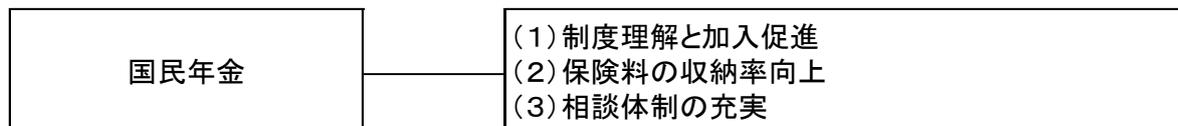
国では、平成22年1月より社会保険庁が廃止され、新たに日本年金機構として名称が変わり、年金制度の信頼回復と安心の得られる持続可能で安定的な国民年金制度の確立を目指し、現在、制度運営が進められているところです。

本町としては、すべての町民に関する年金受給資格の確保の観点から、加入促進を図るとともに、制度の意義や役割の周知に努める必要があります。また、年金制度に関して一人ひとりの異なった加入形態や年金記録に関して、きめ細やかな相談業務を行い、年金事務所と連携を図りながら適切な指導・助言、各種届出書の受理や免除申請の受付等を円滑に行い、受給権の確保に努めていく必要があります。

### 3 施策の目的・方針

**\*国民年金制度の意義や役割をPRし、加入促進を図ります。**

## 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 制度理解と加入促進

- 町広報紙やホームページ等で年金制度の意義や役割に関するPRに努めます。
- 20歳到達者等の完全適用に向け、年金事務所と適用勧奨の連携に努めます。

### (2) 保険料の収納率向上

- 未納者や未加入者の解消に向けて、年金事務所と納付状況等の情報連携を図ります。
- 保険料の口座振替の推進およびコンビニ窓口納付、ならびにクレジットカード納付の利便性をPRします。

### (3) 相談体制の充実

- 国民年金をはじめ各種年金制度について、総合的な説明や相談ができる体制づくりを目指します。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*国民年金制度の理解を深め、保険料を納めましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
年金制度周知活動（町広報紙、町ホームページ）	町	平成23年度～平成32年度

## 第3節 人権

### 第1項 人権の尊重

#### 1 これまでの取り組み

基本的人権が尊重された社会を実現するため、人権に関する講演会、研修会等やパンフレットなどにより、啓発活動に努めています。

また、学校や社会教育などで、人権教育に取り組んでいます。

さらに、人権相談、心配ごと相談を実施し、相談支援に努めています。

#### 2 現況とこれからの課題

人権問題が多様化、複雑化しているなか、一人ひとりが自らの課題としてとらえ、人権教育と啓発活動をより一層総合的、効果的に推進していく必要があります。

#### 3 施策の目的・方針

**\*人権が尊重されるまちをめざします。**

#### 4 施策の体系

人権の尊重

(1)基本的人権の尊重

## 5 施策の概要

### (1) 基本的人権の尊重

#### ①啓発活動の推進

- 人権問題の解決のため、町民一人ひとりに正しい認識を持ってもらうため、講演会やパンフレットなどによる啓発活動を推進します。

#### ②人権尊重教育の推進

- 人権文化を進めるには人の心に働きかけることが必要なため、学校および社会教育のなかに人権を尊重する教育を推進し、人権問題をはじめとするあらゆる差別をなくすため、町民の理解と認識を深めます。

#### ③相談活動の強化

- 人権擁護委員による相談活動の強化を図ります。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*人権尊重に協力しましょう。**

## 第2項 人権教育の推進

### 1 これまでの取り組み

町民一人ひとりが人権を尊重し行動ができる社会を実現するため、人権教育・啓発の推進に努めています。

また、児童生徒の作品を利用し、リーフレットの作成や人権啓発作品巡回展を行うなど、積極的に啓発活動を進めています。

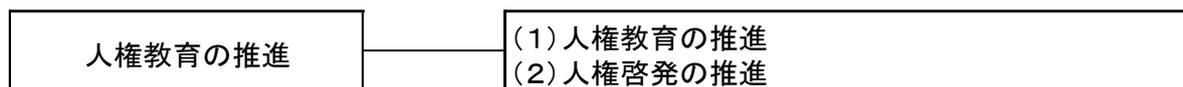
### 2 現況とこれからの課題

人権問題が多様化するなか、町民一人ひとりの人権が尊重され、差別を許さない明るい社会を確立するために、積極的な人権啓発活動を推進する必要があります。

### 3 施策の目的・方針

**\*人権講演会の開催やリーフレット等を作成し、人権啓発活動を推進します。**

### 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 人権教育の推進

#### ①推進体制の充実

- 社会教育関係団体、企業等や学校と連携を図り、組織的かつ計画的に人権教育の推進を図ります。

#### ②人権教育講演会・研修会の拡充

- 人権感覚・人権意識を高められるよう、学習内容の充実を図ります。また町民が主体的に参加する参加体験型学習を効果的に計画します。

#### ③学習会・地域交流会の充実

- 町民の相互理解と社会への参加の促進を図るため、人権に関わるさまざまな問題をテーマに各種の学習会・地域交流会の充実を図ります。

### (2) 人権啓発の推進

#### ①人権啓発活動の改善・充実

- 人権教育に関する啓発活動の改善・充実を図るとともに、より効果的な方法について工夫します。

#### ②各種団体・企業等との連携・協働

- 各種団体・企業等と積極的に連携・協働し、そのネットワークを広げ、人権が尊重される地域づくりの推進を図ります。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*人権問題に関心を持つとともに、講習会・研修会に参加しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
人権教育講演会事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
人権啓発フェスティバル事業	町	平成 26 年度～平成 32 年度
人権啓発リーフレット作成事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

## 第3項 男女共同参画社会の推進

### 1 これまでの取り組み

男女がともに尊敬し合い、あらゆる分野に対等な立場で参画し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を図っています。

そのため、学校や家庭、職場、社会教育を通じて、啓発活動を進めています。

また、各種審議会や委員会など政策決定の場への女性参加を進めています。

さらに、配偶者暴力被害者の支援に努めています。

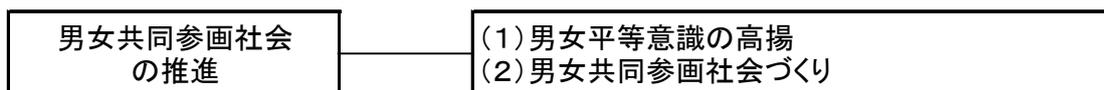
### 2 現況とこれからの課題

男女一人ひとりの人権が尊重され、社会の対等のパートナーとして、協働して家庭や地域、職場をつくるとともに、共同してまちづくりに参画することが求められています。

### 3 施策の目的・方針

**\*男女がその能力と個性を十分に発揮でき、互いに尊重しあい、社会のあらゆる分野とともに参画できる環境づくりを進めます。**

### 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 男女平等意識の高揚

#### ①啓発活動の推進

- 広報紙や小冊子の発行、講演会の開催などを通じて、男女共同参画に関する意識啓発や情報提供に努めます。

#### ②性の尊重

- セクシャルハラスメント（性的いやがらせ）問題等、性の尊重を阻害する要因を排除し、社会の環境浄化に努めます。

### (2) 男女共同参画社会づくり

#### ①参画機会の確保

- 各分野の委員会、審議会、地域組織など、政策や方針決定の場への一定割合の女性の登用を促進し、女性の意見をまちづくりに反映させます。

#### ②DV対策の推進

- DVに対する理解を深めるための啓発と被害者の自立支援を図ります。

#### ③女性団体活動の支援

- 女性の社会参加を促進するため、女性グループによる活動や社会活動の育成援助を図ります。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*家庭・地域・職場における男女共同参画の取り組みに参加しましょう。**

# 第3章

## 健やかに子どもが育ち 学び続けたいくなるまちづくり

〔教育・文化〕

〔主要施策〕	〔施策〕
学校教育の充実	幼児教育の推進 小学校教育の推進 中学校教育の推進 特別支援教育 安全安心な学校給食の提供
生涯学習の充実	生涯学習の推進 青少年の健全育成 生涯スポーツの振興
文化の振興	文化財の保護 芸術文化活動の推進



## 第3章 健やかに子どもが育ち学び続けたいくなるまちづくり

### 第1節 学校教育の充実

#### 第1項 幼児教育の推進

##### 1 これまでの取り組み

少子化が進むなかで、安心して子どもを生み育て、子どもたちが健やかに育つ地域社会の実現と多様化するニーズに応えるため、幼児教育の推進を図っています。

また、幼児期における家庭教育が重要であることから、さまざまな親子教室などを通じて、保護者の教育力を高めながら、家庭教育と幼児教育の連携を図っています。

さらに、地域や関係機関等との連携を図りながら、各幼稚園において、特色ある取り組みを推進しています。

##### 2 現況とこれからの課題

子どもに関わる事件が多発している現代社会において、少子化や核家族化が進み、育児に対するストレスや不安を感じやすい子育て環境のなか、これらを取り除く支援体制が求められています。

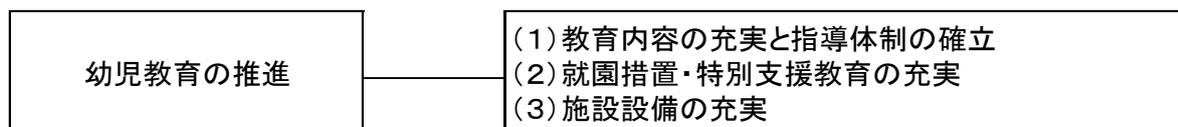
また、幼児教育については、要望や需要の多様化に対応し、家庭や地域との連携強化や子ども一人ひとりの個性を生かす教育の推進などが求められます。

さらに、家庭や地域社会との連携を密にし、園児の安全と健康管理体制の確保が必要です。

##### 3 施策の目的・方針

- \*教育内容の充実に努め、特色ある幼児教育を推進します。**
- \*家庭や地域社会との協力体制を推進します。**
- \*園児が安心して学べる教育環境づくりに努めます。**

## 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 教育内容の充実と指導体制の確立

#### ①園内研修の充実と教職員の資質の向上

- 特色ある園経営を推進するため、園内研修の充実に努めます。
- 教職員の研修の機会を充実させ、資質の向上に努めます。

#### ②保育園や小学校との連携

- 地域に根ざした幼児教育を推進するため、保育園や小学校との連携を深めます。

#### ③社会教育との連携

- 家庭教育の充実を図るため、関係機関との連携を深め、子育てに関する各種講座等への参加を積極的に促します。

#### ④家庭・地域社会との協力体制の確立

- 幼児の心身の発達段階や地域の実態を踏まえた幼児教育を推進します。
- 子育てに対する情報提供や相談体制を整備・推進します。
- 地域社会全体で子どもを育てるという意識の啓発を進めます。

### (2) 就園措置・特別支援教育の充実

#### ①適正な就園体制の確立

- 3、4、5歳児に対する適正な保育のためにも、学級定数30人制の実現に努めます。

#### ② 就学指導体制の確立

- 障害のある幼児を正しく理解し適切に対応するために、関係機関と連携し、適正な就学指導に努めます。

### (3) 施設設備の充実

#### ① 西幼稚園の建設

- 幼保一元化を視野に入れながら、園児が健やかに育つ環境づくりを推進するため、老朽化した西幼稚園の園舎を新築します。

#### ② 安全管理の徹底

- 安全で安心して園生活できる環境づくりのため、計画的に施設設備の充実を図ります。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*\*幼児教育を応援しましょう。**  
**\*家庭教育を充実しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
緊急通報体制運営事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
特別支援員配置事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
西幼稚園舎建設事業	町	平成 23 年度

### ■運動会



## 第2項 小学校教育の推進

### 1 これまでの取り組み

次代を担う人財を育成するために、確かな学力と生きる力の育成を重視した特色ある教育活動に努めるとともに、長期的な視点に立った総合的な教育環境の整備を進めています。

そのため、教職員の資質の向上を図り、教育内容の向上に努めています。

また、基礎学力の定着や情報教育、英語教育、食育、地域間交流学习など、時代のニーズに対応した教育内容の充実に努めるとともに、外国人指導助手による英語教育を小学生から開始し、国際感覚豊かな子どもの教育を進めています。

さらに、子どもたちの安全安心を最優先に、耐震工事を中心に施設整備を進めてきました。

### 2 現況とこれからの課題

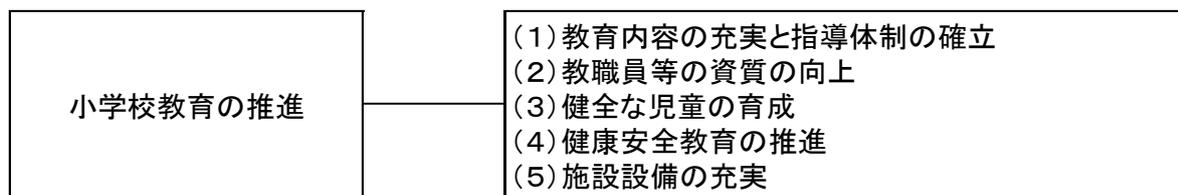
学校教育においては、教育基本法の改訂にともない、小学校では平成23年度から新学習指導要領が完全実施されます。学校の教育方針が大きく変化するなか、教育改革に迅速に対応しながら、確かな学力を醸成する基礎基本の定着をはじめとする「生きる力」の育成を図る教育を充実していくことが求められています。

また、変化の激しい社会環境から、学校・地域・家庭の連携による地域ぐるみで教育の充実を図っていくことが求められています。

### 3 施策の目的・方針

- \*教育水準の向上を目指す学校教育の充実を図ります。**
- \*学校・家庭・地域との連携により、子どもたちを育成します。**
- \*児童が安心して学べる教育環境づくりに努めます。**

## 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 教育内容の充実と指導体制の確立

#### ①新しい教育への対応

- 基礎的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力などの育成のバランスを重視するとともに、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな身体の育成に努めます。

#### ②学校経営の充実

- 多様化する社会の変化に適切に対応しながら、学校評議員制度や学校評価結果を生かした、特色ある開かれた学校づくりに取り組みます。
- 習熟の程度や児童の興味・関心等に対し、きめ細かな指導を徹底するため町独自に学習支援員を配置します。

#### ③特別支援教育の充実

- 障害のある児童を正しく理解し学校全体で支援し、必要に応じて支援員等を派遣しながら、個に応じたきめ細かな指導に取り組んでいきます。
- 障害の程度や能力に応じた適正な就学指導を行うとともに、関係機関との連携を図り、気軽に相談できる体制の整備に努め、あわせて特別支援学級の整備充実をめざします。

#### ④地域教育力の活用

- 学校支援センターの運営体制や中心となるコーディネーターを整備育成し、地域住民の教育力を学校に生かした教育活動を推進します。

### (2) 教職員等の資質の向上

#### ①教職員研修の充実

- 自ら主体性を持って学ぶ意欲や習慣を身につけ行動できる「生きる力」を育成するため、町教育研究所が中心となり教職員研修を充実させ、教職員一人ひとりの資質の向上を図ります。
- 各学校ごとに取り組んでいる校内研修を充実させ、児童一人ひとりが、授業が楽

しくよくわかると感じる視点や手立てを明確にした授業改善に取り組んでいきます。

### (3) 健全な児童の育成

#### ①家庭・地域社会との連携

- スクールサポートボランティアの積極的な活用と関係団体等の協力を生かした防犯パトロール体制を整備していきます。

#### ②キャリア教育の充実

- 児童が、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や、しっかりとした勤労観、職業観を身につけられるよう、計画的にキャリア教育に取り組みます。

#### ③生徒指導および教育相談の充実

- 家庭や地域社会・関係機関等との連携を強化して、生徒指導および教育相談を充実します。
- 人にやさしい美しい町づくりの基礎となる心の教育を充実していくため、教育相談等の環境を整備し、きめ細かな指導の徹底が図れるようにします。

### (4) 健康安全教育の推進

#### ①健康安全教育の推進

- 発達段階に応じてたくましく生きるための健康や体力を、しっかり身につけさせます。
- さまざまな体験活動の場を通して、自らの判断で危険を回避できる能力を育成します。

#### ②スポーツ活動の充実

- 町内運動施設を有効活用したり関係スポーツ団体と連携したりし、健康で明るい生活がおくれるよう、多種多様なスポーツ活動の推進に努めます。

### (5) 施設整備の充実

#### ①東西小学校校舎の改修

- 児童が健やかに安心して活動できる環境づくりを推進するため、老朽化した東西小学校の校舎を計画的に改修していきます。

#### ②安全管理の徹底

- 安全で安心して学校生活できる環境づくりのため、計画的に施設設備の充実を図ります。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*小学校教育を応援しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
緊急通報体制運営事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
学習支援指導助手事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
特別支援員配置事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
学習支援者人財育成プロジェクト	町	平成 23 年度～平成 32 年度
外国語指導助手派遣事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

■共に学びあう授業風景



## 第3項 中学校教育の推進

### 1 これまでの取り組み

次代を担う人財を育成するために、確かな学力と生きる力の育成を重視した特色ある教育活動に努めるとともに、長期的な視点に立った総合的な教育環境の整備を進めています。

そのため、教職員の資質の向上を図り、教育内容の向上に努めています。

また、基礎学力の定着や情報教育、キャリア教育、食育、地域間交流学习など、時代のニーズに対応した教育内容の充実に努めるとともに、不登校・いじめ対策として心の教育相談員を配置し、未然防止ときめ細かな指導に取り組み、心豊かな思いやりのある生徒の育成に取り組んでいます。

さらに、耐震工事や老朽化した体育館・武道館等を改築するなど、施設整備の充実に取り組んできました。

### 2 現況とこれからの課題

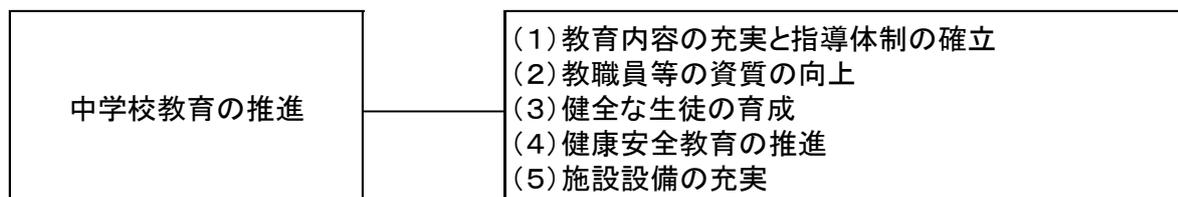
学校教育においては、教育基本法の改訂にともない、平成24年度から新学習指導要領が完全実施されます。学校の教育方針が大きく変化するなか、教育改革に迅速に対応しながら、確かな学力を醸成する基礎基本の定着をはじめとする「生きる力」の育成を図る教育を充実していくことが求められています。

また、変化の激しい社会環境から、学校・地域・家庭の連携による地域ぐるみで教育の充実を図っていくことが求められています。

### 3 施策の目的・方針

- \*教育水準の向上を目指す学校教育の充実を図ります。**
- \*学校・家庭・地域との連携により、子どもたちを育成します。**
- \*生徒が安心して学べる教育環境づくりに努めます。**

## 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 教育内容の充実と指導体制の確立

#### ①新しい教育への対応

- 基礎的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力などの育成のバランスを重視するとともに、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな身体の育成に努めます。

#### ②学校経営の充実

- 多様化する社会の変化に適切に対応しながら、学校評議員制度や学校評価結果を生かした、特色ある開かれた学校づくりに取り組みます。
- 習熟の程度や生徒の興味・関心等に対し、きめ細かな指導を徹底するため、町独自に学習支援員を配置します。

#### ③特別支援教育の充実

- 障害のある生徒を正しく理解し学校全体で支援し、必要に応じて支援員等を派遣しながら、個に応じたきめ細かな指導に取り組んでいきます。
- 障害の程度や能力に応じた適正な就学指導を行うとともに、関係機関との連携を図り、気軽に相談できる体制の整備に努め、あわせて特別支援学級の整備充実をめざします。

#### ④地域教育力の活用

- 学校支援センターの運営体制や中心となるコーディネーターを整備育成し、地域住民の教育力を学校に生かした教育活動を推進します。

### (2) 教職員等の資質の向上

#### ①教職員研修の充実

- 自ら主体性を持って学ぶ意欲や習慣を身につけ行動できる「生きる力」を育成するため、町教育研究所が中心となり教職員研修を充実させ、教職員一人ひとりの資質の向上を図ります。
- 校内研修を充実させ、生徒一人ひとりが、授業が楽しくよくわかると感じる視点

や手立てを明確にした授業改善に取り組んでいきます。

### (3) 健全な生徒の育成

#### ①家庭・地域社会との連携

- スクールサポートボランティアの積極的な活用と関係団体等の協力を生かした防犯パトロール体制を整備していきます。

#### ②キャリア教育の充実

- 生徒が主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や、しっかりとした勤労観、職業観を身につけられるよう、全教育活動をとおして計画的にキャリア教育に取り組みます。

#### ③生徒指導および教育相談の充実

- 人にやさしい美しい町づくりの基礎となる心の教育を充実していくため、カウンセラーや心の教室相談員を配置するなど、教育相談等の環境を整備し、生徒一人ひとりを大切にしたいきめ細かな指導の徹底が図れるようにします。

### (4) 健康安全教育の推進

#### ①健康安全教育の推進

- 発達段階に応じてたくましく生きるための健康や体力を、しっかり身につけさせます。
- さまざまな体験活動の場をとおして、自らの判断で危険を回避できる能力を育成します。

#### ②部活動の充実

- 部活指導等においては、多様化する生徒のニーズを大切にしながら、専門的知識や技能を有する外部指導者を積極的に活用していきます。

### (5) 施設整備の充実

#### ①中学校校舎の改築

- 生徒が明るく元気に安心して活動できる環境づくりを推進するため、老朽化した校舎の建て替えを検討します。

#### ②安全管理の徹底

- 安全で安心して学校生活できる環境づくりのため、計画的に施設設備の充実を図ります。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*中学校教育を応援しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
学習支援指導助手事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
特別支援員配置事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
学習支援者人財育成プロジェクト	町	平成 23 年度～平成 32 年度
外国語指導助手派遣事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

### ■新しい武道館



## 第4項 特別支援教育

### 1 これまでの取り組み

各園、学校ごとに校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名し、発達障害等を含む障害のある幼児および児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援に取り組んでいます。

また、町の適正就学指導委員会の組織や構成員を見直し、学校、町、関係機関等と連携しながら、障害の程度や能力に応じた適切な就学指導に努めています。

### 2 現況とこれからの課題

障害のある幼児および児童生徒を正しく理解し、適切に対応するために、教職員対象の研修会を充実するとともに、保護者や地域社会への啓発活動を推進していく必要があります。

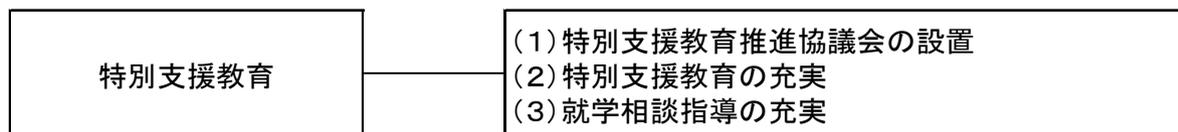
障害のある幼児および児童生徒一人ひとりに対し、家庭と連携し町で統一した個別の指導計画や教育支援計画等を作成し、長期的に同一的な指導計画のもと対応できる体制を整備していく必要があります。

### 3 施策の目的・方針

**\*障害のある幼児および児童生徒に対し、それぞれに必要な支援・指導を積極的に推進していきます。**

**\*特別支援教育を町全体で長期にわたり取り組んでいきます。**

### 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 特別支援教育推進協議会の設置

#### ①特別支援教育推進協議会の設置

- 幼稚園および保育園・小学校・中学校・保健センター等の関係機関が連携し、町全体で特別支援教育に取り組んでいきます。

### (2) 特別支援教育の充実

#### ①特別支援教育支援員の配置

- 特別に支援の必要な幼児および児童生徒に対し、個に応じたきめ細かな指導を充実するため支援員を配置します。

#### ②研修会の充実

- 障害のある幼児および児童生徒を正しく理解し適切に対応するために、教職員や保護者等を対象とした研修の機会を充実させます。

#### ③教育環境の整備

- 障害のある幼児および児童生徒一人ひとりの状況に応じて、必要な教室等の環境整備に努めます。

### (3) 就学相談指導の充実

#### ①適正就学指導委員会の充実強化

- 家庭の考えを大事に扱いながら、障害の程度や能力に応じた適切な就学指導に努めます。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*障害のある幼児および児童生徒を正しく認識し理解を深めましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
特別支援教育支援員派遣事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
学習支援者人財育成プロジェクト	町	平成 23 年度～平成 32 年度

## 第5項 安全安心な学校給食の提供

### 1 これまでの取り組み

児童生徒の健康と健やかな成長を図るとともに学校教育の一環として、食育の充実に努めています。

子どもたちを取り巻く社会環境の変化、多様化を考慮し、栄養バランスを考えた給食を実施しています。

### 2 現況とこれからの課題

偏った食事や不規則な食生活など、食への課題が増えるなか、成長期にあたる子どもたちにおいても、栄養バランスの摂れた食事と望ましい食生活を身につけることが重要です。

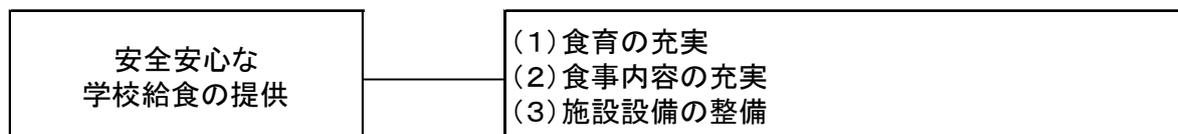
学校給食では、園児や児童生徒にとって楽しい時間であるとともに、地産地消の食材を積極的に取り入れ、安全安心で食育の考えを取り入れた給食を提供することが必要です。

### 3 施策の目的・方針

**\*地産地消と食育の推進に努めます。**

**\*安全安心で、健康的で美味しい給食を提供します。**

### 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 食育の充実

- 地場産物の利用率を高め、地域や健康に関心を持った子どもたちを育てます。

### (2) 食事内容の充実

- 児童生徒が苦手とする野菜類について、新鮮で安全な地場産物の利用や調理方法の工夫により、摂取率向上を目指します。

### (3) 施設設備の整備

- 老朽化した施設および機械設備の入替えを計画的に推進します。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*子どもたちへの「給食を残さず食べましょう運動」を推進しましょう。**

■給食風景



■調理風景



## 第2節 生涯学習の充実

### 第1項 生涯学習の推進

#### 1 これまでの取り組み

町民が生涯を通じ、「いつでも・どこでも・だれでも自由に学習機会を選択し、学ぶ」ことができる生涯学習体制の構築に努めています。

そのため、学習情報提供や学習相談体制の整備と拡充を図っています。

また、生涯学習推進員を中心に、地域の特色を生かした学習内容の充実やボランティアの養成と組織化に努めています。

さらに、学校教育と社会教育の連携・融合を図るとともに、町民プラザや図書館を学習活動支援施設として整備充実を図っています。

#### 2 現況とこれからの課題

社会教育を通じて学んだことなどを活かし、自ら学ぶ生涯学習を推進していきます。

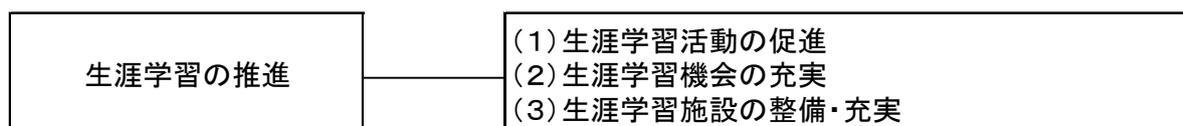
町民の学習意欲と多様なニーズに対応するため、指導者の養成と資質の向上を図り、主体的な学習体制を構築することが求められています。

#### 3 施策の目的・方針

**\*町民が生涯にわたり、多様な学習活動を主体的に行うことができる生涯学習の充実を目指します。**

**\*子どもからお年寄りまで、いつでも学習できる環境を目指します。**

#### 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 生涯学習活動の促進

#### ①生涯学習団体活動支援の充実

- 町民の主体的な学習団体の育成や円滑な組織運営を支援します。

#### ②生涯学習指導者の育成と活動への支援

- 生涯学習で学んだ成果を学校や地域社会等において活かせるよう支援します。

#### ③地域活動の推進

- 地域（行政区）や生涯学習団体が行う自主的な活動を支援します。

### (2) 生涯学習機会の充実

#### ①多様な生涯学習内容の充実

- 多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、さまざまな教室・講座を開催します。

#### ②学習情報提供の充実

- 県の生涯学習情報システムの活用とともに、町広報紙やホームページを充実させ、生涯学習情報の提供を強化します。

#### ③学習成果の活用機会の充実

- 町民が生涯学習で学んだ成果を学校や地域社会等において活かせるよう、学習活動の成果を発揮する機会や場を設けます。

#### ④生涯学習機能（図書館）の充実

- 県立図書館や県内公共図書館等との群馬県図書館情報ネットワークによる相互利用の充実、小中学校図書館とのネットワーク連携の推進に努めます。

### (3) 生涯学習施設の整備・充実

#### ①生涯学習施設の適切な維持管理と整備・充実

- 既存施設の適切な維持管理・充実を図るとともに図書スペースや図書館機能の拡充を図るための施設整備を検討します。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*生涯学習活動を積極的に行いましょう。**

**\*生涯学習施設を有効的に利用しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
社会教育団体補助事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
指導者派遣事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
生涯学習推進補助事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
子ども学習支援事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
高齢者教室事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
女性セミナー事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
町民文化教養教室事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
パソコン講習会事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
図書館システム・機器整備事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
図書館利用者インターネット環境整備事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
図書館補修・改修事業	町	平成 23 年度～平成 24 年度

■町民文化教養教室 ハーブ教室



■パソコン講習会



## 第2項 青少年の健全育成

### 1 これまでの取り組み

社会・経済情勢の急速な変化にともない、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、さまざまな問題が表面化しています。そこで、青少年の健全育成は重要であるという認識に立ち、青少年団体の育成を図るとともに、関係団体との連携を密にしながら、青少年の健全育成に取り組んでいます。

また、各種の体験活動の推進やグループ活動の支援、健全な家庭づくりなどのため、青少年育成指導者を育成しています。

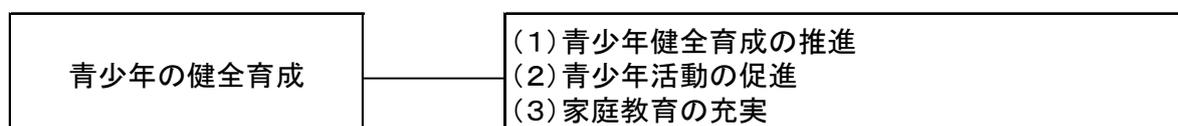
### 2 現況とこれからの課題

地域の次代を担う、心身ともに健康で豊かな感性と人間性を持った青少年の育成に、家庭・学校・地域が連携しながら、地域ぐるみでの取り組みを推進していくことが求められています。

### 3 施策の目的・方針

**\* 青少年が生まれ育った地域に関心を持ち、互いに交流しながらまちづくり活動に積極的に参加し、主体的に行動できる青少年の育成に努めます。**

### 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 青少年健全育成の推進

#### ①青少年健全育成団体の活動の支援・充実

- 町青少年育成推進員連絡協議会等の健全育成団体の活動支援を行うとともに、家庭・学校・地域等との連携を図りながら、健全育成活動を推進します。

#### ②子どもの安全対策の推進

- 青少年健全育成関係機関の連携強化を図り、より効果的な安全対策に取り組みます。

#### ③青少年を取り巻く社会環境の整備

- 青少年が好ましい環境で育成されるよう、学校・家庭・地域が連携を密にし、非行や犯罪防止に取り組むとともに、町民意識の高揚に努めます。

### (2) 青少年活動の促進

#### ①子育て活動の支援・充実

- 子ども会活動を通じて、仲間づくりや社会の一員としての自覚を高められるよう、子どもの自主性を重んじた子ども会の活動を支援し、充実を図ります。

#### ②青少年社会参加の促進

- 青少年活動への支援等により、青少年の地域参加および社会参加を促し、自主性や社会性の育成を図ります。

#### ③リーダーの養成・強化

- 各種講習会・研修会を開催し、指導者やリーダーの養成・強化に努めます。

#### ④自然体験・社会体験学習の充実

- 「人とのふれあいづくり」や「自然とのふれあいづくり」等、社会生活の基本となる人間性と社会性を育てる体験活動の機会を増やします。

### (3) 家庭教育の充実

#### ①家庭教育講座・講演会の充実

- 早寝早起き朝ごはん運動の普及・啓発を推進します。
- 子育て学習会の充実に努めます。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*青少年の健全育成を応援しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
子どもの安全・安心パトロール事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
青少年健全育成事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
子ども会育成会連絡協議会補助事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
リーダーズ活動補助事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
野外教育活動支援事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
早寝早起き朝ごはん啓発パンフレット配布事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
家庭教育学級事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

### ■子ども会キャンプ



### ■子どもまつり



## 第3項 生涯スポーツの振興

### 1 これまでの取り組み

スポーツは、健康の維持・増進や生きがいづくりはもとより、親睦や地域連帯感の醸成など、町民が心身ともに健康で活力ある生活を営んでいくうえで、不可欠なものとなっています。

本町には、各種スポーツ団体からなる体育協会と、主に小学生を対象としたスポーツ少年団が組織されており、それらを中心に、「生涯ひとり1スポーツ」を目指し、各種のスポーツ大会等を開催しています。

また、施設面では、町民のスポーツ活動の拠点となる東部運動公園内に総合体育館を建設し、町民がより良い環境でスポーツに親しめるよう、体育施設の充実に努めています。

### 2 現況とこれからの課題

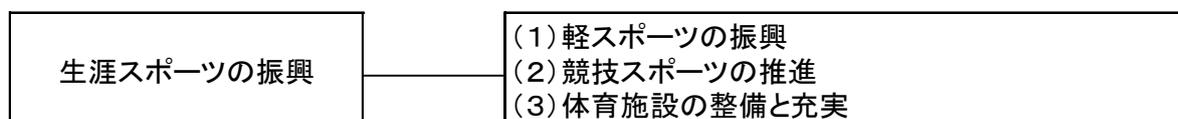
近年、町民の健康スポーツへの関心が高まるなか、そのニーズは多様化傾向にあり、既存の体育施設の有効活用をはじめ、生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。

特に、“いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも”スポーツができる環境づくりの実現は、当面の課題であることから、今後は、総合型地域スポーツクラブの支援をしていくなかで、町民が運動やスポーツを生涯にわたって継続的に行うことができる機会の充実により一層、推進していく必要があります。

### 3 施策の目的・方針

- ＊生涯にわたりスポーツを行える環境をつくり、ひとり1スポーツを推進します。
- ＊気軽な運動による町民の自発的な健康づくりの実現を目指します。

### 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 軽スポーツの振興

- 各世代のニーズに合った軽スポーツの普及や健康づくりを目的とした誰もが気軽にできるスポーツの推進に努めます。
- 総合型地域スポーツクラブの活動支援に努めます。

### (2) 競技スポーツの推進

- 体育協会などとの連携を密にし、技術研修会や講習会などを開催し、町民へ積極的な参加を働きかけ、競技スポーツ水準の向上を図ります。

### (3) 体育施設の整備と充実

- 既存のスポーツ施設の適切な維持管理・充実を図るとともに、学校開放などによる有効活用に努めます。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*スポーツの講座やイベント、団体・グループ活動に参加しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
軽スポーツ普及啓発事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
総合型地域スポーツクラブ支援事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

### ■東部運動公園サッカー場



## 第3節 文化の振興

### 第1項 文化財の保護

#### 1 これまでの取り組み

本町には、国指定重要文化財1、県指定重要文化財2、町指定重要文化財3、国登録有形文化財4の指定文化財があります。

文化財は、郷土への理解と関心を深めるとともに、本町の歴史文化を内外に発信するうえで重要な役割を担っているため、文化財の資料の収集や説明看板等の設置など文化財の啓発に努めてきました。

#### 2 現況とこれからの課題

地域に残る貴重な歴史・文化財を引続き調査・研究し、社会教育や学校教育の学習活動等で活用していく必要があります。

#### 指定文化財・登録文化財の状況

区分	文化財の名称	所在地
国指定重要文化財	銅五種鈴	赤岩・光恩寺
県指定重要文化財	地藏菩薩画像板碑	赤岩・光恩寺
	阿弥陀三尊像	
町指定重要文化財	仁王像	木崎・東光寺
	梵鐘	新福寺・寶林寺
	梵鐘	赤岩・光恩寺
国登録有形文化財	光恩寺長屋門 ※荻野吟子生家長屋門	赤岩・光恩寺
	光恩寺庫裏	
	光恩寺客殿	
	光恩寺石蔵	

資料：町資料

#### ■国指定重要文化財 銅五種鈴



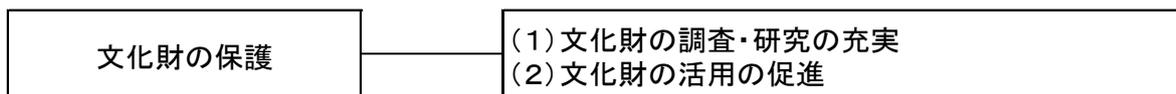
鎌倉時代の作品と推定される高さ約20cmの銅製の鈴で、密教法具として使われる、宝珠鈴、宝塔鈴、五鈷鈴、三鈷鈴、独鈷鈴、の五種類がまとまって残っている数少ない貴重な文化財です。

(平成19年6月8日 国指定)

### 3 施策の目的・方針

- \*文化財を保護するとともに、学習・教育の場として活用します。
- \*貴重な歴史・文化財の調査・研究と情報公開に努めます。

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 文化財の調査・研究の充実

##### ①文化財の調査・研究の充実

- 文化財保護調査委員会を中心に町内の文化財、歴史資料等について継続的な調査活動を行うとともに、研究活動の充実も図ります。

##### ②文化財等の資料整備と情報提供

- 文化財の指定や埋蔵文化財の調査と記録の保存や地域に残る貴重な歴史資料を収集し、その情報の公開に努めます。

#### (2) 文化財の活用の促進

##### ①指定文化財の保護

- 町内の貴重な文化財の保護・保存を推進するとともに、説明看板などの設置・整備に努めます。

##### ②郷土学習の推進

- 文化財資料の作成、講座・研修会の開催などを通じて、文化財の重要性についての啓発に努め、文化財保護意識の高揚を図ります。

### 6 みんなで取り組むまちづくり

- \*文化財の保護・継承に理解・協力をしましょう。

### 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
説明看板等設置整備事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

## 第2項 芸術文化活動の推進

### 1 これまでの取り組み

芸術文化は、地域の個性や独自性を生み出す要素であり、地域の活性化と密接に結びついていることより、町民の芸術文化活動への参加と自主活動の推進を図っています。

また、町民プラザの芸術鑑賞や教室など、優れた芸術の鑑賞機会の提供に努めています。

さらに、町文化協会を中心に、各種文化団体への支援を充実するとともに、指導者の育成に努めています。

### 2 現況とこれからの課題

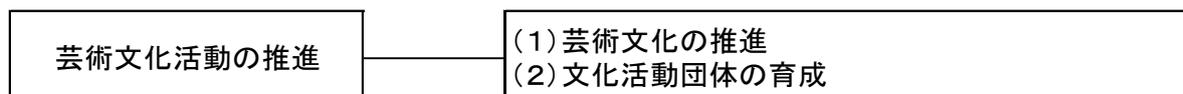
文化団体の育成支援とともに、情報交換や連携が求められています。

また、各種文化団体の会員の増加や、活動の場・発表の場を広げ、芸術文化に親しむまちづくりが求められます。

### 3 施策の目的・方針

**\*芸術文化団体の育成と自主的な活動を支援します。**

### 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 芸術文化の推進

#### ①文化事業の充実

- 文化講座の充実や講演会などの開催に努め、町民の文化意識の高揚を図ります。

#### ②芸術文化に触れる機会の提供

- 町民が気軽に優れた芸術文化に触れる場や機会の充実を図ります。

#### ③町文化祭の拡充

- 多く町民が芸術文化に親しめるよう、芸術文化活動の発表の場、交流の場として特色のある町文化祭の拡充を図ります。

### (2) 文化活動団体の育成

#### ①文化活動団体への支援・強化

- サークルの紹介や活動・相互交流および発表の場の提供等、町民の活動への支援を強化します。

#### ②町文化協会の主体的活動の支援

- 文化協会の活性化と加盟団体・グループの育成、相互の交流、指導者の育成など、活動団体の支援を図り、自主的な活動を促進します。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*芸術文化活動に参加しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
町民文化教養講座事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
定期演奏会事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
町文化祭事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度



## 第4章

# 人が訪れたいくなる にぎわいのあるまちづくり

### 〔産業振興〕

〔主要施策〕	〔施策〕
農林業	農業の振興 優良農地の確保と有効活用 平地林の保全
商業	商業の振興
工業	工業の振興
観光	観光の振興
勤労者行政の推進	勤労者行政の推進



## 第4章 人が訪れたいくなるにぎわいのあるまちづくり

### 第1節 農林業

#### 第1項 農業の振興

##### 1 これまでの取り組み

農業を取り巻く環境が一層厳しさを増すなかで、効率的かつ安定的な農業経営を営むため、認定農業者の育成に努めています。

また、地域特性を活かして、県やJA等と連携し、農作物の普及振興を図っています。

##### 2 現況とこれからの課題

安定した農業所得のために、生産コストの更なる低減化と作業の効率化が必要です。

また、食料自給力向上の観点から、農作物の振興が必要となっています。

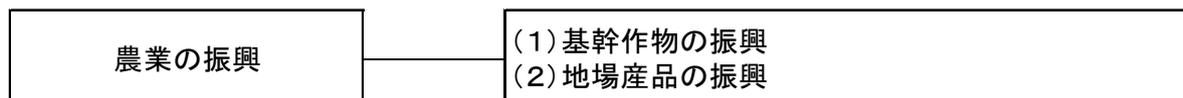
さらに、地域特性を活かした野菜の振興を図るとともに、地産地消を促進することが必要となっています。

##### 3 施策の目的・方針

**\*米麦の二毛作を中心に野菜等も振興します。**

**\*地産地消を推進するとともに、消費者と直結した安全で安心、新鮮で質の高い生産を目指します。**

##### 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 基幹作物の振興

#### ①米麦の振興

- 米については価格の安定のため、加工用米を取り入れた生産調整の推進を図ります。
- 小麦については時代のニーズに対応した新品種の早期導入を進め、ビール麦については需要者のニーズにあわせるため、播種、収穫の時期を一定化させ品質の統一を図り、良質なビール麦の生産を推進します。
- 人と環境にやさしい農業を推進するため、「稲わら、麦わら」の有効活用を推進します。

#### ②野菜の振興

- 白菜、ニガウリ等の普及振興を推進し、畑地の有効活用を図ります。

#### ③庭園樹・苗木の振興

- 本町の特産品としての地位を維持するため、J A等と連携して植木のPRを強化し、販売拡大を支援します。

#### ④畜産の振興

- 飼養管理技術の向上と優良種の導入を促進し、良質で安全な畜産物の生産を推進します。また、耕畜連携を推進することにより、堆肥と稲わらの有効利用を促進し、周辺環境の保全に配慮します。

### (2) 地場産品の振興

- 地産地消を推進するとともに、安全安心の地元産品のPRや農業体験を通じて、地場産品の振興を図ります。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*地産地消を推進するとともに、良質で安全安心な農産物の生産に努めましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
米価格安定対策事業	町	平成 23 年度～
箱施薬防除事業	町	平成 23 年度～

### ■カントリーエレベーターと周辺の田



## 第2項 優良農地の確保と有効活用

### 1 これまでの取り組み

本町では、高齢化や後継者不足により、農業従事者が減少しており、生産組織や新規就農者の育成のため、町農業振興地域整備計画により、優良農地の確保と有効利用を図っています。

また、農地の流動化や担い手育成、生産の低コスト化、地域住民の意向をふまえた農業用施設など、多面的機能が発揮される基盤整備を進めています。

さらに、持続的な農業生産活動ができる農道および用排水路の整備を図っています。

### 2 現況とこれからの課題

良好な営農条件を備えた農地の確保と有効活用を図る必要があります。

また、農業者の高齢化や担い手不足で耕作放棄地が増加していることにより、担い手の育成を図る必要があります。

さらに、安価で安全な農産物を生産するために、今後は、農地の集積など流動化が求められます。

### 3 施策の目的・方針

**\* 認定農業者や集落営農組織といった担い手が、効率かつ効果的に作業ができるよう基盤整備を行います。**

**\* 増加傾向にある耕作放棄地の未然防止、解消のために農地の流動化を推進します。**

**\* JAを始めとする関係機関と連携して、担い手の育成・確保に努めます。**

### 4 施策の体系

優良農地の確保と  
有効活用

- (1) 農業振興地域整備計画の推進
- (2) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定の推進
- (3) 地域担い手の育成・支援
- (4) 農業生産基盤整備事業の推進

## 5 施策の概要

### (1) 農業振興地域整備計画の推進

- 町農業振興整備計画に基づき、優良農地の確保に努めます。

### (2) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定の推進

- 耕作放棄地の未然防止や農地の有効活用を図るため利用権設定を推進し、農地流動化により面的集積を図ります。

### (3) 地域担い手の育成・支援

- 地域農業の中心となる担い手を育成するため、認定農業者制度の普及推進、新規就農者の掘り起こしに努めるとともに、営農集団の法人化を支援し、町担い手育成総合支援協議会と連携し、各種補助事業の活用を支援します。

### (4) 農業生産基盤整備事業の推進

- 土地利用型の水田農業を確立するため、各種補助事業を活用し、基盤整備を推進します。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*農地・農業用施設の適切な維持管理に努めましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
認定農業者農用地利用集積促進事業	町、県	平成 23 年度～
農地利用集積円滑化事業	邑楽館林農業協同組合	平成 23 年度～
農業生産基盤整備事業	町	平成 23 年度～

## 第3項 平地林の保全

### 1 これまでの取り組み

本町には、緑豊かな自然景観が残されていることから、平地林の有効利用のため、ボランティア団体等を支援し、各種補助事業を活用して保全に努めています。

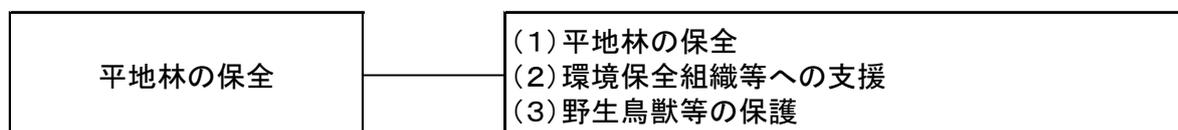
### 2 現況とこれからの課題

相続等により不在地主が今後増加していくなかで、地権者本人だけではなく、地域住民やボランティア団体、行政が一体となって平地林の保全に対する自発的な活動を推進する必要があります。

### 3 施策の目的・方針

**\*町民やボランティア団体と協力して平地林の保全を推進します。**

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 平地林の保全

- 森林保全に必要な、下草刈りや枝落とし、間伐といった作業を補助事業を活用し、町民と一体となった活動を推進します。
- 松林については、今後も松くい虫対策のため、伐倒処理を継続し松林の保全に努めます。

#### (2) 環境保全組織等への支援

- ボランティア団体の活動支援と補助事業の活用に努めます。

#### (3) 野生鳥獣等の保護

- 生態系の保全を図りながら、生息場所の確保に努めます。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*自然を守り、自然にふれあう活動に参加しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
平地林ボランティア育成支援事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
森林病虫害等防除事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
保安林リフレッシュ事業	町・県	平成 23 年度

## 第2節 商業

### 第1項 商業の振興

#### 1 これまでの取り組み

本町の商業は、消費者ニーズの多様化等を背景に、近隣市町の大店などへ購買力が流出する傾向が見られ、町内の小売店など取り巻く環境は一層厳しくなっています。

また、経営者の高齢化や後継者不足が問題となっており、町では商工会への助成や経営診断の支援、制度融資の決定の迅速化など、既存商店街の活性化に取り組んできました。

#### 2 現況とこれからの課題

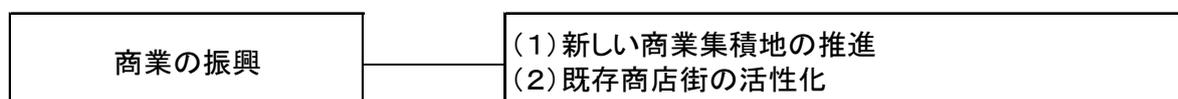
現在、役場周辺で小さな商業集積がみられますが、活性化というほどの状況ではありません。そのようななかで、東部地区に大型店が出店し、新たな商業集積を図ることが可能となってきました。この商業集積地をどのように活かすかが今後の課題となっています。

#### 3 施策の目的・方針

**\*商工会と連携を図りながら、東部地区の新しい商業集積地を積極的にPRしていきます。**

**\*既存商店街の活性化を図ります。**

#### 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 新しい商業集積地の推進

- 大型店の出店を契機として、今後町のホームページや広報を活用し、PRに努めます。また、商工会と連携し、推進方法を検討します。

### (2) 既存商店街の活性化

- 既存商店街の活性化のため、商工会への助成を引き続き行うほか、経営相談や融資制度の充実に努め、時代のニーズに対応できるよう経営の近代化を支援します。

#### ■ふれあいタウンちよだ（近隣商業地域）



## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*商工会は、情報提供や相談・指導に努め、商業の活性化事業を推進していきます。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
小口資金融資事業	町	平成23年度～平成32年度
中小企業設備近代化資金融資事業	町	平成23年度～平成32年度
中小企業ISO認定取得支援事業	町	平成23年度～平成32年度

## 第3節 工業

### 第1項 工業の振興

#### 1 これまでの取り組み

本町の工業は、工業団地に進出している大手企業と町内に点在している中小企業に大きく分けることができます。大企業や中小企業は長期にわたる景気の低迷や競争の激化等により、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

こうしたなかで、商工会が中心となり中小企業の経営指導などの支援や、各種融資制度の充実に努めています。

#### 2 現況とこれからの課題

長期にわたる景気の低迷から、特に中小企業は厳しい経営状態が続いており、迅速かつ的確な経営指導を行い、倒産や廃業を防がなければなりません。

そのためには、商工会の適切な経営指導の強化や制度融資の迅速化が必要となります。

さらに、工業の活性化のため、産業間の連携や企業誘致などの研究が必要です。

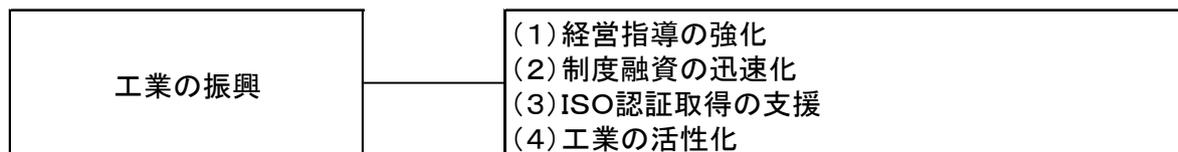
#### 3 施策の目的・方針

**\*商工会の経営指導の強化を支援します。**

**\*制度融資の迅速化を図ります。**

**\*工業の活性化に努めます。**

#### 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 経営指導の強化

- 商工会の経営指導をさらに強化するための支援に努めます。

### (2) 制度融資の迅速化

- 企業の安定化に向けて、借りやすく迅速性のある制度融資を推進します。

### (3) I S O 認証取得の支援

- 中小企業の経営安定化のため、I S O 国際規格の認証取得を支援します。

### (4) 工業の活性化

- 産業間の連携強化を進めるとともに、地域特性を活かした企業誘致などの調査・研究を推進します。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\* 提供された情報や相談・指導を積極的に活用しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
小口資金融資事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
中小企業設備近代化資金融資事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
中小企業 I S O 認定取得支援事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

## 第4節 観光

### 第1項 観光の振興

#### 1 これまでの取り組み

観光資源の少ない本町では、大規模な観光開発は困難であることから、町の魅力の向上と  
いった視点に立ち、「赤岩渡船」や「利根大堰」、「千代田の祭川せがき」等の観光資源のPR  
に努めています。赤岩渡船場については、川まちづくり整備事業が実施され、階段、トイレ、  
栈橋等整備され、観光客も増加傾向にあります。

また、本町の観光パンフレット作成やインターネットホームページへの掲載により、観光  
資源のPRを図っています。

#### 2 現況とこれからの課題

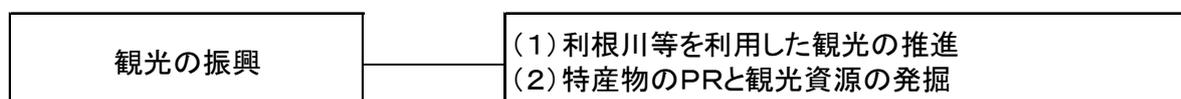
今までは、観光資源のPRのみに専念しましたが、今後、新たな観光資源の掘りおこしや  
利根川等を活用した観光推進が求められます。

#### 3 施策の目的・方針

**\*利根川等を利用した観光を検討推進します。**

**\*観光情報の発信とPRに努めます。**

#### 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 利根川等を利用した観光の推進

- 利根川等を利用した観光の研究・検討を推進します。
- 近隣市町と連携し、地域が一体となった広域での観光を推進します。

### (2) 特産物のPRと観光資源の発掘

- 植木や酒等の特産品のPRを一層推進するとともに、観光資源の発掘に努めます。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*観光事業の推進に協力しましょう。**

**\*特産物のPRと観光資源の発掘に協力しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
観光パンフレット作成事業	町	平成23年度～平成32年度

### ■赤岩渡船



## 第5節 勤労者行政の推進

### 第1項 勤労者行政の推進

#### 1 これまでの取り組み

町では、失業者対策・雇用安定対策の一環としてハローワークと連携し、臨時職員の採用など緊急雇用制度を積極的に活用しています。また勤労者の暮らしやすさ、働きやすさの支援策として勤労者資金融資事業(住宅資金、生活資金)に取り組んできました。一方、若者の失業対策の一環として太田市に「東毛若者サポートステーション」が開設されたことにより、広報など通して情報を提供しています。

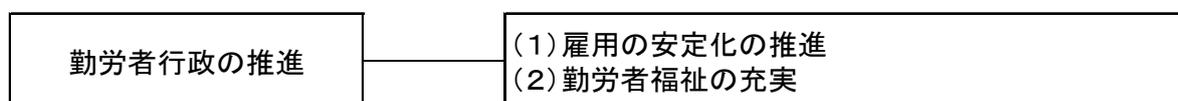
#### 2 現況とこれからの課題

今後も急激な景気の回復は見込めず、雇用情勢も厳しいなかであり、勤労者資金融資事業(住宅資金、生活資金)は引き続き実施するものの、中高年者や若者の失業対策が今後の課題となっています。

#### 3 施策の目的・方針

**\*雇用情報の提供、雇用相談への対応を推進します。**

#### 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 雇用の安定化の推進

- ハローワークや東毛若者サポートステーションを通じ、雇用情報を積極的に提供します。
- 雇用安定の一環として、雇用についての相談事業を推進します。

### (2) 勤労者福祉の充実

#### ① 勤労者への学習機会の提供

- 各種企業セミナーなど、広報紙やホームページを通して情報を提供します。

#### ② 勤労者の福利厚生の充実

- 勤労者の福利厚生の一環として、引き続き勤労者資金融資事業(住宅資金、生活資金)を実施します。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*雇用情報や雇用相談を積極的に利用しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
町勤労者資金融資事業(住宅資金、生活資金)	町	平成 23 年度～平成 32 年度



## 第5章

# 心がふれあう 町民参加のまちづくり

〔町民と行政の協働〕

〔主要施策〕	〔施策〕
情報提供の推進	広報・広聴活動の充実 情報公開体制の充実
町民参加の推進	協働のまちづくりの推進 コミュニティの支援 ボランティア活動の充実
行財政運営	行政運営 健全な財政運営 広域行政の充実と連携



## 第5章 心がふれあう町民参加のまちづくり

### 第1節 情報提供の推進

#### 第1項 広報・広聴活動の充実

##### 1 これまでの取り組み

広報紙は、町民の方々の身近な情報源として活用していただけるよう内容の充実を図りつつ、町民参加の「サポート会議」を設置して、町民が参加する「身近な広報紙」づくりを図っています。

また、高度情報化が進むなか、町ホームページの充実や近年急速に普及した携帯電話に対応した携帯電話用サイトを追加しています。

広聴活動においては、「町への手紙」「行政懇談会」「町民集会」や各種アンケートなどにより、町民の方々のご意見・ご要望を把握する事業を展開してきました。

##### 2 現況とこれからの課題

幅広い広報・広聴活動を通じて町民の要望を十分に把握するとともに、詳細な情報の提供と積極的な情報公開が求められています。

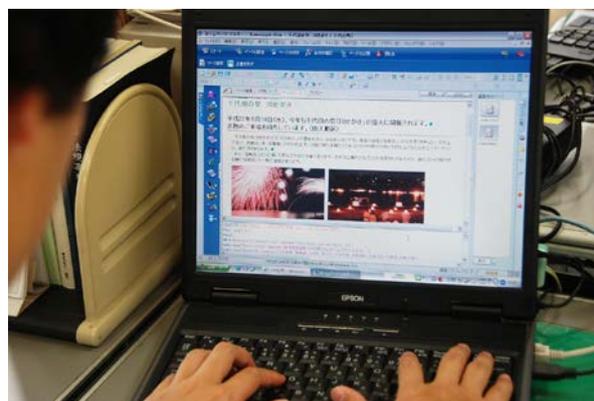
また、広報紙については、町民が積極的に参加できる紙面作りなど、工夫を凝らした広報紙づくりが求められています。

さらに、最新の情報を迅速に提供できるように、ホームページサイトの充実が求められています。

##### ■紙媒体として、重要な情報源「広報ちよだ」



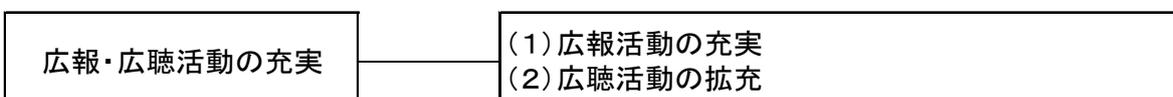
##### ■ホームページによる情報提供



### 3 施策の目的・方針

- ＊情報の共有を図るための広報活動を充実します。
- ＊広報紙やホームページにより、施策や行事、各種情報などの情報提供に努めます。
- ＊ホームページの充実とスピーディな情報提供に努めます。
- ＊あらゆる機会を利用し、町民の意見・要望を的確に把握するよう努めます。

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 広報活動の充実

##### ① 広報紙の充実

- 広報紙は町民の身近な情報源であることから、より多くの町民の方々に読んでいただけるよう、より読みやすくわかりやすい紙面づくりに努めます。また、紙面に限りがあることから、内容を十分吟味し、有益な情報が数多く提供できるよう充実した紙面づくりに努めます。

##### ② ホームページ等の充実

- 急速に普及したパソコンの利用者に対応しつつ、インターネット媒体ならではの迅速な情報の提供とあらゆる方に対応できるよう機能の充実を促進します。また、携帯電話用のホームページサイトの充実に努め、手軽に町情報が得られるよう内容の検討と充実に努めます。

#### (2) 広聴活動の拡充

##### ① 広聴方法の充実

- 町政に関してのご意見等を気軽にいただけるように、「町への手紙」やホームページに電子メールを設定していますが、より多くの方が活用できるよう、利便性の向上に努めます。

##### ② 意見聴取のための事業の推進

- 目的に応じた行政懇談会の実施、各種計画等における町民意向アンケートの実施

など、町民の声が行政に的確に反映されるよう広聴の拡充に努めます。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*広報・広聴活動に参加しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
広報紙発行事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
ふるさとカレンダー作成事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
町づくり講演会事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
ホームページ管理事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
行政懇談会	町	平成 23 年度～
パブリックコメントの推進	町	平成 23 年度～平成 32 年度

## 第2項 情報公開体制の充実

### 1 これまでの取り組み

行政情報の公開・提供を積極的に行い、効率的な情報公開をするため、適正な文書の整理と保存に努めています。

また、情報公開により、公平公正な行政運営の推進に努めています。

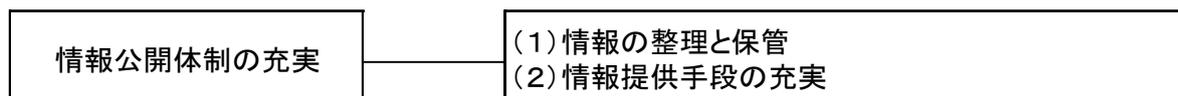
### 2 現況とこれからの課題

広報紙や町ホームページ等を活用した情報提供を行う一方、町民等からの意見や要望を的確に把握するため、行政懇談会や町づくり町民集会などによる広聴活動を実施していますが、今後、より開かれた町政の実現のために、情報を町民と共有できる環境を整えていくことが課題となっています。

### 3 施策の目的・方針

- \* 情報公開条例や個人情報保護条例を適正に執行します。**
- \* 個人情報保護に十分留意しながら、行政情報を公開します。**

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 情報の整理と保管

- 公文書等の管理に関する法律の趣旨に基づき適正な文書管理に努めます。

#### (2) 情報提供手段の充実

- 公開している行政情報の質および内容の充実を図ります。
- 広報紙やホームページを活用し、町からの積極的な情報提供を推進します。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*行政情報を積極的に活用しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
行政情報の公開	町	平成 23 年度～平成 32 年度

## 第2節 町民参加の推進

### 第1項 協働のまちづくりの推進

#### 1 これまでの取り組み

地方分権時代にふさわしい個性的で自立したまちづくりを進めていくためには、あらゆる分野において、これまで以上の「住民との協働」が重要となっています。このため、町民・町民団体と行政とが協力することにより、町民参加の効果的なまちづくりを目的として、関連制度の整備と町民の方々への周知を行ってきました。

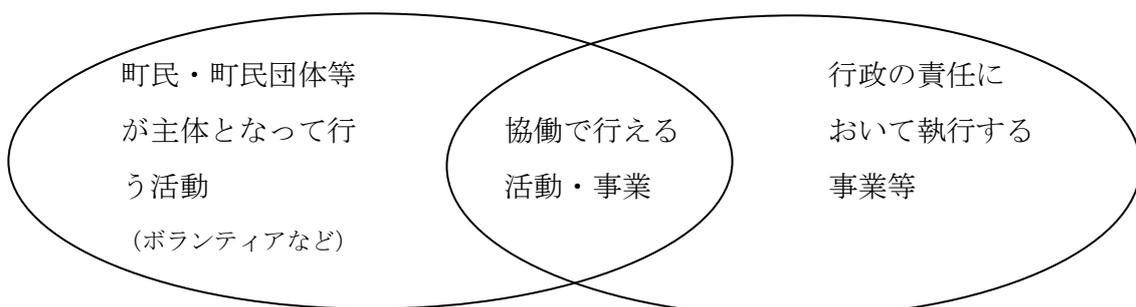
#### 2 現況とこれからの課題

「住民と行政の協働」を推進していく上で、町民と行政が情報交換を行い、地域で関心を持ち、支えあい、人にやさしいまちづくりを推進していくことが課題になっています。

#### 3 施策の目的・方針

**\*協働のまちづくりを広く推進し、町民・行政がパートナーシップをとり、一体となって、より良いまちづくりを創生していきます。**

#### 【協働のイメージ】



#### 4 施策の体系

協働のまちづくりの推進

(1)協働のまちづくり事業の推進

## 5 施策の概要

### (1) 協働のまちづくり事業の推進

#### ①協働のまちづくり事業の周知

- 広報やホームページなどに協働のまちづくりの意義や活動状況・募集等積極的に掲載し、町民の方々への周知と理解を促進することにより、多くの協働のまちづくり団体の創生を目指します。

#### ②町既存事業の協働化の促進

- 町で行っている既存事業について、協働化へ移行できる事業の検討を行い、町民と行政とがパートナーシップがとれる事業の推進を目指します。

#### ③まちづくりサポート事業の推進

- 協働のまちづくりを推進するため、町の諸事業の各分野において町民の方々にサポーターとして参加をいただいている「まちづくりサポート事業」の拡充に努めます。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*行政と協働し、協働のまちづくりに参加しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
協働のまちづくり助成事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
まちづくりサポート事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

■協働のまちづくり団体による活動風景



■まちづくりサポート事業の活動風景



## 第2項 コミュニティの支援

### 1 これまでの取り組み

生活様式の多様化などにより、地域社会の連帯感や協調性の希薄化が進むなか、地域コミュニティの形成のため、地域住民の方々や民生委員・児童委員、ボランティア連絡協議会等の各種団体と協働して、町民主体の活動組織の育成を図っています。

また、コミュニティ活動の拠点について施設整備等の支援を行ってきました。

### 2 現況とこれからの課題

少子高齢化社会の進行や人口の減少、厳しい社会経済情勢などさまざまな環境の変化に対応するため、地域コミュニティの形成が必要となっています。

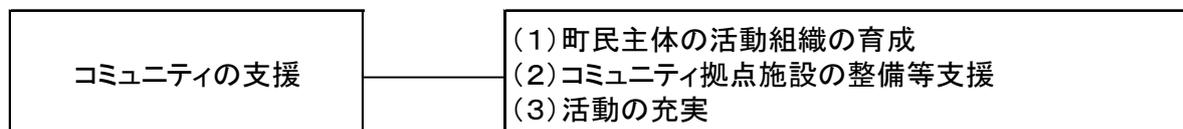
また、新しい地域コミュニティづくりのため、団塊の世代、シニア世代の経験やパワーを活かし、退職後の社会参加や地域にデビューするための支援や対応の強化が必要です。

### 3 施策の目的・方針

**\*地域コミュニティなどの住民活動を推進します。**

**\*公民館や集会所など、コミュニティ活動拠点の施設整備等を引き続き支援します。**

### 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 町民主体の活動組織の育成

- 各行政区の自治活動を支援するとともに、地域住民が望むコミュニティ活動のニーズ把握に努め、地域の特性を生かした地域づくりへの活動支援や育成を推進します。また、地域のニーズと特性を生かした行政との協働事業を支援していきます。

### (2) コミュニティ拠点施設の整備等支援

- 地域の課題は地域の力で解決していくための活動拠点となる、公民館や集会所の施設整備等を支援します。

### (3) 活動の充実

- 地域住民が安心していきいきと暮らせるよう地域のニーズを反映したコミュニティ活動の支援や、地域福祉や地域で学べる生涯学習の場としてのコミュニティ機能の充実と組織の育成を支援します。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*地域活動に積極的に参加しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
コミュニティ拠点施設の整備等支援	町	平成 23 年度～平成 32 年度
各種コミュニティ事業の育成支援	町	平成 23 年度～平成 32 年度

### ■ふれあい・いきいきサロン



### 第3項 ボランティア活動の充実

#### 1 これまでの取り組み

現在、ボランティア連絡協議会を中心としてさまざまな行事や地域福祉活動において活動を行っているほか、社会福祉協議会内にボランティアセンターを設置し、町民の方々にボランティア活動について理解の促進に努め、町民参加を推進しています。

また、ボランティアリーダーの発掘や育成に努めています。

#### 2 現況とこれからの課題

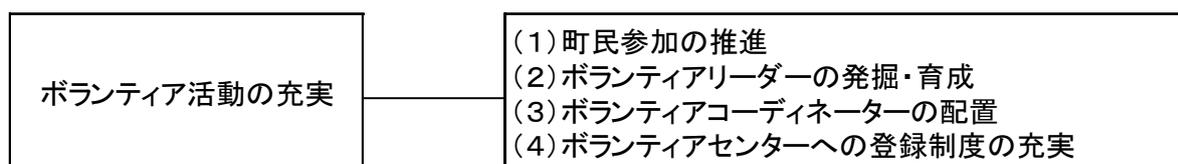
町民がボランティア活動を理解し、ボランティア活動がしやすい体制づくりが必要です。

また、ボランティア活動が、福祉ボランティアにほぼ限られていた状況から、今日では社会環境の変化やボランティアニーズの多様化のため、ボランティア活動の需給調整からプログラム開発などを行うボランティアコーディネーターなどの専門スタッフの配置が必要です。

#### 3 施策の目的・方針

**\*ボランティア活動の理解と参加の促進に努めます。**

#### 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 町民参加の推進

- 町民の方々が個々の得意分野において、その能力を生かし、ボランティア活動に参加・協力につながるような環境づくりと体制の確立に努めます。

### (2) ボランティアリーダーの発掘・育成

- 個人の個性を生かし、各分野においてボランティアリーダーとして活躍の期待される人物の発掘と育成に努めます。

### (3) ボランティアコーディネーターの配置

- 多様化するボランティア活動に対応するため、ボランティアコーディネーターをボランティアセンター内に配置し、ボランティアの育成やボランティアの需要と供給の調整、各種プログラムの開発を行い、ボランティア活動の充実を推進します。

### (4) ボランティアセンターへの登録制度の充実

- 多くの町民の方にボランティア参加・登録をしていただけるよう、マニュアルの整備やワークショップの開催など、ボランティア参加の増進を促進する事業の展開に努めます。

## 6 みんなで取り組むまちづくり

**\*ボランティア活動を理解し、参加しましょう。**

## 7 主な事業

事業名	事業主体	期間
ボランティアセンター推進事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

### ■ ボランティアによる河川美化活動



## 第3節 行財政運営

### 第1項 行政運営

#### 1 これまでの取り組み

町民サービスの向上や事務の効率化のため、行政改革を計画的かつ積極的に推進するとともに行政の高度情報化を図っています。

また、職員研修や適正な人事配置を進め、職員の資質の向上に努めています。

#### 2 現況とこれからの課題

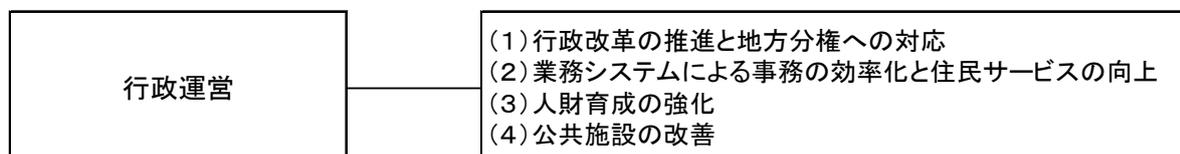
厳しい経済情勢のなかで、地方自治体においても効率的でスリムな組織の実現が求められおり、行政事務の標準化や情報の共有化、事務処理の迅速化が必要となっています。

また、町民のあらゆるニーズに迅速に対応できる人財育成が求められています。

#### 3 施策の目的・方針

- ＊時代に対応した行政運営の推進に努めます。
- ＊シンプルで効率的な組織体制づくりを進めます。
- ＊町民ニーズに迅速に対応できる人財育成を図ります。

#### 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 行政改革の推進と地方分権への対応

- 時代の変化や地方分権化に対応すべく、町民と行政の強いパートナーシップを築くことにより、地域の特色を生かした個性豊かな町づくりを目指します。
- 積極的な行政改革を推進し、健全でスリムな行政運営を目指します。
- 地方分権化に対応した効果的な行政サービスが展開できるよう地方分権に関する調査・研究に努めます。

### (2) 業務システムによる事務の効率化と町民サービスの向上

- 時代に対応した業務システム（電子機器化）等の導入により、事務効率の向上を図るとともに町民サービスの向上に努めます。
- I T（情報技術）環境の充実に努め、時代に即した行政運営を図ります。

### (3) 人財育成の強化

- 各種研修や自己啓発活動を促進し、「総合的な人財」の育成に努め、町全体のレベルアップ化を推進します。

### (4) 公共施設の改善

- 公共施設の安全安心な環境整備を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した誰もが利用しやすい施設管理に努めます。

## 6 主な事業

事業名	事業主体	期間
行政改革大綱の推進	町	平成 24 年度～
情報ネットワークシステム管理事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
人財育成のための各種研修事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
公共施設環境改善事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度

## 第2項 健全な財政運営

### 1 これまでの取り組み

国においては、「国庫補助金の削減」、「地方交付税の見直し」、「国から地方への税源移譲」を行う三位一体の改革が進められ、地方にあっては、自立した財政運営を行っていくことが強く求められています。

このような状況のなかで、本町においては「財政危機突破計画」を策定し、持続可能な財政構造の確立に向けたさまざまな改革に取り組んできました。

また、財務事務の正確性の向上のため財務会計システムを導入し、財政運営の効率化を図りました。

### 2 現況とこれからの課題

歳入面では、自主財源である税金などの大きな伸びは期待できない状況にあります。

歳出面では、義務的経費の増大などにより経常収支比率が高率で推移し、依然として財政構造が硬直化しているなかで、今後も少子高齢社会への対応、施設の老朽化に伴う大規模な更新、改修事業などが予想され、引き続き厳しい財政状況が見込まれています。

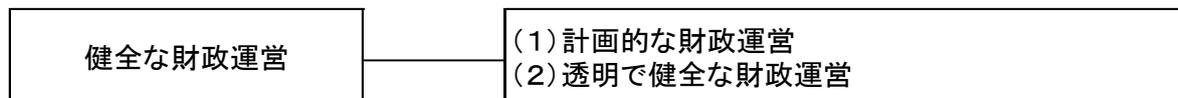
このようななかで、社会情勢の変化や新たな行政課題に柔軟に対応し、持続的な発展を実現していくためには、自主財源の確保を図るとともに健全な財政運営に努め強固な財政基盤を確立していく必要があります。

また、新公会計制度推進のため、新方式での財務書類を作成し、庁内での活用や町民への公表など、新しい仕組みづくりが必要です。

### 3 施策の目的・方針

- ＊「健全で持続可能な財政」の維持に努めます。
- ＊財政状況を新方式での財務書類により明確にします。
- ＊効率的・効果的な財政運営に努めます。

## 4 施策の体系



## 5 施策の概要

### (1) 計画的な財政運営

近年の硬直化している財政を健全化するため、中長期的な見通しに立った計画的な財政運営を進めるなかで、歳入を増やすための施策の展開や歳出の削減を図るなど、財政構造の改善に努めます。

#### ① 財源の安定的な確保

- 税源の適正な把握とその確実な収納に努めます。
- 使用料、手数料については、特定サービスに関する受益と負担の明確化、町民相互間の負担の公平性の見地から、受益者負担の適正化を図ります。
- 地方債の発行については、後年度負担に十分配慮し、低利な資金の確保に努めます。

#### ② 財源の効率的な運用

- 限られた財源を効率的に運用するため、必要度、緊急度に応じて選択を行い、重点配分に努めるとともに、経常経費を可能な限り抑制する一方、受益者負担の適正化を図り、適正な費用負担の確保に努めます。

### (2) 透明で健全な財政運営

- 本町では、これまでも貸借対照表および行政コスト計算書を作成していましたが、平成20年度決算からは、国の新しい基準に基づいた財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を作成・公表しました。今後も、企業会計的な手法を導入したこの財務4表を作成するため、財務事務を総合的に管理する財政システムの構築を図り、財務情報のより分かりやすい公表に努め、町民と行政の信頼関係を築くため、あらゆる機会を捉え、財政情報を公表するなど、財政運営の透明性を高め「わかりやすい」財政運営を目指します。

## 6 主な事業

事業名	事業主体	期間
財務会計システム事業	町	平成 23 年度～平成 32 年度
新公会計システム事業の検討・実施	町	平成 26 年度～平成 32 年度
財政危機突破計画の推進	町	平成 23 年度～

## 第3項 広域行政の充実と連携

### 1 これまでの取り組み

町民の生活圏や産業・経済活動の広域化に対応し、効率的な公共投資と町民サービスの向上を目的として多様な広域行政組合や協議会と連携・協働し、広域行政の推進体制の確立を図っています。

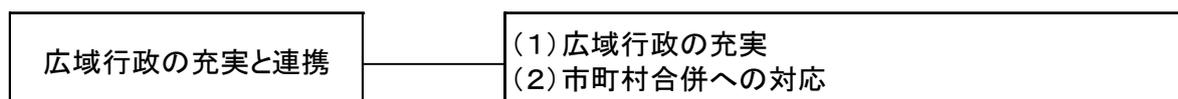
### 2 現況とこれからの課題

地方分権や社会経済環境の変化、交通・道路網の整備促進等により、広域行政ニーズはますます多様化するものと予想され、広域組合や各種協議会への参加・共同運営はもとより、広域圏の枠を越えた各地の自治体などと地域課題に対応する施策の検討や各分野における事業連携の積極的な強化が必要です。

### 3 施策の目的・方針

**\*広域行政の連携を強化するとともに、情報の共有化を図ります。**

### 4 施策の体系



### 5 施策の概要

#### (1) 広域行政の充実

- 自治体の独立した行政機能が主となる地方分権の時代を迎え、行政機能はますます、多様化・多極化の傾向となっています。また、本町を取り巻く環境も社会経済的・環境的側面でも大きく変化を遂げつつあります。このようななか、広域行政を形成する近隣の市町との連携を強化し、また、広域的に処理を行うことが適正である事業については、極力広域化を進めるとともに、現在、広域的処理を共同で行っている事業については、さらなる事業内容の充実に努めていきます。

## (2) 市町村合併への対応

- 東毛地域内では、平成の大合併の波も収束し、現在、邑楽郡各町や館林市では自主自立の自治体として行政運営を行っています。今後は、時代の動向と町民意向の把握に努めつつ、合併についての調査・研究も引き続き行っていきます。

### 一部事務組合等

名 称	設置 年月日	組織団体名	事務内容
館林邑楽総合開発促進協議会	昭38.10.21	【1市4町】館林市・板倉町・明和町・千代田町・邑楽町	広域
邑楽館林医療事務組合	昭39.7.21	【1市5町】館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町	医療
館林衛生施設組合	昭39.9.9	【1市3町】館林市・板倉町・明和町・千代田町	し尿処理
館林地区消防組合	昭45.4.1	【1市4町】館林市・板倉町・明和町・千代田町・邑楽町	消防
東毛広域市町村圏振興整備組合	昭45.9.1	【2市5町】太田市・館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町	広域
大泉町外二町環境衛生施設組合	昭51.3.22	【3町】大泉町・邑楽町・千代田町	ごみ処理他
両毛広域都市圏総合整備推進協議会	平4.9.22	【2県6市5町】栃木県・群馬県・足利市・佐野市・桐生市・太田市・館林市・みどり市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町	広域
東武鉄道整備促進期成同盟会	平6.10.24	【7市5町】足利市・佐野市・桐生市・伊勢崎市・太田市・館林市・みどり市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町	交通
東毛地方拠点都市地域整備推進協議会	平7.3.16	【4市5町】桐生市・太田市・館林市・みどり市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町	広域
利根川新橋建設促進期成同盟会	平9.2.18	【6市4町】足利市・太田市・館林市・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町・熊谷市・行田市・深谷市	交通
太田市外三町広域清掃組合	平11.5.1	【1市3町】太田市・千代田町・大泉町・邑楽町	ごみ処理

資料：町資料

## IV 參考資料

---



## ◆用語解説一覧

### 【あ行】

#### ISO 国際規格（P167）

国際標準化機構。国際規格には、14000 シリーズ（環境）や 9000 シリーズ（品質管理）などがある。

#### 温室効果ガス（P73）

大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きをもつガスのこと。

### 【か行】

#### 介護保険制度（P103, 105）

40 歳以上の国民が被保険者（保険加入者）となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部を支払って介護サービスを利用する制度。

#### 合併浄化槽（P65）

水洗トイレからの汚水（し尿）や、台所・風呂などからの排水（生活雑排水）を微生物の働きなどを利用して浄化・放流する施設。

#### 家電リサイクル法（P71）

一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶プラズマ）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

#### 感染症（P88, 89, 90, 91）

微生物が体内に侵入し、繁殖したためにおこる病気をいう。感染症にはインフルエンザや赤痢のように、人から人へ伝染する伝染性感染症と、破傷風のように人から人に伝染しない非伝染性感染症とがあり、伝染性感染症は単に伝染病ともいわれる。

#### 基準財政需要額（P17）

普通交付税の算定に用いるもので、合理的かつ妥当な水準で行政を運営した場合にかかる経費を一定の方法で算定した額。

#### 基準財政収入額（P17）

普通交付税の算定に用いるもので、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入などを一定の方法で算定した額。

#### 義務的経費（P186）

法令・規程により支出が義務付けられ、任意に削減することが困難な経費をいいます。この経費としては人件費、扶助費、公債費があげられる。

### **キャリア教育（P134, 136, 138）**

児童生徒一人ひとりに、望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育をいいます。

### **救急医療システム（P92）**

県内の救急医療機関の情報や、休日当番医、休日夜間急患センター等の情報を提供するシステムで、県のホームページで閲覧できる。

### **急性期医療（P93）**

緊急あるいは重症の患者に対する医療のこと。

### **行政コスト計算書（P187）**

その年度内で行われた、町の行政サービスに要したコストを表しています。

### **経常経費（P15, 187）**

毎年度連続して固定的に支出される経費。

### **経常収支比率（P17, 186）**

市町村の財政構造の弾力性を測定する比率。人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費に、地方税や地方交付税などの経常的な収入（一般財源）がどの程度充当されているかをみることで、その自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられている。

### **広域圏（広域市町村圏）（P2, 189）**

市町村における広域行政体制の整備ならびに広域かつ総合的な計画の策定およびこれに基づく施策の実施の促進を目的として、圏域人口がおおむね10万人以上であり、一定の要件を具備した日常生活圏を形成し、または形成する可能性を有すると認められる圏域で、関係市町村と協議して都道府県知事が設定するもの。

### **後期高齢者医療制度（P97）**

75歳以上の高齢者全員と、65歳以上75歳未満の一定程度の障害があり、広域連合の認定を受けたものが加入する独立した公的医療保険制度。

### **公共下水道（P65, 66）**

下水を排除し、または処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠（地下の管等）である構造のものをいう。

### **合計特殊出生率（P6）**

一人の女性が一生のうちに出産する平均の子ども数。

### **公債費（P16, 17）**

市町村が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金の償還利息。

### **国庫（県）支出金（P15）**

特定の事務事業に対し、国（県）の立場から公益性が認められるものに対し、国（県）が交付するお金です。負担金（国や県が法令に基づき義務として支出するもの）、補助金（特定の仕事に対して支出するもの）、委託金（国や県の事務を市町村に委任した経費の委託金）があります。

### **コミュニティ（P39, 66, 77, 180, 181）**

人々が共同意識を持って共同生活を営む一定の地域およびその人々の集団、地域社会、共同体。

### **コミュニティプラント（P66）**

地方自治体や公社、民間事業者の開発行為による住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設。

### **コーホート変化率法（P36）**

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホートごとの5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものとして推計し、0～4歳の子どもの人口は、15～49歳女子人口との比率により推計する手法のこと。将来人口を推計する代表的手法。

## **【さ行】**

### **財政指標（P17）**

町の財政運営が健全かどうかを表す指標。

### **財政力指数（P17）**

地方自治体の財政基盤の強さを示すもので、1を超えると普通交付税が交付されない団体となります。通常は3か年平均の数値を用います。また、1を超えない場合でも1に近いほど財政力に余裕の有る団体といえます。

### **三位一体改革（P15）**

国と地方の税財政改革のことで、補助金の見直し、地方交付税の見直し、国から地方への財源移譲の三つの課題を関連させて進められることからついた名称。

### **税源移譲（P15, 17, 186）**

補助金に代わる地方の新たな財源として、国が集めている税金のうちの一定の部分を、地方が集めることができるようにすること。

### **ジェネリック医薬品（P95, 98）**

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医療品のこと。

### **自主財源（P186）**

市町村が自主的に徴収または収納できる財源をいいます。地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入などがあります。

### **実質公債費比率（P17）**

借金の返済額とこれに準じる額の負担の程度を示す指標。

### **次世代育成支援行動計画（P18, 25）**

進行する少子化に対応するため、国をあげて次世代育成支援に取り組むため、平成15年7月に公布された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、都道府県や市町村、301人以上を雇用する一般事業主と特定事業主（事業主としての都道府県、市町村および国の機関等）は、次世代育成支援に係る行動計画を策定することが義務づけられた（※平成23年4月1日以降は、従業員101人以上企業へ拡大されます）。

### **周産期医療（P93）**

周産期とは妊娠後期から新生児早期までのお産にまつわる時期を一括した概念をいい、この時期に母体・胎児・新生児を総合的に管理して母と子の健康を守ることをいいます。

### **集落営農組織（P160）**

集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織。

### **純資産変動計算書（P187）**

純資産がその年度内でどのように増えたか減ったかを表しています。

### **食育（P88, 90, 91, 132, 136, 142, 143）**

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組み。

### **人財（P28, 31, 38, 44, 102, 132, 135, 136, 139, 141, 184, 185）**

熱意や技能を有し、まちづくりを支える原動力の基となる町民や役職員等全ての人々を本町では「人財」という表記を使用しています。

### **人件費（P16, 17）**

職員や特別職の給与、議員及び各種委員会委員の報酬の経費。

### **生活習慣病（P87, 88, 89, 90, 95, 98）**

食生活や喫煙、飲酒、運動不足など生活習慣との関係が大きい病気のこと、従来は「成人病」とよばれていた。

生活習慣病は毎日の食事や、酒、たばこなどの嗜好（しこう）品、生活環境など日常生活の積み重ねで始まり、加齢によって進行する。

### **生産年齢人口（P8）**

年齢別人口のうち労働力の中核をなす 15 歳以上 65 歳未満の人口層をいう。

## **セクシャルハラスメント（P128）**

性差別の具体的な現れとして職場や学校で起きる性的いやがらせを指す。

### **【た行】**

## **第 1 次産業（P12）**

産業の大分類を 3 部門に集約したもののうち、農業、林業、漁業などの産業部門。

## **第 2 次産業（P12）**

産業の大分類を 3 部門に集約したもののうち、鉱業、建設業、製造業などの産業部門。

## **第 3 次産業（P12）**

産業の大分類を 3 部門に集約したもののうち、第 1 次産業、第 2 次産業以外の産業で、電気・ガス・水道業、通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食業、サービス業などの産業部門。

## **地域ケア体制（P102）**

介護などを必要とする状態となっても、できるだけ住み慣れた自宅や地域で高齢者が安心して暮らし続けるための基盤のこと。

## **地域包括支援センター（P101, 103, 105, 108）**

地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、主に包括的支援事業（介護予防事業のマネジメント、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、被保険者に対する虐待の防止や早期発見などの権利擁護事業、支援困難ケースへの対応など）を地域において一体的に実施する介護予防の中核拠点となる機関。

## **中核病院（P93）**

地域の医療連携の中核を担う病院のことで、入院や高度専門的な検査が必要であるとかかりつけ医が判断したときは、中核病院へ紹介する。

中核病院は、複数の診療科や高度な医療機器を備えた病院で、開業医や他の病院と連携して、地域医療の拠点としての役割を担う。

## **地産地消（P142, 157, 158）**

「地元生産～地元消費」略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

## **地方交付税（P15, 17, 186）**

税収入は市町村によって異なりますが、教育や福祉等の標準的なサービスを全国の市町村で提供できるように、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一部から市町村の財政状況に応じて国から交付されるお金。

## **地方債（P15, 16, 17, 187）**

道路整備や学校建築など、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するためなどに、市町村が長期にわたり借り入れをするお金。近年は、国や地方公共団体の財源不足や、減税による財源の減少を補てんするために地方債を発行することもあります。

## **地方税（P15, 17）**

町民のみなさんや町内に事務所を持つ法人等に納めていただくものです。町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、都市計画税などがこれにあたります。

## **デジタル化（P43）**

紙・マイクロフィルム情報（文書・帳票・図面）・写真などのアナログデータをデジタル信号に変換して記録すること。

## **デジタルマッピング（P59）**

従来の紙ベースで作成された地図と異なり、地形・地物等の地図情報をデジタル形式で作成された電子地図。

## **都市計画道路（P55, 80, 81, 82, 83）**

都市計画法に基づいて定められた道路。都市計画審議会での検討を経てその線形と車線数が定められる。計画区域内での建築に制限が加えられる。

## **都市計画マスタープラン（P55, 57, 59）**

平成4年の都市計画法改正により規定された、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める都市づくりに関する長期計画。

## **DV（ドメスティック・バイオレンス）（P128）**

同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚から受ける家庭内暴力のこと。

## **土地区画整理事業（P60, 61, 62）**

土地区画整理法に基づく市街地開発事業のうちの一つ。宅地の形状を整えるとともに、土地の一定割合を減歩として公共施設のために提供しあうことで道路や公園などの都市基盤を整備していく事業。

## **【な行】**

### **二次医療（P92）**

日常生活圏エリアの医療機関において、MRI装置やマンモグラフィーといった最新医療機器を使うことにより、患者に先進的な医療を提供するもの。

### **認定農業者（P13, 157, 161）**

農業経営者や農地法で規定された農業生産法人で、農業経営規模の拡大、経営の合理化等の経営改善計画を作成し市町村が認定した者。

## **ノーマライゼーション（P112, 115）**

「障害のある人もない人も、社会で等しく自分らしい生活をできるようにする」という考え方。

## **【は行】**

### **パートナーシップ（P5, 179, 185）**

提携、協力関係、連合。町民と行政の協力関係を指す。

### **パブリックコメント（P175）**

町の基本的な施策に関する計画や条例案等を策定するときに、その素案を公表し、広く町民の皆さんに意見等を求め、提出された意見等を考慮して計画等を決定していくというもの。

### **被保険者（P94, 95, 96, 97, 98）**

健康保険に加入し、病気やけがなどをしたときなどに必要な給付を受けることができる人のこと。

### **標準財政規模（P17）**

地方自治体の標準的な一般財源の大きさを示すものです。

### **物件費（P16）**

人件費に計上されない賃金、旅費、交際費、消耗品、備品購入費、委託料などの消費的性質の経費。

### **扶助費（P16, 17）**

市町村が各種の法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、障害者自立支援法など）に基づいて支出する経費と、町が行っている各種扶助の経費。

### **普通建設事業費（P16）**

道路や公共施設の新增設等の建設事業、用地取得等に要する経費。

### **防災行政無線（P41, 43）**

町民に対して防災情報を周知するために整備しているネットワーク。

### **補助費等（P16）**

町から他の地方公共団体等や町の各種団体などに対して、公益上必要な場合に支出される負担金や補助金。

### **ポピュレーションアプローチ（P89）**

特定健診、精神保健、母子保健、健康の保持増進を図るための活動として、運動教室や健康教室、健診、健康指導事業を行うこと。

### **保留地（P60, 61）**

土地区画整理事業において、地権者が出しあった土地のうち、売却処分して事業費にあてる区画。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン（P185）

言葉の違い、障害の有無、老若男女といった差異に関わらずに利用できる設計・工業デザイン。バリアフリー概念の拡張形で、「最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること」をいう。

### 幼保一元化（P130）

少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するべく、幼稚園と保育園を一体運営すること。

## 【ら行】

### レガッタ（P75, 76）

原動機のない競漕用の船を使ったボート競技の総称。

### ローリング方式（P3, 4）

実施計画の見直し方法で、計画と現実の間に生じる差異を埋めるもので、毎年見直しを行う方法。

## 【わ行】

### ワークショップ（P183）

「体験型の講座」の意味。まちづくりの分野では、町民同士の話し合いで町のあり方や施策などを検討・提案していく町民参加の場のこと。

## ◆千代田町第五次総合計画の策定過程

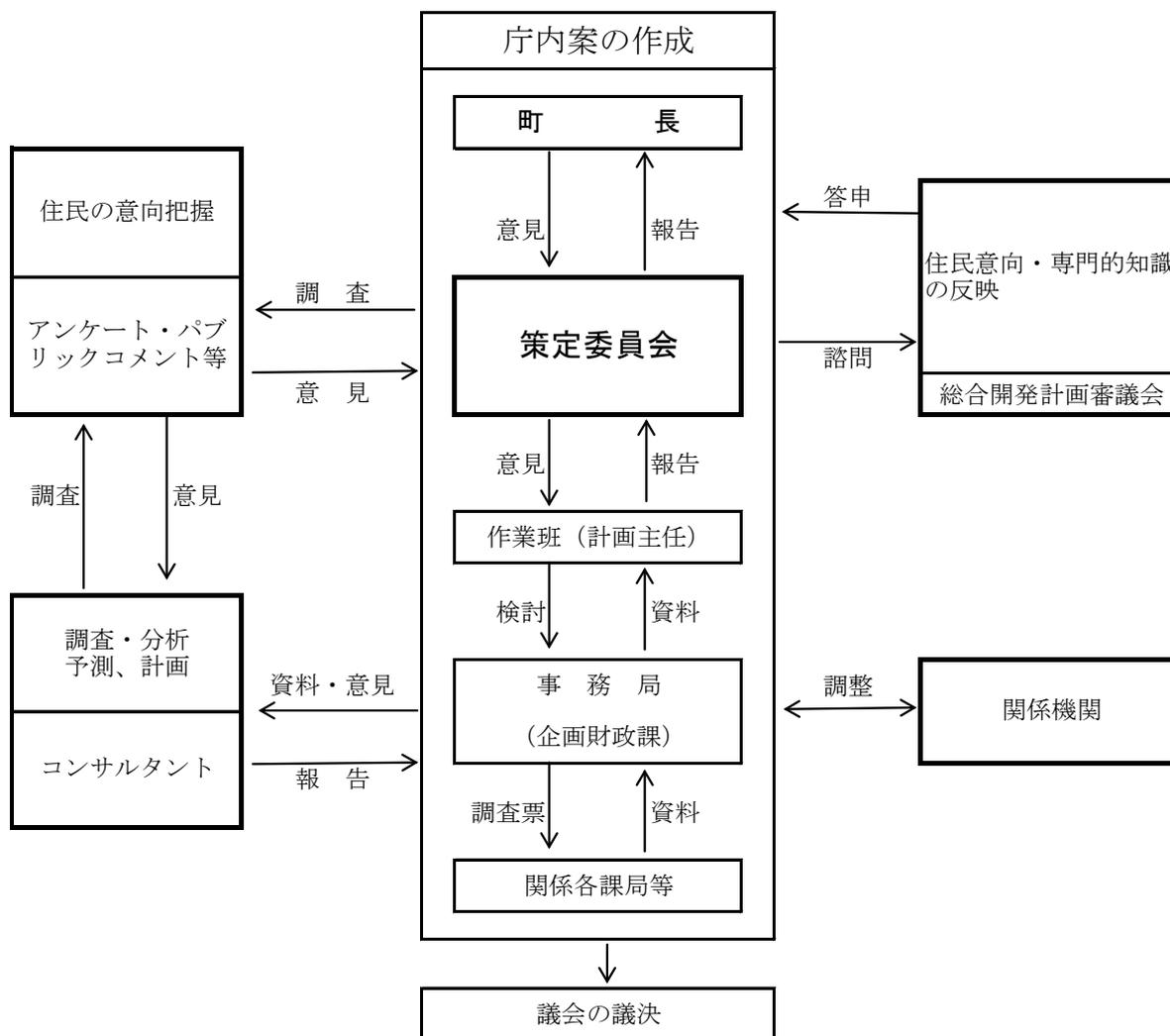
[平成21年度]

年月日	事項	内容
平成21年 6月24日	第五次総合計画策定要綱を制定、庁内策定体制を組織する	
7月1日	第1回策定委員会	・第五次総合計画策定要綱及び庁内策定組織体制について ・第五次総合計画策定の基本方針及びスケジュールについて
7月	住民アンケート調査の実施	調査対象者 18歳以上70歳未満 1,322人 中学生以上18歳未満 206人
7月31日	第1回計画主任会議	・第五次総合計画策定要綱及び庁内策定組織体制について ・第五次総合計画策定の基本方針及びスケジュールについて ・基本構想について ・基本計画について ・作業スケジュールについて
10月15日	第2回計画主任会議	・今後の計画策定の進め方について ・施策調査シートについて
11月25日～ 12月1日	各課ヒアリング	・施策調査シートについて
平成22年 2月1日	第2回策定委員会	・住民アンケート調査の集計結果について ・第五次総合計画における人口推計について ・各課による第四次総合計画の施策の検証と第五次総合計画の方向性について
2月25日	第1回代表計画主任会議	・基本構想（骨子案）について
3月23日	第2回代表計画主任会議	・基本構想（骨子案）について

[平成22年度]

年月日	事項	内容
平成22年 4月5日	第3回策定委員会	・第五次総合計画基本構想（骨子案）について ・第五次総合開発計画審議会委員の選定について ・第五次総合計画における人口推計について
4月22日	第3回代表計画主任会議	・基本構想（骨子案）について ・将来像（案）の作成について ・人口推計について ・基本計画と実施計画について
5月21日	第4回策定委員会	・第五次総合計画基本構想（骨子案）について ・第五次総合計画基本計画の構成（案）について ・第五次総合開発計画審議会委員について
6月21日	総合開発計画審議会への諮問	・諮問書
〃	第1回総合開発計画審議会	・第五次総合計画基本構想（素案）について
6月30日	第3回計画主任会議	・各所管における基本計画案の作成依頼について
7月23日～ 29日	各課ヒアリング	・第五次総合計画基本計画（素案）について
8月10日	第1回総務部会	・第五次総合計画基本計画（素案）について
〃	第1回建設水道部会	〃
〃	第1回住民福祉部会	〃
8月11日	第1回経済部会	〃
〃	第1回文化教育部会	〃
8月20日	第5回策定委員会	・第五次総合計画基本構想（原案）について ・第五次総合計画基本計画（素案）について ・第五次総合開発計画審議会説明質疑等について
8月31日	第2回総合開発計画審議会	・第五次総合計画基本構想（原案）について ・第五次総合計画基本計画（素案）について
9月8日～ 22日	基本構想（原案）及び基本計画（素案）公表・パブリックコメントの実施	・第五次総合計画基本構想（原案） ・第五次総合計画基本計画（素案）
9月13日	第6回策定委員会	・第五次総合計画基本構想（原案）の修正（案）について
9月21日	第7回策定委員会	・基本計画（写真入り）の確認について ・パブリックコメントの対応
10月1日	第3回総合開発計画審議会	・第五次総合計画基本計画（原案）について ・総合開発審議会答申について
〃	総合開発計画審議会からの答申	・町長へ審議会答申
10月15日	第8回策定委員会	・基本計画（原案）に対するパブリックコメントの対応 ・審議会意見に対する基本計画（原案）の修正（案）について ・各課における基本計画（原案）の修正要望について
11月10日	第9回策定委員会	・町長答申について（同日、町長へ答申）
11月30日	全員協議会	・第五次総合計画（案）について
12月10日	議会提案・議決	・第五次総合計画基本構想議決

## ◆総合計画策定の実施体制



### 【策定委員会】

策定委員会は、内部における原案作成の最高機関として、副町長を委員長とし、各課局長で構成され、町の将来像、施策の方向等について各行政分野の総合調整を図り、計画に係る重要施策・重要事業を審議決定する機関である。（※事務局及び専門部会より提出された内容について検討し、審議決定する。）

### 【作業班】

各部門の現状と課題の整理及び分析、問題提起、対策案、資料収集、計画素案の作成等のため、専門部会の補助的機関として、各関係課局の係長級の職員を構成員とした計画主任からなる。

## ◆千代田町総合開発計画審議会条例

### 千代田町総合開発計画審議会条例

昭和 45 年 12 月 24 日

条例第 48 号

#### (設置)

第 1 条 千代田町総合開発計画に関し、町長の諮問に応じて必要な事項の調査及び審議を行うため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、千代田町総合開発計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (組織)

第 2 条 審議会は、委員 60 人以内で組織し、委員は次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員 10 人以内
- (2) 知識経験のある者 50 人以内

#### (任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 千代田村新村建設審議会設置条例は、廃止する。

附 則(昭和 55 年条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 55 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 57 年条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 年条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年条例第 17 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 9 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

◆総合開発計画審議会委員名簿

◎会長、○副会長

	氏名	役職名	備考
町議会議員	◎富岡芳男	議会議長	
	福田正司	議会副議長	
	高橋純一	総務文教常任委員会委員長	
	襟川仁志	総務文教常任委員会副委員長	
	川田延明	福祉産業常任委員会委員長	
	金子孝之	福祉産業常任委員会副委員長	
知識経験者	○茂木勝男	区長会長	
	田中盛栄	消防団長	
	齋藤純一	交通指導隊長	
	白石正躬	代表監査委員	
	遠藤牧子	教育委員長	
	柿沼正博	社会教育委員長	
	高木紀芳	体育協会長	
	金井俊治	校長会長	
	田村裕昭	P T A連合会長	
	栗原稔	文化協会長	
	相澤則夫	青少年育成推進員連絡協議会長	
	増田秀紀	子ども会育成会連絡協議会長	
	森田榮	民生児童委員会長	
	小沢惣一	社会福祉協議会長	
	内田口枝	ボランティア連絡協議会長	
	野坂仁志	老人クラブ連絡協議会長	
	栗原啓	農業委員会長	H22. 6. 21～H22. 6. 30
	坂本頼雄	農業委員会長	H22. 7. 8～H22. 10. 1
	大谷昇	商工会長	
	高橋秀明	J A 邑楽館林永楽支所長	
	太田昇	J A 邑楽館林富永支所長	
	栗原孝至	ちよの会会長	
	関根喜彦	生活環境委員会長	
	荒木恵美子	母子保健推進員会長	
石橋純男	住民代表		
横塚千鶴子	住民代表		

## ◆千代田町第五次総合計画策定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千代田町第五次総合計画（以下「総合計画」という。）策定事務の円滑なる推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画

町の将来の健全な発展を図るために策定する町政の総合計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画よりなるものをいう。

(2) 基本構想

地方自治法第2条第4項の規定によるもので、町の将来目標及び基本的施策を明らかにするものをいう。

(3) 基本計画

基本構想に基づき、町の施策及び根幹的事務事業について作成する計画をいう。

(4) 実施計画

基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について作成する計画をいう。

(策定委員会)

第3条 総合計画を策定するため、千代田町第五次総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

2 策定委員会は、総合計画案策定のための最高調整組織で、町長との連絡、専門部会の調整等計画案策定のすべての統括を行うとともに、計画案の基本的方針を決定する。

3 策定委員会の組織は、次のとおりとし、町長が任命する。

委員長 1名 副委員長 1名 委員 若干名

4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故あるときはその職務を代理する。

6 策定委員会の庶務は、企画財政課（策定委員会事務局）があたる。

(専門部会)

第4条 専門部会は、策定委員会の補助組織とし、担当部門の計画案を策定する。

2 専門部会の組織及び分掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総務部会 担当部門における現状調査、分析と将来構想案、基本計画案の策定に関すること。

(2) 住民福祉部会 //

(3) 経済部会 //

(4) 建設水道部会 //

(5) 文化教育部会 //

3 専門部会に、部会長1名、副部会長1名、部会員若干名を置き町長が任命する。

4 専門部会は、部会長が招集し議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、その職を代理する。

6 部会長が必要と認めるときは、知識経験者を招き意見等を求めることができる。

(計画主任)

第5条 総合計画に関する事務を担当させるため、各専門部会に計画主任若干名を置く。

2 計画主任は、部会長が所属職員の内から推薦し、町長が任命する。

3 部会長は、前項の規定により、計画主任を推薦したときは、直ちにその氏名を策定委員長に報告するものとする。

(計画主任の所管事務)

第6条 計画主任は、所属部会長の命を受け、所属部会における次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 総合計画に含まれる事務事業の計画及び方針の企画調査等、調整に関すること。

(2) 総合計画に係る必要な資料の収集、整理及び分析に関すること。

(3) その他総合計画に関すること。

(計画主任の資料提出要求等)

第7条 計画主任は、職務執行上必要があるときは、関係職員又は他の計画主任に対し、資料を提出させ、若しくは、その説明を求めることができる。

2 前項の要求が合ったときは、関係職員は直ちに必要資料を整えて要求のあった計画主任に提出し、若しくは説明しなければならない。

(資料等の送付)

第8条 部会長は、総合計画に関する事務の参考として考えられる資料等を作成したときは、策定委員長に送付するものとする。

2 策定委員長は、総合計画に関する事務の参考となる資料等を作成したときは、すみやかに各部会長及び計画主任に送付するものとする。

(会議)

第9条 策定委員長は、必要があると認めた時は、部会長、副部会長、計画主任を招集し、会議を開くことができる。

(その他)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行し、総合計画の策定が完了したときに廃止する。

◆総合計画策定委員名簿

平成22年度

役名	職名	氏名	所属部会	備考
委員長	副町長			副委員長が代理
副委員長	教育長	松沢 義文		～H22. 11. 10
委員	総務課長	川島 賢	総務部会	
〃	企画財政課長	(川島 賢)	総務部会	
〃	税務課長	加藤 忠夫	総務部会	
〃	住民福祉課長	塩田 稔	住民福祉部会	
〃	環境保健課長	荒井 和男	住民福祉部会 建設水道部会	
〃	経済課長	椎名 信也	経済部会	
〃	建設水道課長	田島 重廣	建設水道部会	
〃	会計課長	野村耕一郎	総務部会	
〃	議会事務局長	坂本 道夫	総務部会	
〃	農業委員会事務局長	(椎名 信也)	経済部会	
〃	教育委員会事務局長	高橋 充幸	文化教育部会	

■策定委員会事務局

	職名	氏名	備考
事務局長	企画財政課長	川島 賢	
事務局	企画調整係長	森 茂人	
〃	財政係長	柿沼 孝明	
〃	主査	酒巻 伸治	
〃	主任	森田 恵理	
〃	主任	新島 紀幸	

## ◆総合計画策定計画主任名簿

平成22年度

NO	役名	職名	氏名	関連部会	備考
1	計画主任	総務課 秘書係長	大谷 英希	総務部会	
2	〃	総務課 行政係長	宗川 正樹	総務部会	
3	〃	総務課 防災管財係長	森田 晃央	総務部会	
4	〃	企画財政課 財政係長	柿沼 孝明	総務部会	
5	〃	企画財政課 企画調整係長	森 茂人	総務部会	
6	〃	税務課 町民税係長	荒井 稔	総務部会	
7	〃	税務課 固定資産税係長	小暮 秀樹	総務部会	
8	〃	税務課 収納係長	加藤 政一	総務部会	
9	〃	住民福祉課 住民係長	茂木 久史	住民福祉部会	
10	〃	住民福祉課 福祉係長	久保田新一	住民福祉部会	
11	〃	住民福祉課 介護保険係長	下山 智徳	住民福祉部会	
12	〃	環境保健課 環境保健係長	松沢 陽一	住民福祉部会	
13	〃	環境保健課 下水道係長	福地 裕之	建設水道部会	
14	〃	経済課 農政係長	野村 真澄	経済部会	
15	〃	経済課 商工統計係長	間仲 賢次	経済部会	
16	〃	建設水道課 商業施設等誘致対策室長	石橋 俊昭	建設水道部会	
17	〃	建設水道課 都市計画係長	坂部 三男	建設水道部会	
18	〃	建設水道課 土木管理係長	荻野 俊行	建設水道部会	
19	〃	建設水道課 上水道係長	栗原 弘明	建設水道部会	
20	〃	会計課 出納係長	小寺 晴美	総務部会	
21	〃	議会事務局 主任	小林 良子	総務部会	
22	〃	農業委員会事務局 農地係長	塩田 清和	経済部会	
23	〃	教育委員会 総務係長	斉藤 晴彦	文化教育部会	
24	〃	教育委員会 学校教育係長	大木 博一	文化教育部会	
25	〃	教育委員会 図書館長	橋本 文雄	文化教育部会	
26	〃	教育委員会 町民プラザ館長	西宮 茂	文化教育部会	
27	〃	教育委員会 生涯学習係長	篠田 晃	文化教育部会	
28	〃	教育委員会 スポーツ振興係長	大川 智之	文化教育部会	
29	〃	教育委員会 給食センター所長	荒井 正三	文化教育部会	
30	〃	社会福祉協議会社会福祉士	八山 光教	住民福祉部会	

人と自然がふれあう 元気で豊かなまち ちよだ  
千代田町第五次総合計画

平成 23 年 3 月

発行：千代田町

〒370-0598 群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 1895-1

TEL 0276-86-2111 (代表) FAX 0276-86-4591

e-mail [info@town.chiyoda.gunma.jp](mailto:info@town.chiyoda.gunma.jp)

ホームページ <http://www.town.chiyoda.gunma.jp/>

編集：千代田町企画財政課